第三部　勞働施設及對策

概說……三五九
第一編　業主の施設及對策……三六〇
第一章　工・鑛・交通業資本家の施設及對策……三六〇
第一節　慰撫的對策……三六〇
第二節　協調的對策……三六二
第三節　對抗的對策……三六三
第二章　官公業當局の施設及對策……三六四
第一節　慰撫的對策……三六四
第二節　協調的對策……三六五
第三節　對抗的對策……三六六
第三章　農業地主の對策……三六六
第一節　慰撫協調的對策……三六六
第二節　對抗的對策……三六八
第三節　自棄的對策……三六九
第四章　中間階級者に對する業主側の施設及對策……三七〇
第二編　社會政策的施設……三七二
第一章　一般勞働者に對する施設……三七二
第一節　一般的施設及其方針……三七二
第二節　對勞働災害及勞働衞生施設……三七六
第三節　保險施設……三七九
第四節　勞働者教育施設……三八八
第二章　農業勞働者に對する施設……三九二
第一節　政府の施設……三九二
第二節　府縣の施設……四〇二
第三節　農會……四〇二
第三章　中間階級者に對する施設……四〇三
第四章　婦人勞働者及職業婦人に對する施設……四〇三
第一節　婦人勞働者に對する施設……四〇三
第二節　職業婦人に對する施設……四〇四
第五章　少年勞働者に對する施設……四〇五
第六章　海外移民に對する施設……四〇六
第七章　移入民に對する施設……四〇七
第三編　勞働者運動對策……四〇八
第一章　工・鑛・交通業勞働運動對策……四〇八
第一節　勞働爭議對策……四〇八
第二節　勞働運動對策……四一九
第三節　勞働組合對策……四一〇
第二章　農業勞働者運動對策……四一〇
第三章　國際勞働協會……四一三
第四編　勞働問題關係調査……四一六
第一章　一般に關する調査……四一六
第二章　工・鑛・交通業勞働者に關する調査……四一七
第三章　農業勞働者に關する調査……四一八
第四章　中間階級者に關する調査……四一九
第五章　婦人勞働者及職業婦人に關する調査……四一九
第六章　少年勞働者に關する調査……四一九
第七章　移民に關する調査……四一九
第五編　勞働立法……四一九

第三部(勞働施設及對策)統計表

第一表　工場扶助給與統計
　其一　大正十四年工場種別扶助件數
　其二　昭和元年工場種別扶助件數
　其三　大正十四年工場扶助給與額及延日數
　其四　昭和元年工場扶助給與額及延日數
第二表　昭和元年鑛夫扶助件數
第三表　官廳現業員共濟組合統計
　其一　共濟組合員數累年表
　其二　共濟組合成績表
第四表　簡易保險統計
　其一　事業成績累年表
　其二　保險契約狀況
　其三　事業各月狀況
　其四　積立金貸付累年表
第五表　郵便年金統計
第六表　健康保險統計
　其一　被保險者各月狀況
　其二　被保險者標準報酬等級別表
　其三　健康保險收支概況
　其四　健康保險給付件數
　其五　健康保險療養給付患者及日數調
　其六　醫師保險醫及被保險者割合調

概　說

今春における金融恐慌の後を承けて經濟界は尙引續き一般的不況を告げた。從つて、勞資間の關係は從來の傾向を辿つて深刻化されることはあつても緩和されることは望むべくもなかつた。そのことは第二部勞働者運動の記述によつて明かであるが。鬪爭に直接關係なき勞働施設及び對策においてもそれは反映せざるを得なかつた。

先づ業主の施設對策について見てもその趨勢は昨年度と大差がない。溫情主義的な福利慰安施設は、資本家の對抗的な一般的狀勢の眞中においても尙ほ勞働者の懷柔策としては不可缺なものとして、特に大事業主の工場鑛山においては漸次ながらも進められつゝある。これに對し、業主の對抗的團體は、昨年より本年にかけて地方的から全國的への道程を辿り急速に進展せしめられ、內容的にも次第に强化しつゝある。而して本年においてこの種團體の直接なる對抗的活動として注目されたものは健康保險法に對する猛烈なる反對及び改正運動であつた。對抗的對策の急展しつゝあるに比すれば、所謂協調的對策は啻に新施設の見るべきものなきのみならず。工場委員會制度の如きも殆んど停頓の狀態にある。他方において、業主側のかゝる態度に應じ、勞働者も亦共濟、扶助、その他の慰撫的對策を單なる恩惠と見ること、もしくは個々の權利の伸張と見ることを排し、例へば共濟組合の如きも之を法人化して以て自己の管理に移さんとし、漸次これを階級鬪爭における部分的鬪爭目標と考へんとする傾向を深化しつゝある。

次に、第三者としての政府及び公共團體の社會政策的施設として注目すべきものは、まづ健康保險の實施であらう。しかし實施後僅かに一ヶ年に過ぎぬのと、それが我國における社會保險として最初の試みであるのとで、本年において滿足すべき効果を擧げ得なかつたのは寧ろ止むを得ぬ事情といふべきであらう。これに對し、既に當局は各方面の改正意見を參照して年內に同法改正法律案を發表した。その他勞働災害、勞働衛生等に關しては別に新施設の見るべきものはないが、海外移民に關しては人口問題の喧傳と共に當局の注意を喚起し、本年においては企業移民の奬勵を目的とする移住組合法の實施を見たことを特筆すべきであらう。他方、勞働者の進歩的諸運動に對して當局が益々彈壓的態度に出でつゝあるは多言するまでもないが、その積極的施設として本年中新たに施行せられたものは見なかつた。

尙ほ從來第三部第二篇中社會施設として述べ來つた部分は本年より之を社會事業として獨立せしめ第四部に收めることゝした。

第一篇　業主の施設及對策

第一章　工・鑛・交通業資本家の施設及對策

經濟的政治的情勢の不安定と勞働者運動の生長の結果、資間の抗爭は年を逐ふて複雜化するばかりである。慰撫的情的設備の改善をもつて勞働者の懷柔を圖ることも無論不に試みられつゝあるが、勞働者運動の急直なる政治的進出そしろ資本家團體をしてその對抗的用意を急がしめ、資本團の連帶的結成を進めしめつゝあるのを見る。

第一節　慰撫的對策

一　共濟組合

共濟組合は健康保險實施の結果として或は廢止されたるものもあり、また健康保險組合に變形したるものもないでもないが、業主側においては寧ろ健康保險を不利と見るもの多く大體において從來通りの狀況で大變化なきものと見得るのであるが、いま全國的な調査を缺くが故にその詳細は知り得ない。

二　扶助給與

工場法又は鑛業法による扶助給與は、昭和元年末限りその大部分は健康保險法に依る保險給付が之に代つた。保險給付については別項（第二編第一章第三節）に記述してあるが故に參照を乞ふ。こゝには、大正十五年度における工場及び鑛山における扶助給與の概說を摘錄してをくことゝする。

工場における扶助給與　工場勞働者の負傷並びに疾病に對する扶助件數は、總數二四四、八九六件（負傷二二七、六〇疾病一七、二三六）であり、大正十一年を別として十二年以來の最高である。扶助金額も從つて多く、次表の如くである（種類別詳細については第三部統計表第一表其一、其二參照）

	件數	金額	一件平均
	件	圓	
大正十二年	三二、九八一	二、三二、三九一	一〇、四三
大正十三年	一七八、〇一八	二、一六七、二三	一三、一七四
大正十四年	二〇三、六九二	二、三九五、七二三	一一、八二〇
大正十五年	二四四、八九六	二、八〇五、三三四	一一、四五五

これを業務別に主なるものについて見た狀況は大正十四年と大差がない。（第三部統計表第一表其一、其二參照）

	大正十五年（百分率）		大正十四年（百分率）	
	件數	金額	件數	金額
機械器具工場	六七・二	五〇・七	六二・七	五〇・七
染織工場	一八・四	一四・九	二〇・八	一八・六
化學工場	九・三	一八・四	一〇・五	一七・四

尙ほ、休業扶助料支給延日數は、同じく大正十五年において負傷九八四、三八三、疾病一〇五、九八〇になつてゐる。

鑛山における扶助給與　鑛夫勞役扶助規則の規定に基いて鑛業主の之を扶助せし人員は一九七、六六四人で前年度より二五、五七二人の減少を示してゐる。然し、内譯にすると減少を見たものは主として石炭山で、今屬山及び石油山は小數ながら增加してゐる。療養費又は療養手當を受けたる扶助日數は人員の減少に伴つて支給總延日數において四四二、一二九日の減少で、即ち三、〇九四、七五六日である。この一人當り平均日數は前年度の十六日に對し十五日となつてゐる。扶助料の總額並に一人當り平均は次の如くであり、前年に比し總額は減少してゐるが一人當りは增加してゐる。（詳細は第三部統計表第二表參照）（社會局調）

大正十五年中鑛山における扶助給與

	人員	扶助料	一人當り平均	同大正十四年
		厘	厘	
療養費	一九七、六六四	一、四八六、五六三、二六三	七、五二一	七、〇六一
療養手當	一九七、六六四	二、四六二、五九八、二三八	一三、四五八	一三、八三四
不具廢疾者扶助料	四、四四二	八三八、〇五九、九七〇	一八八、六六七	一三八、四三五
遺族扶助料	八四〇	四〇三、二二六、四一〇	四七八、八四一	四五五、六五七
葬祭料	八四〇	二三、〇三三、八六〇	二六、二三一	三〇、九五八
計	一	五、三二一、四八一、七二〇	二六、三六五	二三、七〇五

三　福利及慰安施設

職工鑛夫の福利及慰安施設は、本年度においても全國的な正確なる調査を手にし得ない。大體において福利及慰安施設が大工場に發達してゐることは云ふまでもなく、鐘紡、三菱造船、足尾精銅所の如きはその著名なるものである。尙ほ福利施設費に關して資本家側の調査發表せるもの（昭和三年四月日本工業倶樂部調査報告第四輯）があるが、該調査は各種工業六十二會社につきその回答を求めたもので完全なる統計的基礎に立つものとは云ひ難いが故に、こゝには再錄しない。だゞ同調査に表はれたところで、勞働者一人當りの福利施設費が會社により非常の差異あること（大正十五年上半期一人當り最高百十三圓より最低九十一錢に至る）を注意するにとゞめておく。

こゝには福利慰安施設の一例として、三菱造船各工場において近年施設されつゝある、職工倶樂部の概要を報告する。

倶樂部數及び職工數

長崎造船所（立神及び飽の浦に二倶樂部あり）職工約七千三百人、神戸造船所（三石倶樂部）職工約四千五百人、廣島造船所（杉田職工倶樂部）約七百人、長崎兵器製作所（浦上職工倶樂部）約一千一百人

建設年月及び建設費

長崎立神職工倶樂部の大正九年八月竣工を最も古きものとし、大正十五年四月の長崎浦上職工倶樂部を最新設のものとす、建設費は、神戸三石の九萬圓を最高、彦島杉田の七千六百圓を最低とす。

構造及び設備

規模大小の差がある。中等の建設費をもつ長崎立神の一例をとると敷地二百四坪、建坪百三十三坪、延坪百八十五坪の木造セメント塗

二階建。階下、浴湯(五五坪)差配人室、その他。階上、娯樂室(日本風、二七坪、室内に碁、將棋、ピンポン、ラヂオ等を備ふ)圖書室(十坪、洋風、圖書館雜誌新聞の隨意閲覽)喫茶室(三坪、洋風、實費提供)露臺(三坪、洋風)

管理方法　多くは職工課主任がこれを管理し、職工から成る倶樂部委員が管理に協賛する。

經費　經費は、職工のために使用することゝなつてゐる職工幸福增進基金利子中から支出する。額は、最低長崎浦上の一ケ年一千八百六拾圓最高神戸三石の一ケ年二萬圓

利用狀態　前記長崎立神の例をとつてみると、職工及びその家族に使用させ、時々造船所主催の講話等を開催する外、必要に應じ職工の各種の會合、工場團體講話等の會場にあて、又生花裁縫等各專屬教師を置いて職工及びその家族希望者のために無料教授の便をはかつてゐる。最近一ケ月間(昭和二年四月)の利用狀況は左記の加くである。

	男	女	小兒	計
一、浴場	九、三四三人	八、三三人	七、〇六四人	二四、六二九人
二、娯樂室	八九二人			二四人
三、圖書室(圖書共他閲讀	八八八人			五人
圖書貸出數)	一〇五人			一二五人
四、裁縫				二四人
五、生花				一二五人
六、催事。勞務者講習會出席者感話會、講話會等數回。				

尙ほ倶樂部開場時間は概ね平日は退場時より午後十時まで。浴場開場時間は平日午後四時より午後十時までである。

第二節　協調的對策

勞資間の抗爭が益々尖鋭化する結果として一方における勞働者運動の政治的進出が他方における資本家側の意識的對抗を呼び起すことゝなり、謂ゆる協調的對策として見るべきものゝ有力に進展しつゝあるものは少ない。由來協調的對策の主なるものは工場委員會制度であるが、これとても隆興の勢は見られない、大正十三年社會局調査ではその數全國一五五であつたが、十四年十月より十五年三月間における協調會調査では現在活動せるもの一二一である。尙ほその後の調査を缺いてゐるが故に、委員會制度については前年度本年鑑の參照を乞ふことゝする。

第三節　對抗的對策

協調的對策の不振なるに反して對抗的對策は益々進展してゆく。

由來資本家團體としては古くは大日本紡績聯合會をはじめ石炭鑛業聯合會、製鋼協議會等のカルテル的作用による獨占的利益の壟斷を志すものゝ盛んに赴きつゝあるは多言するまでもないがこれらの團體とは方向を異にして資本家の階級的意識のもとに打立てられたもの、從つて勞働者運動に對して

直接の對抗的機能を發揮し得るものに日本工業倶樂部等があるが、いま此處に記述するものも後者の種類に屬する資本家團體である。最近十五六年間に各地方にその發達を見た工場懇談會、鑛山懇話會等と呼ばれるもの）主鑛山主の團體（工場懇談會、鑛山懇話會等と呼ばれるもの）は、この種團體の地方的小規模のものといへる。これについては既に昭和二年及び大正十五年の年鑑で記述したところであるから茲には省略する。尚ほその詳細は協調會調査「本邦工鑛業懇話會概要」（十四年三月發行）を參照されよ。

而し最近兩三年の著しい傾向としては、各地方散在の團體がすべて府縣的に糾合され、これら各府縣に散在する團體が更に全國的に連繫されてゆく。まづ大正十五年工業懇談會聯合會と實業懇談會なるものが成立したが、實業懇談會は本年三月十六日第二回懇談會を名古屋に開催した。從來の加盟團體二十四に新たに九團體の加盟を見て、當日の出席團體は二十四團體代表者一七〇人であつた。

右第二回懇談會の議題は「健康保險法實施後の諸影響に關する件」議案第一號。健康保險の醫療組織改善に關する件、（名古屋工業研究會提出）議案第二號、炭鑛爭議に現はれた健康保險實施の缺陷（東京商業會議所）で、何れも實施後未だ短時日で討議には尚早であるとの理由で次回に再議することゝなつた。

實業懇談會第三回は十一月二日東京商業會議所において開催。代表者百二十餘名出席、議案は第二回以來の「健康保險法改正案」及び「工場法不適用工場の職工に對し適當なる保護取締法制定の件」であり、政府へ建議の改正意見及改正要項を決議した。（これについては、第三部勞働施設中、社會保險の節に述べてある。）尚ほ同日緊急動議として實業懇談會の刷新發展に關する件があり、それは、本會が偶々勞働問題を取扱ふこと多く爲に世間の誤解を受けつゝあるが、本會は勞働問題のみならず產業の發展振興を期すべきあらゆる問題に觸れるべきで所謂「我國實業家聯盟」を組織するにあるといふ抗辯であるが、これは特別委員に附託してこれに關する研究調査をなすことになつた。蓋し、却つて資本家團の結成を益々促進させたいといふ希望に他ならない。

全國工業懇話會聯合會は、上記實業懇談會ほど完全に形成してゐるものでなく、まだ全國工業懇話會大會の名を以て會合しその組織を急ぎつゝある。右大會第二回は、四月二十五日大阪實業會館に於て開催、出席者は全國二十三團體五十八名主なる議案は左の如くである。

（一）全國工業懇話會聯會組織に關する件、（二）作業能率增進に關する良法如何、（三）職工の品性訓育と矯風策等。（右の中、聯合會組織に關する件は委員附托、その審議の結果、更に研究を遂げ成案を得たる上來年五月の大會に提案決定することゝなつた。）

本年度においては右の全國的連繫が鑛山業にも成立した。即ち七月その發會を見た日本鑛山協會が之であり、商工省鑛

山局、各鑛山監督局、鑛山懇話會、筑豐鑛業組合、北海道鑛業會、常磐鑛業會、宇部鑛業組合及び石炭鑛業聯合會を一丸とするものである。なほ、本協會の標傍するところは、災害防止、衞生施設の改善、能率增進等、福利の增進目的とをしてゐるが、大體において前記實業懇談會、工場懇談會聯合會等と同性質であることは云ふまでもあるまい。創立會當日協議された事業計畫としての昭和二年度の調査研究事項は次の如くである。

一、災害に關する件、一、從業者の監督方法、一、落磐落石による災害、一、衞生に關する件、一、衞生取締方法、一、救急施設

尙ほ十月二十四日臨時總會を開き常務委員會設置の件を決定した。

以上のほか地方的團體として本年中に發會せられたる主なるものは次の如くである。

▲秋田縣工場懇話會平鹿支部三月　▲北海道工場協會函館支部三月　▲桐生聯合工場會三月　▲千葉縣醬油釀造聯合會四月　▲福井縣工場協會四月　▲長野縣工場懇話會聯合會十月　▲岩手縣工場協會十一月　▲富山縣工場協會聯合會十一月

第二章　官公業當局の施設及對策

官公業當局の施設對策も大體において前記資本家業主のそれと變るところはない。所謂慰撫的對策は、從業員待遇改善の合言葉のもとに着々として進められてゐるが、それによつては到底糊塗抑制することのできぬ勞働者の階級的結成に對しては、官業當局は經濟的對抗策といふよりはむしろ思想的に左傾撲滅の方策を執りつゝある。この點、資本家業主の對抗的對策と異る

第一節　慰撫的對策

一　共濟組合

官營事業從業勞働者は殆ど共濟組合加入者であるが、大正十四年末現在の總數は十一組合五二〇、八六四人、昭和元年末におけるそれは未だ全部の調査に接し得ない。十四年度を十三年度に比較すると、五、三九六人の增加を示してゐる、これら各共濟組合に關する諸統計は第三部統計第三表に收錄してある。

昭和二年においては共濟組合に對する勞働者の管理權獲得の主張が愈々具體化してきた。既に昨年九月海軍勞働組合聯盟主催の下に全官業勞働組合を糾合してこれが對策協議會を舞鶴に開き審議したる結果、所謂共濟組合の法人化と組合脫退に對して掛金支拂の原則を確立すべきことを決議しその實現に努力せられてゐたが、その後組合脫退掛金支拂の原則は確立した。法人化の問題はその關係範圍が廣いといふ理由で當局も次官會議を開いてこれが立案を法制局に一任した。そ

こで對策協議會は二月二十日芝協調會館にて代表會議を開き運動方法を協議し直に促進運動に着手した。

尙ほ個々の運動としては、八幡製鐵所の職工側から提出した勞働組合法人化の要求、及び吳工廠の共濟病院法人化の要求の如きその具體化せるものであつた。尙ほ官業共濟組合は一般に資本家經營のそれよりも活潑であり、その施設運用には漸次乍ら改善の努力は拂はれつゝある。本年においては廣工廠の會館の新築、名古屋市電共濟組合規則改正等が報ぜられた。

二　扶助給與

官營工場における大正十五年扶助給與件數は五二、二八三件(中、負傷五一、六〇六、疾病六七七)であり、扶助金額は八七〇、六〇八圓(中、負傷八四四、九三〇圓、疾病二五、六七八圓)である。尙ほ年金制扶助及び官廳現業員共濟組合による給與等については第三部統計表第三表の參照を乞ふ。(大正十四年度の官省別詳細は大正十四年度工場監督年報附表九八一〇〇頁參照)

尙ほ本年度この種の規定の改正並びに制定を見たるものゝ中、主なるものは

▲海軍艦政本部制定不具廢疾職工救濟法　▲横濱市傭人扶助規定の決定

三　福利及慰安施設

官公業當局も所謂從業員待遇改善の看板のもとに從業員の福利衛生施設の進展を計つたことは、本年中においても可成に著しい。主なる施設を擧げると

▲大藏省專賣局は各工場における從來の申譯的囑託醫に代へて七月專賣醫設置の官制を發布し、全國的に保健衛生施設の基礎を立てた。診療所は東京大阪に大規模の中央診療所を設くる外、各工場に夫々施設の運びに至る筈であり、同時に職工の九割を占むる女工のための託兒所が既に金澤、宇都宮、廣島、盛岡等の各工場に施設された。尙ほこの外に、全國各地方局は男女工の教化機關として十二月一日より一齊に「成人教育講座」なるものを開始した。▲八幡製鐵所職工倶樂部大谷會館開館(六月)同所鮮人職工の官舍完成、尙ほ同所では公務上不具となつた職工の生活保障のため手職を授くる新規定を作つた。▲鐵道省來年度以降新施設として決定せし三項、雇員充當範圍擴張、大都市在住現業員優遇のための賞與金割增、外套貸與。

第二節　協調的對策

官公業における工場委員會は大正十五年調によれば、官營三三、公營九であり包含從來員數は前者二二六、〇七二人、後者五、四一七人である。この中歷史あり內容あり且つ現在に於て最も活動せるものは國有鐵道現業委員會である。

國有鐵道現業委員會は、各運輸事務、保線事務所、電力事務所又は工場毎に設けられる通常委員會と、鐵道局毎に設けられる聯合委員會とより成り、會議は六ケ月毎に開かれてゐ

る。本年度においては第十四回が開催されたのであるが、決議事項の範圍は極めて廣汎に亘るがゆえに茲には掲載し得ない。（昭和三年三月鐵道省現業調査課發行「國有鐵道現業委員會第十四回通常會議決議及經過」參照）

尙ほ呉海軍工廠においては二月二十五、六日第十八回職工協議會が開催され、各部から提出された健康保險關係、共濟組合、待遇及給與關係、人事及取締關係其他雜件が討議された。

第三節　對抗的對策

官業における對抗策は資本家團のそれと自ら異り、夫々の官業當局の對策があるのみで、それも左傾思想對策として靑年訓練所設立や左翼分子の掃蕩位のところである。本年二月以來鐵道省當局は共產系一掃の方針をもつて東京、神戸、門司、仙臺、札幌の五鐵道局において勞働黨加入者左翼分子を標準として七十六名の馘首を斷行した。しかし一般に本年度は官業勞働の爭議の少かつた所爲もあり積極的對策として特筆すべきものはなく、海軍鑑政本部の海軍勞働者指導を標榜せる「海軍勞友新聞」の發行、東京市電氣局の勞働課新設等があるが後者の如きも必ずしも對抗策のみとは見るを得ないものである。

第三章　農業地主の對策

農業地主の對策は近年益々溫情的、慰撫的なものから去つて協調的に進み、更に最近は對抗的のものが顯著である。從來は地方の異なるに隨つてその對策も異つたものがあつたが、全國的地主協會の設立以後はやや劃一的傾向を見る。併し乍ら土地會社の設立とその事業の擴充との以外には前年同樣本年も亦新しい計劃はないやうである。

要するに大日本地主協會の活躍と土地會社の發展以外には特記すべき有力なる對策を見ず、自棄的對策の如きは資料に乏しく殆ど纒つたものを見得ない次第である。

第一節　慰撫協調的對策

慰撫的對策として從來擧げてゐた處の奬勵米給與、慰安會農產物品評會、農具貸與等々は無自覺農民の間にのみ慰撫的對策としての効果を收めたであらうが、小作運動の進展に伴ひそれらのものは漸次影を薄くし、多くは協調的對策に走らんとするが如くである。

協調的對策として記述さるべきものは協調的組合である、併しこれらは特筆すべきほどのものは認めがたく寧ろ本年度に於ては土地利用組合の活動と共同經營のそれを推すべきであらう。

今鳥取縣に於ける土地利用組合の概要を記すれば左の如くである。

一、縣當局は各町村に奬勵し一組合平均二百圓の奬勵金を交付すること。一、一町村を區域とし耕地は百町歩以上のこと、但し土地の狀況により一部落以上にして耕地二十町歩以上のものは特に認める。

一、組合は產業組合法による利用組合とすること。一、組合員は區域內に居住し獨立の生計を營むもので區域內に耕地を所有し又は耕作するものに限る。一、地主、自作、小作各同數の委員を選出し委員會を設けて、利用料の査定、耕作上の注意及指導、立毛檢査及利用料の割引協定等の職務を行はすこと。一、附帶事業として改良農具の設備をなし共同利用をさせ、肥料、農具その他農業資金の斡旋をなし又組合員の融和親善を期する筈である。

更に共同經營組合の一典型として福岡縣油比第一農事組合の概要を記さう。

油比第一農事組合は共同戸數十三戸にして、共同經營地は田一二二及畑五五反である。

一、組合の理想、共存共榮を標語とし、組合員各自の生活の向上を目的とし、組合財產の造成組合員貯金の完成を圖り、道德と經濟の調和を期し平和なる理想鄕の建設にあり。

二、組合事業 (1)共同經營 (2)品種の改良 (3)堆肥品評會 (4)害蟲驅除 (5)共同稚蠶飼育 (6)溫床奬勵 (7)改良農具 (8)蔬菜品評會

三、共同經營 此の地方は稻作を主とし、養蠶、蔬菜を副業とする農業組織である。故に當組合としては共同の利益を蒙る共存共榮の精神と個人の自由的精神を充分發揮せしむるために、その家族の勞刀の六割を共同經營に、四割を個人自由區(個人經營地)に使用するを基礎とし田全部(一二二反)を共同經營となし、畑(五五反)を自由區とし養蠶蔬菜の栽培等をなさしめてゐる。自由區に於ては、蔬菜は全部婦人の收入として家計の充實を圖る。故 如何なる農繁期においても當部落からは蔬菜の搬出されないことはない。

四、昭和二年度共同經營の概要

(一)勞力 (1)提供方法、全經營反別を各戸に受持歩合を定め置き、各作物に對してその歩合に應じて勞力を提供せしむ。受持歩合とは從來の耕作面積と家族從業者經濟狀態を考慮し、總會に於て毎年適當に決定するものである。故にもし耕地の割合に從業者の多すぎる農家に於いて次男三男は轉業せしむる例もある。(2)能率算定は男女老若同一。

(3)賃銀 受持歩合に對する勞力の過不足に付き季節によりて定む、即ち二月一日麥收穫前後一圓、裏作收穫の時期より挿秧前まで一圓四十錢挿穫期一圓五十錢水稻除草一圓二十五錢收穫一圓六十錢裏作々付一月末まで一圓。

(二)役畜 組合員の飼育せる馬四頭牛三頭を配合の必要に應じて賃借す。牛馬共に人間の十二割の賃錢。

(三)建物 共同作業物 一棟二〇坪(組合長寄附)

(四)農具共有 石油エンジン、脫穀機、籾摺機、唐箕、荷馬車(各一臺) 噴霧器三、蓆二百、除草機二五、殺蟲燈一二、其他は持寄り(修繕費は個人負擔)

(五)肥料 イ、購入肥料(組合購入) ロ、自給肥料(受持反別に對する數量、持寄り)但し ロ、の原料は組合で無償配布

(六)所得分配 總收入から種苗、購入肥料、畜力、光熱建物農具其他の雜費及小作料、水利費を控除し、其殘額を受持反別に應じて分配す

第二節　對抗的對策

農業地主の一般的小作問題に對する態度は、小作爭議に於ける態度と同樣に積極的對抗策を以て地主階級の利益を擁護せんとすることが稍々露骨であるかに見られる。本年におけるその對抗策の主なるものは、土地會社の經營と地主協會の活動との二つを擧げ得る。前者は量に於ても昨年に比し增加してゐると思はれるが未だその調査が發表されないがために、之を掲載し得ない(昨年度のものは本年鑑三五一―三五二頁參照)後者も昨年に比して更に益々發展の跡を示してゐる。

一　土地會社

こゝに土地會社の一例として讃岐土地株式會社(香川縣琴平町)を擧げて記述を試みう。今會社が其方針計劃として掲げて居る所に依れば、

合議制度に依る農村振興的諸施設、小作爭議に關聯して起れる諸種の小作人の團體は兩三年中に其の團體的訓練が急激の進歩をなせるが如し會社は此の訓練を利用し團體員たると否とを問はず會社の小作人は一團となり適當の方法により代表者を選出し此の協議機關に依り諸種の施設を計畫實行せんと欲す、其の重要なるものを例示すれば

(イ)　農事改良(共同耕作其他)改良農具の利用、肥料共同購入又は配合等。(ロ)　農業倉庫の利用　(ハ)　讃岐土地產業組合の組織及利用。(ニ)　小作米納入方法改善。(ホ)　自作農の奬勵。(ヘ)　各種奬勵(優良米納入者奬勵、模範小作人表彰、視察指導、副業撰擇奬勵、各種品評會其の他改良事業)　(ト)　災害救濟施設。(チ)　各種研究(種苗、選定、品種統一其の他農事の改善に關する研究實行、社報の發行等)　(リ)　會社運送部の利用(會社は取扱ひ穀物肥料の多額なるべきを以て運送部を兼營し是が利用に便せんとす)　(ヌ)　農村娛樂

尙此會社は創立大正十五年六月二十日、資本金壹百萬圓(全部拂込濟)營業課目　(一)建物の建設、土地建物の經營管理賣買賃貸借　(二)倉庫業　(三)運送業並に運送取扱業　(四)其の他穀物の賣買精穀賃搗並に附帶事業である。

二　地主大會

大日本地主協會は大正十四年十月の設立であるが每年會員を增加し最近(本年四月一日現在)の調査によれば、會員は全國に亘り二七、一一一人の多數に上つてゐる。本年四月二十三四兩日大阪中央公會堂に於て、協會主催で第三回全國地主大會が開催され全國より千餘名の出席者があつた。その決議事項を擧ぐれば左の如くである。

〔宣言〕　中小地主は我農村の中堅にして又實に國家の柱石たり、而かも此等の地主は今や容易ならざる危機に瀕し、其滅亡眞に目睫の間に迫れるを見る、國家の深憂大患何ものか之に如かんや。想ふに中小地主が時運の變遷を解せずして孤立無援の境遇に沈吟し、進んでは自己の權利を主張するの勇なく、退ては多數の壓迫に對して其他位を防衛

するの氣力なく、歩一歩死地に陷り、沒落の運命を辿りつゝあるに拘らず世間動もすれば地主の横暴を痛擊し、所有權の濫用を高潮して快となす、誤れるも亦甚しと謂ふべし。今や列國の競爭に對して、外經濟的獨立を維持し、內一國富源の利用を完ふせんが爲め、農業をして快活且有利なる職業たらしむること、誠に緊切なるの秋に當り、當局の施設徹底を缺き、其對策亦緩急宜しきを得ざるは甚だ遺憾に堪へざる所也、吾人は天下憂を同ふする人と共に大に輿論を喚起して國家百年の大策を樹立し、以て農村の平和と振興を圖り、國運の發展に貢献せんことを期す。

〔決議〕 一、本會は階級協調の理想を實現せんことを期す

一、本會は左傾矯激の思想を排擊せんことを期す

一、本會は公正妥當なる小作法の制定を期す

〔議案〕 小作法案に關する件。自作農保護政策に關する件。小作料未納地に於ける公課延納請願の件。自作農創設維持資金增額の件。大日本地主協會發展に關する件。小作爭議に關する判決促進の件。小作爭議地に於ける所得額に關する件。暴力行爲等處罰に關する法律勵行の件。自作農免租範圍に關する件。小作爭議に關する訴訟促進の件。小作調停促進に關する件。小作料未納地に於ける地租延納の件。小作料未納地に於ける地租及附加稅延納に關し法律制定の件。地券制度に關する件。町村協議費廢止に關する件。小作法案反對の件。小作調停法廢止の件。次回開催地に關する件。小作調停法中改正の件。土地國有に關する件。米穀法中改正に關する件。肥料專賣に關する件。耕地整理國營に關する件。

右議案は全く討議の後委員附託となり別會長中村紋作氏議長席に就てそれ〴〵審議された。

第三節　自棄的對策

本年度に於ける自棄的對策として擧げ得べき資料は殆ど見當らない。只近年不在地主數が漸次增加すると謂はれてゐるが、不在地主の或者は小作地の管理を他に委する方がより有効であるとの見在に立つて居る者も尠くない。從つて不在地主を直に自棄的對策と見ることは勿論できないが、併し又この對策を採るものの中に包含し得る地主もないではないのである。今、農林省最近の調査に基き不在地主に就て略述すれば左の如くである。

全國大地主中五十町歩以上の耕地を所有する者一道各府縣を通じて三千百八十人にして之を全國耕地所有者總數に比すれば極めて僅少で一萬人中六人五分に過ぎない、而して右の大地主中その大部分を占むるは五十町歩以上百町歩未滿のもので一千町歩以上の大地主は廿五名である。更に五十町歩以上の耕地を所有する大地主の地方的分布はその絕對數を以てすれば最高北海道の六九五人が首位を占め新潟秋田、宮城等之に次ぎ、最も少きは沖繩の四人、奈良、滋賀、京都、和歌山等も僅少の部類に屬してゐる。これらの地主は全部又は大部分を小作に委ねてゐるもの多く、この地主の耕地を小作してゐる小作人

戸數は六十二萬戸で一地主に所屬してゐる小作人戸數は耕地の大小經營法により種々あるが、その最少は愛知の二千六百戸、新潟の二千七百戸數等である。これらの地主が他府縣に跨り又は地主が他の職業を兼る關係上その耕地にゐない所謂不在地主は全國合計二三〇人で漸次增加の傾向である。又之に關係する小作人の數は三萬三千人であり、最も不在地主の多いのは北海道でこの他、新潟、宮城、愛知、山形、沖繩、廣島、和歌山の諸縣にも相當多いのである。

第四章　中間階級者に對する業主側の施設及對策

中間階級者の自覺とともに、その組合運動も次第に組織立ちて來りつゝあることは前に述べた如くであるが之に對し業主側の執りつゝある一般的對策に就いては、之を明かにすることは困難であるので、こゝには政府並に公共團體の使用する官公吏其他に對する施設對策の重なものを摘錄するにとゞめる。

一　政府

文官任用令の改正―若槻前內閣に從來の官吏任用方針を特に定めたる場合の外は特別任用制に依ることに改めて文官任用令の勅令案を樞密院に提出中であつたが、內閣の更迭により現內閣はその意見と相違あるところから再調査を要するものとして取下の手續をとり、更に行政制度審議會に依つて調査研究することになつた。而して行政制度審議會は十月四日の幹事會で文官任用令改正の骨子を決定し、同十五日の總會に於て幹事會の決定通りに確定したその大要は次の如くである。

一、文官任用令は資格任用、詮衡任用、自由任用の三種とすること。

一、自由任用の範圍は現行範圍がむしろ廣きに過ぎてゐるから大體現行通りとして改正を加へざること。一、資格任用は現行通りとするが、たゞ官吏の法律思想萬能の弊を矯める必要上高等試驗令を改正し。社會科學をも必須科目とすること。一、詮衡任用の程度は社會の實狀に鑑み特にその活用を期するため內閣に直屬する勅任文官詮衡任用委員會、奏任文官詮衡任用委員會を常設し、判任文官中優秀なるものにして一定の年限を勤續したるものは奏任文官詮衡任用委員會の詮衡を經て奏任文官として任用し一定の資格を備へざる奏任文官にして一定年限勤續しその成績優秀なるものは勅任文官詮衡任用委員會の詮衡を經て勅任文官に任用すること。

尙ほ市町村の公吏にして一定の條件を具備するものは右の詮衡委員會の詮衡を經て官吏に官公立學校の職員は文部省關係官廳に於ける行政官として任用することを得しめ、而して特別任用に依る奏任文官は高等官三等まで進むことを得ることになつた。

大藏省所管官吏待遇改善―大藏省所管明年度豫算新規要求査定に關する七月二十二日の省議に於て、下級官吏の待遇改善は成るべく之を認めるといふ方針で、稅關官吏待遇改善費（平均俸給六百圓を八百圓に引上ぐ）檢疫職員の待遇改善費

（右に準ず）全國稅務署長中二十二名を奏任官に昇格する經費を認容したと云ふ。

小學校教員の優遇―小學校教員の優遇は教員の素質を改善し、教育の効果を大ならしむるものであるとして、文部省は多年市町村立小學校長の奏任待遇定員を增加するの意嚮であつたが、調査研究の結果、十二月二十八日市町村立小學授教員待遇規定（勅令）を公布し昭和三年一月一日から實施されることとなつた。改正規定によれば小學校長にして本俸（年功加俸を含む）百圓以上を受け二十年以上小學校訓導の職に在り功勞著しきものは道府縣各十人（改正前は三人）を限り特に奏任官の待遇となすことを得、特別の事情ある道府縣にあつては文部大臣の定むるところにより三十人（改正前は十人）までを增すことが出來るのである。而して同時に文部省告示を以て定員の指定をなした。

勳章年金增額實施―第五十二議會を通過した金鵄勳章並びに旭日章年金增額に關する勅令及內閣告示は五月十九日の官報を以て公布された、而してこれ等年金增額は昭和二年分より適用される。

陸軍給與令改正―陸軍多年の懸案であつた陸軍給與令が改正され本年四月に遡つて增額支給されることになつた。

恩給制度改正方針―恩給制度の改正に就いては多年調査研究が續けられてゐるが、最近政府では次の如き大體の改正方針を定めて成案を急いでゐるといふ。

▲恩給年限の延長―恩給に達すべき在職年限は現行法では文官は十五年、武官は十一年であるのを各延長して二十年とする。▲恩給支給時期の延長―現在は恩給年限を經過したものが退官すれば年齡の如何に拘らず恩給を支給することになつてゐるのを特別の場合を除き原則として一定年齡に達するまでこれが支給を見合せることとする

▲官吏積立金の增額―俸給の百分の一を百分の二位に增す。

二　府縣公共團體

全國町村長會の共濟組合案―全國町村長會は大正十四年の大會による町村吏員の待遇改善に關する決議に基き、その具體案考究の結果相互扶助の趣旨により、全國町村吏員の共濟組合を組織することになり、一月二十三日の大會に於てこれが促進策に付て協議をなした。この組合の大要は町村吏員を組合員とし、各組合員は俸給の百分の二を掛金となし國家は町村吏員優遇の一助として同額を國庫より交附して組合員の疾病、負傷、退職、死亡、罹災に際し給與金を交附せんとするのである。

鳥取縣產業組合役員退職給與金―鳥取縣產業組合有終會は二月三日役員會の結果組合從事員の優遇法として鳥取縣產業組合關係役職員退職給與金要綱を制定し退職者に對して手當金を交附することになつた。その手當金額は勤續一ケ年につき俸給一ケ月の割である

名古屋市退隱料條例の改正―名古屋市會は助役並に收入役に對しても、其他の吏員と同樣十ケ年以上勤續したる場合は、退隱料として年俸の三分の一を支給することに退隱料條例の一部を改正した。

廣島縣雇傭員共濟組合―廣島縣所屬雇傭員の相互扶助を目的とす

る共濟組合が五月一日から實施された。組合員は國費及縣費支辨にかゝる雇傭人七百名で。會員の醵金(毎月給料の百分の二)と、縣の補助金(毎年五千圓)とを積立て死亡、罹災、退職、分娩の場合にこの積立金から夫々の率に從つて給與するのである。

(婦人勞働者に對する業主側の施設及對策として特記すべきものがないから省略する)

第二篇　社會政策的施設

前篇においては使用者側としての資本家並びに官業當局の勞働施設及び對策を記述したのであるが、本節にはこれら勞資兩當事者に對する第三者としての官公廳並びに公共團體の勞働者階級に對する施設對策の概況を述べんとするもので、謂ゆる社會政策的施設に關するものである。

第一章　一般勞働者に對する施設

第一節　一般的施設及其方針

關東の震災を經て更に打擊を蒙つた歐州戰後の我經界は濟兩三年來やゝ安定して一陽來復の夢を見つゝあつたがそれが單なる外觀に止まり事實は由來益々深刻なる不況の底へ沈みつゝあつたといふことは、本年四月の金融恐慌か遺憾なく暴露したところであつた。この事實は爾來勞働運動の深刻化を導き、同時に普選を前にして無產政黨の急速なる進出があり、勞働者運動の政治的大衆的意識が愈々明白を加ふるに從つて從來お座なり的であつた既成政黨の社會社策的政綱も次第に塗り換へを餘義なくされ且つはその實行を迫られるの狀況に立至つた。このことは、大正十五年度來殊に著しく、本年度は普選の豫期が近づいただけ益々明瞭に觀取できるところであつた。與黨政友會の特別委員會で社會省新設に關する基礎案を作成したなどはその一であり、これに先立つ若槻內閣の第五十二議會では未了のまゝではあるが勞働組合法案が提出された。尙ほ內務省社會局は爾來相當の活動を見せてをり、本年度における社會局關係の警察部長會議、勞働情報事務主任官會議、勞働爭議調停官會議、社會課長會議等は主に勞働爭議調停法の運用その他融和問題を中心として住宅改善、工場寄宿舍規則施行、職工の貯金保護等々の諮問協議を行つた。

本年中公布された勞働關係法規並びに第五十二議會に上程され決議未了の同關係法規の主要のものは次の如くである。このうち社會事業に關するものは第四部に就て見られたい。

▲二月二十三日　船員最低年齡法(法律第二號)▲二月四日　陸軍共濟組合規則中改正(陸軍省令第三號、同達第六號)▲三月七日　海軍共濟組

合規則中改正（海軍省令第五號）▲三月十一日　健康保險法施行令中改正（勅令第三〇號）過納金につき▲三月二十九日　海外移住組合法（法律第二五號）▲三月三十一日　製鐵所共濟組合規則中改正（商工省令第一號）▲四月二日　陸軍職工規則中改正（陸軍省令第七號）▲四月六日　工場附屬寄宿舍規則（內務省令第二六號）（勞働者募集取締規則）（樺太廳令第一四號）▲四月七日　海軍共濟組合規則中改正（海軍省令第八號）▲四月二十八日　海外移住組合施行期日（勅令一〇〇號）▲四月三十日　海外移住組合法施行規則（內務省令第二八號司法省令第一四號）▲五月十日　勞働統計實地調査令中改正（勅令第一一一號）同施行規則中改正（閣令第五號、十一日公布）同上施行細則（內閣訓令第二號）▲五月二十二日　鑛夫勞役扶助規則中改正（內務省令第三〇號）▲六月四日　關東廳警察共濟組合令（勅令第一五九號）▲六月二十七日　造幣局共濟組合規則中改正（大藏省令第一九號）▲六月三十日　健康保險施行令中改正（勅令第二二〇號）▲七月十三日　移民收容所官制（勅令第二九號）▲八月九日　移民收容所處務規定（內務省訓令第一五號）▲十月三日　健康保險施行規則中改正（內務省令第四〇號）

尙ほ第五十二議會に上程され審議未了のものは左の如くである。

▲勞働組合法案（三月十三日上程）▲治安警察法中改正法律案（二月十七日上程）▲大正十四年法律第四十七號衆議院議員選擧法中改正法律案（三月十七日上程）▲治安警察法中改正法律案（三月十七日上程）

以上に依つて前若槪內閣の一般勞働者に對する施設方針の大要は之を知り得るところである。これに對し、現田中內閣の一般的方針を見るため、第五十四議會における首相の施政演說と學務部長會議における內務大臣の訓示を摘錄して置く。

一　一般勞働施設に對する政府の施政方針

――田中首相の第五十四議會における施政方針演說――

「……政府は社會政策上の見地より勞働者災害扶助法を制定致して一層勞働者保護の精神を擴充すると共に社會事業調査會の審議を經て兒童扶助の方法を制定し、貧困者の學齡兒童を保護し、若くは盲啞者の敎育を改善するに對して、相當の援助を與ふる計畫を立てつゝあるのであります。失業問題の如き內外移殖民問題の如きも人口問題と併せて之が適切の方法を講ずるの考へで居ります、政府が特に拓殖の關する所の一省を設置して其豫算を計上致したのは帝國の領土並に租借地に對する總括の必要を感ずるのみならず、海外に於ける國民の經濟發展を奬勵致し、延いては人口問題に對し相當なる解決を爲さんと企圖したるが爲に外ならないのであります。……」

二　七月十四日學務部長會議に於ける鈴木內相の訓示

「……方今時勢の推移と經濟の發展とに伴ひ各種の社會的缺陷は都鄙を通じて愈々甚しきを加へむとするの狀況に在り、之か匡救を目的とする社會事業も亦隨て大に其の整備振作を圖り、以て之をして一段の活力あらしむるは寔に喫緊の要務なりと謂はざるべからず。政府は斯業に關して各般の調査攻究を行ひ一面社會事業調査會に對し隨時社會事業當面の重要問題を附議し、其の決定を見たるものに就ては事

の緩急を稽査し財政を考慮し勉めて之が實現を期すべく鋭意改善の措置を取らむとす、各位亦能く地方の實情を考査して適切なる計畫の樹立を期し都鄙各般の施設宜しきを得、以て其の健全なる發達を遂げしむるに力を致されむことを望む。

社會政策的施設を實行して小額所有者の生活を安定向上せしむることを圖り、社會福祉の增進に力を致すは現時の社會狀態に顧み殊に最も其の必要なるを認む、仍て政府は不良住宅密集地區の改良事業公益質屋の普及發達を圖る爲、之が奬勵助成に勉めつゝあるも今後更に防貧救貧に關する諸施設、農漁村に於ける社會的施設等に就き益々考究調査を遂げ我國情と時代の進運とに適應する社會政策的施設を實行せむことを期す、各位に於ても常に國民生活の實情に周密なる注意を拂ひ以て政府の施設に資補すると共に地方に於ても夫々適切なる施設を講ぜられんことを望む。……

失業の防止救濟に關しては從來の職業紹介機關を擴充するの必要を認め、過般福岡地方職業紹介事務局を新設し又六大都市及其の所在府縣の土木事業の起工を助成して日傭勞働者の失業救濟に資し、地方職業紹介事務局に知識階級の失業救濟專務職員を增置して求人開拓に勉め、少年職業指導に關する施設を奬勵する等各種の施設を講じつゝあるも經濟界の不況事業界の萎靡は依然として舊の如く今尙失業者の續出を見るの狀況に在るは眞に遺憾とする所なり。顧ふに失業の防止救濟は單に從來の施設の改善充足を以て足れりとすべきにあらず、一面產業の振興教育の制度及方針の改善之に伴ふありて始めて能く其の目的を達し得べきものなるを以て深く意を此に用ひ特に少年職業指導の徹底、職業教育の振興等に努力し、失業の防止救濟に關する各種の施設と相俟て失業問題の解決に勉められむことを望む。……

因襲偏見に基く差別的觀念を打破し同胞相愛の誼を厚ふするは國運伸張の根幹にして又社會和平の基調たり、是を以て政府は從來融和促進に關する各般の施設を考究し之が實績を擧ぐるに勉めつゝあるも未だ全く差別の風習を改むるに至らざるは洵に遺憾とする所なり、殊に社會事情の變遷に伴ひ融和問題の解決は近時益々緊切の度を加へ來れるを以て政府は時運の進展に稽へ一層適切なる施設の方法を講ずべく既に社會事業調査會に對して諮問する所あり、因てその答申を得たる上は之を參酌し更に剴切有効なる施設を實現せしめむことを期す、各位亦常に地方の實情に應じ周到なる注意の下に適切なる計畫を立て之が實行に不斷の努力を竭くし、中央地方共に協勠して國民融和の成果を收められむことを望む」

二　各省事業及官制

1　勞働施設に關する各省歲出豫算額

（單位圓）

	昭和二年度	大正十五年度
▲行政及一般的のもの		
社會局（內・經）	五五五、一二六	四〇八、〇七五
鑛山監督局（商・經）	五四〇、七四七	五四〇、七四七
家計調査費（大・臨）	一三五、三四一	七五、八四九
勞働統計實地調査　地方交付金（大臨）	一四、一〇〇	—
▲勞働衞生に關するもの		
工場災害豫防並工場及礦業衞生調査	五一、〇三八	三一、〇三八
奬勵費（內・臨）		

健康保險國庫負擔金（內・經）	三、九二五、四〇八	三四八、八七六
▲移殖民に關するもの		
移殖民保護及奬勵費（內・臨）	一、九六三、五六三	一、四六三、〇〇〇
移民保護奬勵費（大・臨）	三五八、七〇〇	二六〇、九四〇
在外兒童教育費補助（大・臨）	三七五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
▲教育教化に關するもの		
普通教育費（文・經）	八三、五三四、八〇〇	七八、四六三、九六二
青年訓練費補助（文・經）	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
實業教育費（文・經）	九二九、六三三	八〇三、七四六
實業教育調査費（文・經）	二四、六六九	二四、六六九
海員養成補助（遞・臨）	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
▲商工に關するもの		
產業奬勵費（商・臨）	三、五四一、二一〇	四、〇一六、六八六
貿易振興費（商・臨）	一、三七六、〇三三	六七〇、三八五
補助費（商・經）	二〇八、六九八	二六、九四七
▲農村關係のもの		
產業奬勵費（農・臨）	一一、五二六、〇三六	九、八三七、九〇二
農村振興費（農・臨）	三、七三二、〇六〇	三、七〇〇、六八〇
震災地產業其他復舊及復興助成費（農・臨）	一、一五〇、〇〇〇	一、一九七、〇〇〇
補助費（農・經）	九九五、四三六	五一〇、九九一

▲社會事業に關するもの（第六部參照）

（內—內務省、大—大藏省、商—商工省、農—農林省、遞—遞信省、經—經常費、臨—臨時費）

2 社會局部課事務分掌一覽

▲庶務課

一、機密に關する事項。二、人事に關する事項。三、長官の官印及局印の管守に關する事項。四、文書の接受及發送に關する事項。五、文書の編纂及保管に關する事項。六、經費及諸收入の豫算決算及會計に關する事項。七、營繕に關する事項。八、他の部課に屬せざる事項。

▲勞働部

勞務課

一、勞働爭議調停に關する事項。二、勞働事情の調査に關する事項。三、其の他の勞働に關する事項。

勞政課

一、勞働法制に關する事項。二、國際勞働に關する事項。

監督課

一、工場法施行に關する事項。二、工業勞働者最低年齡法の施行に關する事項。三、鑛夫に關する事項。

▲保險部

監理課

一、健康保險組合に關する事項。二、保險官署の事業監督に關する事項。三、健康保險審査會に關する事項。四、社會保險の調査に關する事項但し失業保險に關する事項を除く。五、保險統計に關する事項。六、他課及び出張所の主管に屬せざる社會保險に關する事項。

經理課

一、健康保險特別會計に關する事項。二、保險官署の設置及會計

監督に關する事項。三、保險官署の職員の養成に關する事項。

醫療課

一、醫療の計劃に關する事項。二、醫療の事務の監督に關する事項。三、保健施設に關する事項。四、醫療に關する技術上の調査に關する事項。

大阪出張所

一、健康保險組合の監督に關する事項。二、保險官署の監督に關する事項。三、保險官署の職員の養成に關する事項。

▲社會部（第六部參照）

第二節　對勞働災害及勞働衛生施設

一　政府

改正工場法は昨年七月一日から實施された。これに就いては、昨年の本年鑑特に附錄ノ一「勞働及社會事業法規」を參照されよ。大正十五年十月一日現在に於ける改正工場法適用工場數は四九、六四九、職工數は一、七〇三、五二七人であり、改正前即ち大正十四年十二月末現在の數に較べると實に工場數において二二、九七三、職工數において一七三、三九三人の增加である。

本年中に於いて政府の執れる標記施設對策の主要なるものは次の如くである。

勞働者扶助法案要綱―本年十一月二十四日から十二月七日まで開會せられた社會局參與會議に於て審議された全文は左の通りである。（該本案は昭和三年一月二十一日第五十四議會に提出されたがこゝには社會局私案を掲げてをく。）

【勞働者扶助法案要綱】（第一）本法は左の各號の一に該當する事業に之を適用すること但し工場法の適用を受くる工場及鑛業法の適用を受くる事業を除くこと。

一、常時十人以上の勞働者を使用する砂鑛業石切業其の他土石の採掘又は採取の事業。二、土木工事又は工作物の建設、保存、修理、變更若は破壞の工事にして左の一に該當するもの、（イ）土木工事又は工作物の建設、保存、修理、變更若は破壞の工事を爲すを業とする者の爲す工事にして其の費用命令を以て定むる金額以上のもの、（ロ）鐵道若は軌道の事業又は上水、電氣若は瓦斯の供給の事業を行ふ者の爲す直營工事、（ハ）國府縣市町村又は之に準ずべき者の爲す直營工事。（三）鐵道、軌道又は常時十人以上の勞働者を使用する乘合自動車に依る運送の事業及其の附屬の事業其の他勅令を以て指定する陸上運送の事業にして常時十人以上の勞働者を使用するもの。（四）船舶より若は船舶への貨物の積卸の事業又は停車場、倉庫業者の倉庫若は保稅地域に於ける貨物の取扱の事業にして常時十人以上の勞働者を使用するもの。（第二）勞働者業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したるときは事業者は勅令の定むる所に依り本人又は其の遺族若は本人の死亡當時其の收入に依り生計を維持したる者を扶助すべきこと。前項の事業者とは勞働者を使用して事業を爲す者を謂ふこと、但し事業の全部又は一部が數次の請負に依り爲さるる場合に於ては第一次の請負人を以て事業者とすること。（第三）行政官廳必要ありと認むるときは當該官吏をして事業の行はるる場所に臨檢せしむることを得ること。（第

四）事業者故なく其の義務を履行せず又は不正の手段に依り其の義務を免れんとしたるときは千圓以下の罰金に處すること。（第五）正當の理由なくして當該官吏の臨檢を拒み妨げ若は忌避し又は其の尋問に對し答辯を爲さず若は虚僞の陳述を爲したるものは五百圓以下の罰金に處すること。（第六）事業者營業に關し成年者と同一の能力を有せざる未成年者若は禁治産者なる場合又は法人なる場合に於ては事業者に適用すべき罰則は其の法定代理人又は法令の規定に依り法人を代表する者に之を適用すること。（第七）事業者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其他の從業者にして本法に違反する所爲を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ざること。（第八）本法中罰則は國、府縣、市町村其の他之に準ずべき者に之を適用せざること。（第九）本法施行の期日は勅令を以て之を定む。

工場法中改正法律案—これも前者と同樣、同時に社會局參與會議で審議せられたもので、即ち第二十四條中「第九條」を「第三條、第四條、第七條乃至第九條」に改むる法案であるが、その主旨として發表されたところは次の如くである。

現行工場法は、原則として常時職工十人以上を使用するもの及び事業の性質危險なるもの及び衞生上有害なるものに適用せられるも、例外として工場法第二十四條の規定により主務大臣は原動力を使用する工場に對し使用職工の員數に拘らず危害防止に關する規定を適用することを得るものであるが、同條を改正して、原動力を使用する工場に對し危害防止に關する規定の外、主務大臣をして就業時間休日及休憩に關する規定をも適用することを得しめんとするものである。

工場監督官會議—四月會催。指示事項及び協議事項は次の如くであり、特に協議事項は改正工場法施行後約一年のことであり、その影響並びに成績を知る上から注目せられた。

【指示事項】一、工場附屬寄宿舍規則施行に關する件。二、工場殊に小工場の願屆等の手續的負擔の輕減に關する件。三、賃銀貯蓄金支拂の確保に關する件。四、健康保險署との協力に關する件。五、衞生上有害なる工場の監督に關する件。【協議事項】改正工場法令施行狀況に關する件。

工場附屬寄宿舍規則—本年四月六日內務省令第二十六號を以つて發布された。それに就ては既に第一部第二篇にも述べたところであるから茲に繰返へさない。全文は「附錄の一」に收錄してあるから參照を乞ふ。

身體障害の程度の標準制定—（工場及鑛山に於ける業務上の傷病が治癒した後に猶ほ身體に障害を殘すもの、即ち永久的身體障害者については、工場法施行令（第七條）及鑛夫勞役扶助規則（第二十條）に於て四種類に分つて障害扶助料の額を定めてゐる。が、その分類方法では具體的の場合に不明確なことが多いので地方廳や工場鑛山等で內規を作つてゐたものが少くなかつた。ところがこの內規は動もすれば統一を缺き障害の程度に關して紛議を釀すことがあるので、今回各地方廳鑛山局監督、並に當業者に諮問の上で、その標準が制定された。（全文は內務時報三八五號掲載）然し本標準に依つて法規の規定を變更する譯でないから、法規で明白に決定できる場合は法規の標準

に據るべきものである。

工場災害防止及び勞働衛生講習會―▲內務省福利協會主催にて五月九日より五日間大阪市實業會館にて開催。尙ほ此際、社會局當局は京阪神の事業主に對して工場の改善並びに災害豫防の勸告をなした。▲同じく同協會主催、福岡市縣公會堂にて十月十八日より七日間第三回同講習會を開催した。

交通、土木、建築勞働者災害保障法の立案―從來災害保障法規が適用せられてゐない標記勞働者の扶助は工・鑛勞働者のそれに比し著しい懸隔があるので、社會局では大綱次の如き立案をなしつゝある(七月二十二日大阪每日)

【主案の大綱】一、適用範圍は一定數以上の勞働者を使用するもので一定の規格を備へる事業をなすもの(たとへば數人位の勞働者を使用する大工が建築中に起つた災害のごときは除外)。二、負傷疾病の場合療養を施すかまたは療養費用の下附およびその期間中休業扶助料を支給する。三、負傷、疾病治癒した場合左の各號に該當する場合傷害扶助料を支給する。(イ)終身自用を辨ずること能はざるもの賃銀五百四十日分以上。(ロ)終身勞務に服すること能はざるもの賃銀三百六十日分以上。(ハ)從來の勞務に服する能はざるもの賃金百八十日分以上、(ニ)身體傷害し舊に復すること能はずと雖引續き從來の勞務に服することを得るもの賃銀四十日分以上。四、重大なる過失により負傷しまたは疾病にかゝりたる場合は休業扶助料、傷害扶助料を支給せざることを得。五、業務上死亡したときはその收入により生計を維持したものに賃銀三百六十日分以上の遺族扶助料を支給すべし。

二　府縣

各府縣に於ける施設の主なるものは次の如くである。

▲工場法の改正に伴ひ府縣においてその施行規則細則の制度を見たものに靑森縣、山口縣がある。(これについては勞働時報七月號を參照)▲五月、石川縣工場課と工業會とで三日間工場安全の宣傳を各工場で行つた。▲七月、大阪外四府縣の工場安全週間。▲十月、二日より八日に至る一道三府二十一縣の工場安全週間。この安全週間は今日まで最大のものであり、本邦における主要工業地は大體之に參加したが、本邦主要鑛業地たる九州一圓及山口縣下においては次に述べるごとく十一月に之を行ひ、又酒造工業の中心地たる兵庫縣下においては作業季節の都合上繁忙なる一月に行ふことゝなつてゐるが故に、この安全週間は全國的に未曾有のものであつた。▲十一月、九州山口各縣における鑛山工場安全デー(三日間)。

安全委員會―(安全委員會は元來事業主及び勞働者の協力により各工場及び各鑛山に設置されてあるものなるが故に、無論政府の對策と見るべきものではないが、今のところ專ら社會局、產業福利協會、各地方廳の宣傳奬勵によるものであり且安全週間の施行と密接の關係あるものなるが故に暫く此處に附記しておく)

安全委員會は大正五六年頃より始めてその設置を見たものであるが、その後發達遲れ、大正十三年靜岡縣において安全週間を行ひ安全委員會を奬勵して以來漸次これが設立を見、次いで大正十四年末產業福利協會の設立とともに各地に安全週間災害豫防講習會等相次いで催され、それに伴つて各地急

激の發達を見るに至つたものである。

全國における總數(昭和二年十二月末まで)四一四、即ち工場三七七鑛山三七であり、このうち昭和二年中設立を見たるものは、工場二五二、鑛山一九にのぼる。府縣別に見れば兵庫、岐阜、高知、靜岡、京都、滋賀等にはその發達著しく、現在尙ほ設立を見ざるものは千葉、茨城、山梨、長野、岩手、青森、山形、福井、富山、鳥取、香川、愛媛、佐賀、熊本、鹿兒島、沖繩の十六縣である。組織人員は區々であり職工、事務員、職工長、職工係等、數名乃至數十名から成る。

安全委員會の職務としては、全然災害防止に關する事項のみを取扱ふものもあるが、尙ほ從業員の保健衞生、一般産業福利に關する事項を目的とするものも少からず、工場委員會、懇談會の如き協調的機關として活動するものもあるが、災害防止に關しては概して以下の如きものを通常職務とする。(一)災害防止に關する一切の報告を受くること、(二)現場にて勞働者負傷したるときは直ちに現場に到りその原因を調査し記錄をとりて將來のための研究を行ふこと、(三)災害豫防設備に關する標準を定むること、(四)災害防止に關する勞働者の教育及作業の指導に當ること、等。この外委員會の事業として實行せられつゝあるものは、災害記錄統計の調製。時々安全日安全週間、注意日等の開催。各種安全標の選定。災害防止ポスター、標語、警句等の懸賞募集。防火演習、避難演習、健康診斷。工場内の清潔整頓。安全作業方法、安全服裝の研究。構内巡視、監督、檢閲。等々である。(尙ほ安全委員會については社會局「安全委員會及安全週間に關する調査」を參照)

第三節　保險施設

一般勞働者に對する保險施設を見るに、本年は我國最初の社會保險の一端として各方面の期待を受けてゐた健康保險實施後の一年であり、その試練の一年であつた。次に簡易保險と同樣に無産大衆を目標とする國營保險の一種と見るべき郵便年金制度も、昨年實施を見てより本年十月を以つて滿一週年を迎へ相當の成績を擧げてゐる。以下、この種施設の本年度における概況を述べる。

一　簡易保險

本年中における成績を昨年度に比較すると左の如くである

	新契約件數	年度末現在件數	年度末現在保險金額
昭和二年	二、三六、四三二	二、一六九、〇三六	一、四三〇、八五四、四三七
大正十五年	二、三四、一三〇	九、四八九、七八五	一、三三、三八三、三三一

即ち新契約件數において昨年より七・六%增加、年末現在について見れば、件數において一五・〇%、金額において一四・五%の增加を見てゐる。

右月別表、累年表、本年の成績等は第三部統計表第四表に收錄してある。

次に簡易保險積立金運用狀況を見るに、昭和二年度末(昭和三年三月三十一日現在)における狀況は左の如くである。

尙ほこの事業別運用狀況は第三部統計表第四表其四に掲載してある。

	円
社會公共事業に對する貸付金	
國債購入額	一三〇、一三五、六〇二・四九〇
地方債購入額	二三、四〇四、九五〇・三二〇
契約者貸付額	一六、〇八五、〇八八・四八〇
預金部預金	二三、六六七、七三六・五三五
合計	一八、六三三、九八六・四〇三
	二〇〇、九二六、四六四・二三八

二　郵便年金

郵便年金は大正十五年三月第五十一議會に提出されたる郵便年金法案並に郵便年金特別會計法案が協賛を經たる結果、三月公布せられ、十月一日から實施せられたものである。實施後の概況を見るに、大正十五年中十月十二月における新契約件數は五〇、四三四、その年金額五、五四七、〇〇一圓、年末現在の契約件數五〇、三六四、年金額五、五四〇、六〇九圓、一件平均百拾圓拾錢である。昭和二年中における新契約數一五〇、四七四、その年金額一二、七五七、二八八圓、死亡件數二九九、契約解除件數五、二四一である。昭和二年十二月末現在の狀況は件數一八一、三八一、年金額一五、六一九、二四六圓一件平均金額八拾六圓十錢である。種類別及び月別については第三部統計表第五表に詳細掲載してある。

三　健康保險

健康保險法は第四十五議會を經て大正十一年四月公布となつたものであるが、それは大正十二年九月の關東大震災のために延期され、次で大正十五年第五十一議會の協賛を經て附則を改正したる後、施行の準備に必要な規定は同年七月一日より之を施行し、同法の實質的部分たる保險給付及費用の負擔に關する規定は本年(昭和二年)一月一日より施行せられた。(本法施行に關する主要法規は昨年度鑑に收錄。)實施後一ヶ年無論創業の域もまだ脫しないのであるが、既に勞資兩方面からは非難攻擊を受けること甚だしく、資本家側からは廢止論まで高唱され、勞働界においてはために所謂健康保險爭議すら簇生の有樣であつた。こゝに於て當局も亦實施後の經驗に顧み、現狀のまゝ進むの危險なるを認めて各方面の改正意見を參酌して本年中その改正案を作成した次第である。以下、施設の概要、實施後の成績、改正意見の諸項に分つて概略の記述をする。

1　施設概要

一、健康保險署　健康保險事務を處理すべき機關は健康保險署及び健康保險組合であるが、政府管掌の健康保險はこれを健康保險署で處理する。政府は大正十五年八月六日健康保險署官制を制定し、十月一日を以つて北海道四ヶ所各府縣一ヶ所宛合計五十ヶ所の健康保險所を設置した。

二、健康保險組合　設立認可の申請は昭和元年十一月末頃

より漸く多くなり、昭和二年一月末においては申請數五九八中より却下一六一及び調査中の一一八をのぞく三一九が認可された。

而して組合數は以後累月增加して十二月現在にては三四に達してゐる。これを業態別に見ると、同じく十二月現在に於て、染織工業最も多く一三〇、次は機械及器具工業(五八)、石炭鑛業(五一)、化學工業(三八)、金屬工業(二一)これに次ぐ。この府縣別詳細は第三部統計表第六表參照。

三、官業共濟組合の指定　官業共濟組合は健康保險法施行令第七條の規定によつて、內務大臣の指定を受けたるときは健康保險を代行することを得るものであるから、昨大正十五年十月社會局に於て關係各省の主務課長打合會を開いて協議をなし、官業共濟組合の規則を改正して給與掛金、事務費の負擔等を健康保險程度に引上げしめ、十二月二十八日勅令第五號の公布と共に官業共濟組合の全部(十組合)を指定した。

四、健康保險組合實務講習會　昨年度においては主として事業主に對する講習會が、催されたが本年においては一月三十一日より二月五日迄六日間東京(社會局)にて、三月七日より四日間大阪(社會局保險部大阪出張所)にて、各々その管轄區域內の府縣に所在する健康保險組合の理事、事務員等を集合せしめて專ら實務の講習を行つた。尙ほこのほか、當局においては實務の參考に資するため諸種の規定例、記載例等を配布し、又健康保險法規に關する疑義解釋を印刷配布した。

五、國庫負擔金概算拂に關する省令　健康保險法施行令第九十條に依る健康保險組合國庫負擔金概算拂に關しては本年二月十六日省令の公布を見た。

六、健康保險組合事務の視察　社會局保險部職員は組合の實務に關し指導監督のため本年三四月各府縣下における組合の事務取扱狀況を視察しその概況を報告した。

七、健康保險署長會議　政府管掌の健康保險の狀況報告及び事務打合せのため、本年三月四、五、七日の三日間社會局において開催。協議事項左の如し。

一、保險給付開始後における各地の給付狀況如何。一、監督員選定の件。一、保險料徵收狀況如何。一、被保險者に對する保險施設にして最も必要且つ緊急と認むる事項如何。

八、勞働保險調査會　同會は健康保險制度改善に關する事項につき內務大臣より諮問せられ七月十六日內務大臣官邸にて總會を開會し、本件を特別委員會に付することに決定した十五名の特別委員は七月中六回に亘り委員會を開き審議につとめ、その後材料調査にかゝり十月に入つて四回の特別委員會を開き改善問題の成案を見た。右決議の答申案は改正事項八項、希望事項九項より成つてゐるが右の中改正事項は左の如くである。

(一)職員は主務大臣の認可ありたる場合被保險者たらざるを得るこ

と。

(二)任意繼續被保險者の保險者は政府のみとすること。

(三)業務上の事由に因らざる疾病にして勞働能力に影響を及ぼさざるが如き輕微なるものに對しては療養の給付を爲さざるを得ること。

(四)被保險者の著しき不行跡の爲事故を生じたる場合傷病手當金の全部には一部を支給せざるを得ること。

(五)業務上の事由に因らざる傷病に關し被保險者をして療養の給付に要する費用の一部を負擔せしめ得ること。

(六)保險者は傷病手當金の率を現在以上に增加し得ることとし業務上の事由に因らざる傷病の場合に在りては事業に依り之を減ずることを得ること但し健康保險組合に在りては主務大臣の認可を要すること。

(七)被保險者の資格喪失後に於ける保險給付の支給に關しては資格喪失の際業務上の事由に因らざる傷病に關し傷病手當金の支給を受くる者は、其喪失前繼續して六十日以上被保險者たりし場合に限り引續き其の支給を受け得ること。

(八)保險者は附加給付を爲し得ること。

九、診療組織　政府の管掌する健康保險の被保險者の診療及調劑は日本醫師會、日本齒科師醫會、日本藥劑師會、及び公官立病院をして之を引請けしめてゐる。右は對政府醫療契約として毎年若くは數ケ月毎に新規締結することになつてをり、日本齒科醫師會については在來の人頭式請負方法の不成績なるを廢止し新に勤勞定額報酬方法による契約改正案要綱が作成せられた。(各診療契約參照)

健康保險組合及び共濟組合の診療組織については、全國に亘り二〇二組合を調査したる結果の概要を見るに左の如くである。

第一　一般診療

組合に於ける被保險者の一般的診療に關しては日本醫師會と契約を締結したもの最も多く、次は道府縣醫師會と契約を締結せるもので、其の他工場又は事業場專屬の診療機關を利用するもの、數人の醫師を指定するもの、又は單に工場及事業場の最寄の開業醫に診療を受けしむる方法を執るもの等がある。

即ち調査二〇二組合中

1　日本醫師會と保險組合と契約せるもの……一三九組合

日本醫師會と共濟組合と契約せるもの……三組合

2　道府縣醫師會と契約せるもの……三一組合

3　工場又は事業場專屬の診療機關を利用するもの……六七組合

4　數人の醫師を指定するもの……一四組合

5　最寄の開業醫に就き診療を受けしむるもの……五組合

右の中で健康保險法の趣旨に據り被保險者に對し保險醫の自由選擇主義を採用し廣く保險醫の選擇を認めたものは(1)(2)及(1)又は(2)と他の方法等を併せ用ひたもので單に(3)のみ又は(4)或は(5)の方法のみに依るものは自由選擇の範圍を甚だしく制限したものである。

(一)日本醫師會と組合との間に締結した契約中人頭式のもの四九組合、比の中被保險者一人當金七圓四十二錢六厘七毛の額に據れるもの

は一九組合、夫れより順次高額を示し十三圓にて契約したものは四組合あり、即ち淺野造船所、淺野セメント川崎工場、横濱船渠、三菱造船彦島の各組合である。如斯報酬金額に於て大差を生じたのは事業の性質の危險に伴ひ之れが疾病率も亦他に比し高率を有するものと思料されたものである。次に定額式に依れるものは五〇組合時價式に依れるものは四三組合である。

(二)道府縣醫師會と組合との間に締結せる契約中人頭式のもの一一組合、此の中被保險者一人當の金七圓四十二錢六厘七毛の額に依れるもの二組合、金九圓のもの三組合、金十圓のもの一組合で比較的高き金額のものはダンロップ對兵庫縣醫師會の金十五圓三十錢、川崎造船所對兵庫縣醫師會の一人當の金十六圓三十錢等で尙時價式に據れるものは僅かに四組合である。

(三)工場專屬の診療機關を利用する組合は六七組合で、之れが報酬の受授に關する契約內容は、從來工場に於て規定した報酬に基くもの又は日本醫師會健康保險診療報酬點數計算規程の一點の單價を二十錢と看做せるもの又は之を割引せるもの或は醫師會規定の通常報酬額を割引せるもの若くは實費を徵するもの等である。

(四)尙、指定醫を有する組合一四、單に最寄の開業醫師に診療を受けしむる組織あるもの五組合である。

第二　齒科診療

組合に於ける被保險者の齒科診療に關しては組合と道府縣齒科醫師會と契約を締結せるもの及び組合が單に一人又は數人の齒科醫と診療契約をなすか又は指定或は囑託したもので、報酬に關しては

人頭式のもの……二五組合
定額式のもの……一七組合
割引式のもの(齒科醫師會規定)……一一組合
時價式のもの……一組合
其他の定めによるもの……一四八組合

右の中にて人頭式一人當り金六十一錢六厘若くは夫れ以上の金額のものにあつて「補綴」は別途支拂とせるものが多い。人頭式中最高金額のものは三井造船所對岡山縣齒科醫師會の一人當り二圓二十錢にして、定額式にては一點の價十錢とせるもの七組合、八錢とせるもの八組合以下七錢五厘又は七錢と契約せるもの各一組合である。割引式にては多數の組合は縣齒科醫師會規定の二割引として契約したるもの又は三割引或は一點の單價を十錢とし其の二割乃至三割引を以て契約せるものあり。

第三　藥劑の支給

藥劑の支給に關しては保險醫又は保險齒科醫が配劑する現況にあるけれども日本藥劑師會縣藥劑師會と契約を締結せるものが各々一ある。

第四　事務費

日本醫師會が契約せる組合の被保險者の診療に要する事務費は之を契約せる診療報酬金額中に含まるゝや又は報酬金額以外に負擔するやは一に契約の方法に俟つ所なるも、日本醫師會と契約を締結せる一四二組合に付き之を看るに人頭式に據るものに在つては其の大半が診療報酬金額中に之を含ましめ、之れに反し定額式又は時價式に在つては事務費を報酬金額以外に負擔するもの九三組合中七二組合あり。而して其の事務費は被保險者一人當り月二錢のもの一人當り年六錢

のもの、同じく年十二錢のもの、報酬金額の百分の六のもの、同じく年六朱のもの又は組合として一ヶ月二十圓のもの或は年額二百五十圓のもの等あるも、一人當り年六錢のもの最も多く三六組合を數へる。尙道府縣醫師會及道府縣齒科醫師會と契約の金額中に事務費を包含してゐる。は殆んど報酬契約の金額中に事務費を包含してゐる。

十　健康保險關係法規　昨年度掲載以後公布せられたるものは

▲共濟組合の指定　勅令第五號　昭和元年十二月二十八日公布　▲健康保險國庫負擔金概算拂に關する省令昭和二年二月十六日公布　▲健康保險の療養の給付をなす大學附屬附屬病院等に關する勅令及省令　勅令第二百六十八號內務文部省令　十二月。

2　實施成績

一、被保險者總數

昭和二年十二月末現在における被保險者數を政府管掌と保險組合管掌とに分つて見れば次の如くである。

	政府管掌	組合管掌	合計
強制被保險者合計	九六六、八九六	七五三、三八七	一、七二〇、二八三
工場法適用	九〇六、五三八	—	—
鑛業法適用	六〇、三五八	—	—
任意包括被保險者	一、四六八	二八、四九六	二九、九六四
任意繼續被保險者	三七八	六七	四四五
合計	九六八、七四二	七八一、九五〇	一、七五〇、六九二

これを地方別に見れば、同じく昭和二年十二月末における政府管掌の被保險者數は大阪府(一三一、三二六)を最高として東京府(一一一、二五三)愛知縣(七二、九三八)福岡縣(五〇、四一〇)兵庫縣(五〇、三〇一)の順序である。組合管掌被保險者數は本年末の數字を手にし得ないので一月末現在について見るに、大阪府(二〇二、四一九)、福岡縣(一二九、七三七)兵庫縣(九七、六二五)東京府(九二、五三二)の順序である。

尙ほ被保險者の月別移動の詳細は第三部統計表第六表其一に讓る。

二　健康保險組合數　前項施設概要參照。

三、保險給付件數

本年一月より六月に至る半ケ年につきその一ヶ月平均給付件數を見るに左の如くである。

	政府管掌 一ヶ月平均件數	保險組合管掌 一ヶ月平均件數
療養の給付	三三七、〇三四・一	二五四、四五一・一
療養費	一九三・一	一、九五七・五
傷病手當金	二七、六七三・八	四六・六二一・八
產院收容	三・六	二〇・一一
助產手當	一・一	一〇四・五
出產手當金	一、六八八・	一、四三一・六
埋葬料	三〇三・八	四一七・一
埋葬費	三八・八	三五・八
分娩費	一、七〇一・二	一、二七六・三

（右の中療養の給付より出産手當金までの六項は月々の新件數を合計す）

月別件數表は第三部統計表第六表其四に所載。

四、健康保險收支概況

本年度一月より七月までの平均によつて見ると、一ケ月平均の保險料收入は一、二九五、六九八圓（豫定額は一、八四八、一六六圓）、支出は療養給付費七五六、一〇二圓、傷病手當金三九七、八二八圓、出産手當金三四、〇〇五圓、分娩費四五、三六六圓、埋葬費一四、〇〇一圓、この合計一、二四七、三〇二圓（豫定額一、七三三、三〇二圓）である。詳細は第三部統計表第六表其三に載錄。

3 改正運動

一、改正意見

健康保險に對する改正意見は同法實施後數ケ月を出でずしてその贊否の論とともに各方面の雇傭主團體、各商業會議所、各無産政黨から提議せられた。いまこれら各方面の意見を詳細紹介することはできないが故に、先づ主なる改正意見の要點を事項別に列擧することゝする。詳細については協調會「健康保險法改正意見輯錄」及び「健康保險時報」（第一卷第五號—第二卷第五號）の參照を乞ふ。

（一）被保險者

イ、職員を强制被保險者から除外すること。ロ、任意繼續加入を認めないこと。ハ、被保險者の範圍擴張。ニ、臨時被傭者の保險加入資格としての制限規定三十日を延長すること。ホ、解雇後も一定期間は被保險者資格を保持すること。

（二）保險組合

イ、保險組合の自治權を確立し、その範圍を擴張すること。ロ、保險組合その他の機關の勞働者に依る自主的運用を認めること。

（三）費用の負擔

イ、國庫負擔金總額の限度を徹廢すること、若しくは一般に國庫負擔金を增額すること。ロ、雇主側團體よりは事業主の納付義務を制限若くは撤廢すること、又は負擔割合を明規すること。無産政黨よりは資本家の負擔割合を增加すること。

（四）保險給付

イ、傷病手當金に公私の場合の差等を設け一般にこれを減額すること、及び手當金給付の待期三日を延長すること。ロ、保險給付の範圍（給付額及び給付範域）を擴大すること。ハ、給付期間百八十日の制限を廢すること。

（五）醫療關係

イ、醫療契約の實情は醫師會の獨占的立場の爲に組合は法律上許されたる指定主義を實行することを得ざるが故に之に對する政府の方策確定を望む。ロ、政府と日本醫師會との總括的契約を止め專屬保險制度を採り醫療制度を改めること。ハ、施療制度の改善。ニ、保險者と醫師との契約に付き制限自由選擇主義を採用すること。

（六）一般的事項

イ、主要々件を具備せる共濟組合を認め、これを以て保險組合を

代行せしめること、若くは達せる共濟組合に對し保險組合の經營を託すること、又は共濟組合が保險者となるの途を拓くこと。ロ、業務上に因る負傷病者を保險法より除外し、工場法の規定に委ねること、若くはこれを別個の制度に讓ること。ハ、手續樣式等の簡單化。ニ、健康者の特典その他により健康奬勵制を設定すること。ホ、健康保險關係郵便物の免稅。ヘ、社會保險體系の完成。

次に事業主側及び被保險者側各團體の主なるものにつき改正意見を抄錄しておく。

日本工業倶樂部提出

一、共濟組合を公認するの方法に依り之に加入せる者に對しては本法の適用に付別段の規定を設くること。二、職員を强制被保險者の範圍より除外すること。三、私傷病に對する手當金は傷病の期間並に傷病者の事情に應じて其率に差等を設け法律中には其の最高又は最低の限度を規定するに止め給付の率は各保險署及保險組合毎に地方又は事業所内の實情に從ひ之を定めしむること。尙待期を相當延長すること。四、同盟罷業に際し私傷病に託して休業し手當金の支給を受けんとする弊害を防止する方法を設くること。五、醫療制度の改善を爲すこと。六、本法の實施に關する諸般の手續を簡易ならしむること。

石炭鑛業聯合會鑛山懇和會提出

一、職員は任意加入すること。二、公傷病と私傷病との傷病手當金額に差を設け前者は現行法通りとし後者は報酬日額の百分の三十乃至百分の六十の間に於て保險者をして適宜決定せしむることに改むること。三、私傷病手當金給付の待期「三日」を「七日」に改むること。四、任意繼續加入を認めざること。五、療養に關し不當に醫師の指揮に從はざる者に對しては傷病手當金の全部又は一部を支給せざることを得ることゝすること。六、逃走等の事由に依り徴收不能となりたる保險料は缺損とすること。七、埋葬料最低額二十圓を三十圓に高め分娩費二十圓を十五圓に減額すること。八、分娩の前後に保險者に變更ありたる場合の保險給付に要する費用は最後の保險者の負擔とすること。九、鑛業に對する保險法の適用範圍を工業との權衡上常時十人以上の從業者を使用する場合に限ること。一〇、諸手續並に樣式を簡單にすること。

大阪商業會議所提出

一、被保險者

1. 被保險者は法第十三條に掲ぐるもの〻外工場又は事業場の附屬施設に於て雇傭契約に基き使用せらるゝ者をも包含せしむること。但し職員は之を除外し本人の希望ある場合に限り被保險者たらしむること。2. 一旦資格喪失したる者が任意に保險を繼續し得る法第二十條の規定を改めて保險者をして繼續の拒否を決定せしむること。

二、保險者

健康保險組合に對する監督を簡易にし繁雜なる手續を廢止すること

三、保險給付

1. 傷病の原因又は種類に依りて手當金の給付に制限を附し得る規定を設くること但し療養の給付は成るべく充分ならしむること。2. 政府保險の給付手續繁雜なるを以て適當に改廢すること。

四、費用の負擔

國庫負擔金を增額し事業主及勞働者の負擔を輕減すること。

五、其の他

1.一般醫療組織の改善を圖ると共に醫師會をして健康保險組合の指定醫主義を承認せしむること。2.被保險者中の健康者に對し適當なる奬勵規定を設くること。3.保險料納入並に政府保險の手當金給付を郵便局にて取扱ふこと。

社會民衆黨本部提出

一、被保險者の範圍を工場法及鑛業法適用外の勞働者小作人及び俸給生活者に擴張すること。二、國庫負擔金の增額、三、資本家の負擔金百分の一を增額し公傷病を重視すること。四、健康保險署及保險組合に直營の診療所を設置すること。五、日本醫師會と政府との團體的契約の廢止。六、醫藥分業の實行。七、社會保險の完成、八、保險組合員の保險料拂戻の請求權を認めること。九、給付の額を定額式とすること。一〇、保險組合の設立を自由にする。

足尾銅山鑛夫組合總聯合提出

一、被保險者死亡後に於て其の被保險者が請求權を有する移途費、療費、傷病手當金、分娩費、出產手當金、報酬補償、旅費等の受給者は之を鑛夫勞役扶助規則に依り遺族扶助料を受くる者と同一(被保險者死亡當時其の收入に依り生計を維持する者をも受給者の範圍內とすること)に規定する要あるものと認む。二、組合を脫退したる被保險者に支給すべき傷病手當金又は出產手當金は其の都度之を支給することに改正する要あるものと認む。三、轉地療養の場合に於ける食料を療養費として支給することに解釋を變更するの要あるものと認む。四、健康保險より業務上の事由に因る傷病保險を分離し之を別箇の災害保險(無試驗保險料は全然被保險者が負擔せざること)として取扱ふ樣に改正する要あるものと認む。五、國庫負擔金を保險費用總額の三分の一に增額するの要あるものと認む。

日本勞農黨提出

一、疾病・災害・癈疾・老衰・失業等に關する保險制度を完備し以て一般勞務者の保護を完全にすること。二、勞務者の權利としての國家及事業主の全額負擔に依る國家救濟制度を確立し且つ健康保險組合の他の機關を勞務者に依り自主的に運用せしむること。三、被保險者の範圍を擴張し一切の被傭者に及ぼすこと。四、給付の範圍を擴大し戶主の死亡の際に於ける勞働能力なき遺族の扶助料をも加へ尙醫療給付は被保險者の家族にも及ぼすこと。五、公傷病・私症の別なく保險料の金額は事業主の負擔とすること。六、醫療制度改善の爲め政府と日本醫師會との總括的契約を止め專屬保險醫制度を採ること。七、解雇後も一定期間は何等の手續を要せずして被保險者たる地位を保ち尙一般に失業期間醫療を受くる權利を認むること。八、保險組合の理事長は勞働者代表の理事中よりも選出し得ること。九、諸種の手續殊に金錢受取手續を簡易にすること。一〇、保險給付の百八十日の制度を撤廢すること。

二、社會局改正案

社會局保險部においては前記勞働保險調査會の答申に基き健康保險法中改正法律案を作成し十一月社會局參與會議に諮問した。同會議は十一月二十八日の第二回會議において一二の條項第十八條の二及び第五十八條につき贊否兩論に分れたがその他は原案通り之を可決した。いま參與會議に諮問せら

れた健康保險法中改正法律案の概要を摘記すれば左の如くである。

一、業務上の事由によらざる傷病に關しては、被保險者をして醫療給付中藥價の一割を負擔せしむる途を開くこと。

一、業務上の事由による傷病については、保險者によりて被保險者の報酬の六割以上の附加給付をなす途を開くこと。

一、業務外の事由による傷病については、傷病手當金は報酬の六割以下四割以上に減じ得る途を開くこと、但し健康保險組合にありては主務大臣の認可を要すること。

一、保險者は被保險者の家族に對しても醫療給付の途を開くこと。

一、被保險者の著しき不行跡による花柳病によつては傷病手當金の全部または一部を支給せざること得る途を開くこと。

一、業務上の事由によらざる疾病にして勞働能力に影響を及ぼさざるソバカス・ニキビ・ワキガなどについては療養の給付をなさざることを得る途を開くこと。

一、職員は主務大臣の認可ありたる場合は被保險者たらざることを得る途を開くこと。

一、任意繼續被保險者は保險組合には認めず政府直轄の被保險者のみとすること。

一、被保險者の資格喪失後における保險給付の支給に關しては、資格喪失の際業務上の事由によらざる傷病に關し傷病手當金の支給を受くるものはその喪失前繼續して六十日以上被保險者たりし場合に限り引續きその支給を受け得ることにすること。

第四節　勞働者教育施設

茲に勞働者教育として述べんとする範圍は、一般無產者と對象として行はれるもの、及び勞務者の短期の訓練講習を目的とするもの〻中、政府並びに公共團體の經營設置にかゝる施設に限つてゐる。謂ゆる勞働學校は勞働者自身の教育運動と目すべきもの多く。それらは茲に述べる施設ではないから之を勞働者運動篇に一括してゐる。

一　政府

特にこの種のものに對する政府の施設として見るべきものなしそこで此處では極めて一般的教育施設として、義務教育、補習教育、社會教育に對する政府の對策の一般を窺つておくことゝする。わが文政に對する最高の調査審議機關としては大正十三年以來文政審議會なるものが設置されてあるが、最近においてはその活動も不振で本年は年末に際して僅かに學位令改正問題の如きを審議したに止まる。

尙ほ文部省は從來勞働學校に對しては無干涉主義であつたが、今後はこれを排して、中庸健全なるものに限り之が振興をはかり我國情に副ふ勞働者教育施設の指導促進に努めることに決定し、その具體案攻究に着手することが報道せられてゐる。

一、義務教育

義務教育年限延長問題　政友會は在野時代から教育の振興を主唱し殊に大正十四年七月にはその教育政策として義務教育年限延長を筆頭に諸問題の具體案を發表した次第であつた。そこで政友會内閣の組閣早々五月には全國聯合教育會は第十一回を開き聲明書を發表してその教育政策實行を迫つた。

義務教育費國庫負擔金增額問題　義務教育費國庫負擔は大正十五年三月法律第四三號により、昨年四月一日から從來の毎年度四千萬圓を下らざるものが七千萬圓を下らざるものに改正され、而して本年度においては總額七千五百萬圓に增額された。

尙ほ政友會内閣は在野時代半額主義を聲明してゐた關係上、俄かにその聲明を裏切り得ない狀態に立つてゐるが、一方において全國市町村長又は教育團體等は盛に金額負擔を要望してゐるのみならず、六月の地方長官會議にも同一意見が多かつたので、政府は本問題解決方策を考慮するところがあり、その前提として文部省は全國各府縣における教育費及び小學校教員俸給等の實情を調査し、七月その結果を發表した。

二、補習教育

實業補習教育は昭和二年度において國庫補助費貳拾萬圓を增額し五拾萬圓であるが、政友會政府はその重要政策たる産業立國の基礎確立の一手段として實業教育特に補習教育の振興を計るべく、明年度の新規要求として同教育費國庫補助費を一擧に七百萬圓增額して補習學校教員俸給の半額を國庫負擔とする成案を立てたほどである。

文部省改善案　尙ほ文部省は實業補習教育の整備充實をはかるためこれが調査研究をなし大要次の如き項目よりなる大綱を發表した。(九月)。實業補習學校の現狀をも知り得るが故に摘記することゝする

(一)實業補習學校の增設　現在實業補習學校の總數は一萬五千三百七十八校にして内一萬四千五十校が公立學校である。併し之を全國町村別に見る時は全國町村數約一萬二千中、補習學校の存在せぬ町村が約八百もあるので一町村一校主義の下に實業補習學校の增設を爲して實業補習教育の普及を圖ること。(二)專任教員の增加　補習學校教員數は八萬餘人あるもこの内兼任教員數六萬九千餘人專任教員數一萬餘人にして專任教員の全然なき學校が全國約半數に滿たんとする狀態にある。斯くては補習教育の實果を擧ぐること困難なるを以て專任教員を增加すること。(三)補助金の增額　昨年は三十萬圓を本年度は五十萬圓を國庫が實業補習教育の爲め補助しつゝあるも、現在の教員俸給總額は約千六百萬圓なるを以て之に比すれば猶額大に過ぎざる狀態である。又學校總數一萬五千餘校に割當つるも云ふに足らざる小額なるを以て補助金の增額は最も緊急を要すること。(四)高等科設置の普及　補習學校は前期(高等小學校程度)後期(中學一年、二年、三年程度)高等科又は研究科(中學四、五年程度)の二段階に別れ高等科を卒業せる者が最も地方の産業及風教上に効果を擧げること過去の實績に徵して明白なるに高等科の設置せらるゝ學校は約半數なるを以て之を設置普及せしむること。(五)女子補習教育の普及　男子補習教育のみ發達し女子補習教育は一向顧みられざりし狀態なりしを以て今後は女子補習教育の普及を圖ること。(六)教育養成所の充實。(七)府縣視學の增員。

全國實業補習教育主事會議　文部省招集、十月二十一日より東京商

科大學にて開會。答申意見の主なるもの次の如し。一、實業補習教育を義務制にせられたし。一、國庫補助は小學校と同じ割合にせられたし、一、實業補習學校教員養成所の内容を充實せられたし。一、女子の實業補習教育は不振であるから特に當局の考慮を要望す等

全國都市實業補習學校長會　一昨年組織された同會は第三回を大阪市にて十一月十七、八、九日、府立實業會館にて開催。主なる協議事項は、文部省諮問の「都市青年の教養上特に實業補習學校に於て施設すべき事項如何」及び各都市の建議にかゝる「補習教育の義務制實施及青年教育機關の統一問題」であつた。

三、社會教育

文部省において社會教育として所管する事業は、一般成人教育、男女青年團や訓練所の事業、教育映畫等を主とするもので、その範圍及び規模は左程大なるものでなく、且つその教育方針は單なる普通成人教育より以上を出でず、一般勞働者大衆とは少々緣遠い感がある。例へば左の課長會議にも之を窺ひ得るのである。

社會教育主管課長會議　一月十七日より三日間開催。協議事項は、(一)今回公布したる女子青年團體に關する訓令の趣旨に鑑み一層同團體の振興を促すべき適切なる方案如何(二)青年訓練所に青年の入所及出席を奬勵すべき適切なる方法(三)教育映畫普及に關する案

尙ほ文部省年來の懸案である社會教育局の創設には愈々本年において内定をけは見てゐるが、大體の内容は現在普通學務局社會教育課を擴張昇格するものである。

二　府縣及公共團體其他

この種の對勞働者教育施設につき本年度において注目すべきものは、本年一月十八日より同二十日まで、協調會主催にて會催されたる全國工場鑛山勞働者協議會であらう。左にその概況を摘記することゝする。

全國工場鑛山勞働者教育協議會

本協議會の出席者は全國に亘る各工場鑛山及關係官廳その他の當事者百五十餘名。而して左の協調會提出協議題並にその對策、及び最後に勞働者教育に關する中央機關設置の件を加へて、全部原案を可決した。

(一)工場鑛山の勞働者に對し施設すべき教育の種別。

工場鑛山に於て行はるべき教育の主たるものとしては成人教育、補習教育、家政的教育等あるべきも之が實地方法としては左記の樣式によりて行はるべきものと思はる。

一、學校(學級)　二、講習會　三、講演會　四、圖書　五、諸集會等　六、團體活動　七、標語　八、娯樂

(二)勞働者の教育の普及及發達に支障を及ぼす事項及其の救濟法

一、教育に對する理解乏しきこと。(一)教育振興の輿論を作興すること。

二、勞働時間と教育との關係。(一)適當なる餘暇を與へて教育を受くる便宜を計ること、(二)餘暇の正用に留意すること。

三、身體の過勞(勞働時間)を適正にし作業方法の合理化に力むること。

四、當事者の不適當。(一)當事者の選擇に留意し且之を尊重すること、

(二)指導者養成の方法を講ずること。
五、設備の不完全。(一)講堂、教室其の他教育に必要なる諸設備の完成に力むること。
六、企業者に對する勞働者の偏見。(一)勞働者は企業者の施設に對し反感及猜疑の念を持つことあり故に施設に特に此の點に留意すること。
七、教育的雰圍氣の缺如。(一)教育的施設の有機的活動により教育的雰圍氣の醸成に努むること。
(三)學校及學級の實績を擧ぐる方法
一、第二項の各自に留意すること。
二、學校、學級の樣式其の他を決定する場合は左記事項を考慮すること。
(一)勞働者の居住狀態。(イ)通勤工を主とする場合、(ロ)勞働者の住宅集中の場合、(ハ)寄宿舍の場合、(ニ)兩者若しくは三者混合の場合
(二)勤續年限、(イ)移動多きものを對象とする場合、(ロ)相當期間勤續するものを對象とする場合、(ハ)勤續年限の長きものを對象とする場合。
三、被教育者に適合する樣授業時間による學校學級の樣式を定むること。
四、修業期間
(一)業態其の他により適當に定むべきもなるべく短期間にすること
五、學　科
(一)學科目、(イ)男子を對象とするもの。人文的科目、自然科學、技術的科目、家政的科目、(二)學科選擇上の注意(イ)科目の選擇は、業態、年齢、其の他實狀に適應せしむること(以下略)
(四)講習會、講演會等の實績を擧ぐる方法。
(五)工場鑛山外に於ける教育施設との連絡方法。
附近の事情を詳細に考慮し既設の教育施設にして利用し得べきものは極力之を利用し、新に起すべきものは速に之を起す樣勵えず努力すること。
(一)公私の學校、講習、講演會等と連絡提携し勞働者の聽講學習の便宜を計ること。(二)學校、青年會等と聯合して諸種の集會を開催すること。(三)公私設セツツルメン　其の他の教育機關を利用する途を講ずること。(四)公私設圖書館、博物館等との連絡利用を講ずること。(五)工場鑛山外に於て利用し得べき教育的社會施設の促進に努力すること。
(六)團體的訓練の方法
(七)圖書閲覽奬勵の方法
(八)娯樂による教化方法
(九)他工場鑛山との共同施設方法
右協議會に關する詳細につきては協調會「全國工場鑛山勞働者教育協議會記錄」參照。
この外、昭和二年中に計畫又は實施された斯種の教育施設中主なるものは左の如し。
△神奈川縣社會課勞働學校計畫に着手(一月)△吳市々營公民講座は勞働學校組織完成のため海軍會の要望を容れて英語法制經濟の高等科設置に決定(二月)△名古屋市勞働學校設置方針決定(四月)△協調

會、福岡縣鑛工聯合會、筑豐石炭鑛業組合主催の鑛山現業員講習會折尾公會堂にて開催(五月)△横濱、川崎、横須賀の三市において縣主催春季勞働講座(勞働學校の前提として)開設(五月)△和歌山同仁會の勞働自由講座開設に決定(六月)△神奈川縣の秋季勞働講座は普選問題を主眼として横濱、横須賀、川崎、浦賀、平塚、小田原に開催(九月)△高知縣漁村成人教育協會創立總會は高知市商業會議所にて盛大に開催。本協會創立は本縣漁村教育に對する一新紀元を劃するものと見られてゐる。綱領「漁村の健全なる發展を期する爲め水産教育及び公民教育を施しその普及に努力せんとす」(八月)△青森縣勞働者教育協會は昨春より開設に決定(十二月)

第二章　農業勞働者に對する施設

農業勞働者に對する施設として本年度に唱へられたものは所謂田中首相の農業振興策として餘りにも有名である「肥料の公平なる分配」に始まり農業金融の改善、農業保險制の創設、農産物取引制度の改善、北海道拓殖事業刷新、農業經營改善等々であるが、併しこれらは孰れも計畫、調査宣傳の域を出でず、首相の名案に對してさへもまだ肥料管理法として立案中である。中央政府當局の態度にして既にかくの如く實施力に乏しいもので、多くは空手形の濫發の形である。されば府縣當局並に帝國農會等に見るべき施設なきは寧ろ當然であらう。從つて現に爲されんとし、又爲されつつあるものの多くは舊來唱へられ來つた自作農創定が主要なるものであり、小作法の如きは一部に於て要望切なるにも拘らず未だ草案の形に留まり、これが議會を通過するの日は遠い將來にあるやうである。しかもこれらの施設たるや果して農業勞働者の生活に眞に福利を齎らすか否かは甚だ疑問とされてゐる狀態である。以下個々の施設の主要なるものに就て略記しよう。

第一節　政府の施設

一　小作法草案

かかる「小作法制定上規定すべき事項に關する要綱」に基き作成せられ、本年三月二十九日農林省農務局によつて發表せられたものである。未だ確定案でなく、殊に法制局の審議、內閣の決定等を經てゐないのであるから、帝國議會提出までには如何なる形のものとなるであらうか豫想を許さない狀況にあるが、兎も角も農業勞働者に重要なる影響を與ふるものであるから以下參考のために收錄する。

小作法草案

第一章　總　則

第一條　本法は耕作を目的とする土地の賃貸借及び永小作に之を適用す

本法に於て小作地と稱するは前項の賃貸借の目的たる土地を謂ひ永

小作地と稱するは前項の永小作の目的たる土地を謂ふ

第二條　賃借人が小作地に附隨して宅地、採草地、立木、建物其の他の物を使用又は收益する權利を有する場合に於て其の權利の存續及び消滅は小作地の賃借權の存續及び消滅に從ふ但し當事者が別段の定を爲したるとき又は小作地の附隨物に關する債務不履行に因り契約の解除ありたるときは此の限りに在らず

第三條　第八條乃至第十條、第十二條、第十三條、第十八條及第七十五條の規定に異る契約にして賃借人又は轉借人に不利なるものは之を定めざるものと看做す

第二章　小作地賃貸借の効力

第四條　小作地賃貸借は其の登記なきも小作地の引渡しありたるときは爾後其の小作地に付物權を取得したる者に對し其の効力を生ず。民法第五百六十六條第一項及第三項の規定は登記せざる賃貸借の目的たる小作地が賣買の目的物なる場合に之を準用す。民法第五百三十三條の規定は前項の場合に之を準用す

第五條　小作地の賃借權は賃貸人の承諾あらざれば之を讓渡すことを得ず但し別段の慣習ある場合に於ては其の慣習に從ふ

第六條　賃貸人が其の小作地又は永小作地を賣却せむとするときは命令の定むる所に依り賃借人に對し一定の期間を定め買取の協議に應ずべき旨を通知することを要す

第三十三條の法人又は團體が前項の通知を受けたる場合に於て買取の意志なきときは命令の定むる所により遲滯なく小作地を使用する團體員又は住民に對し前項の通知に基き賃貸人と直接買取の協議をなすべき旨の通知をなし且其の旨を賃貸人に通知することを要す。

第七條　前項の期間内に賣買の協議調はざるときは爾後賃貸人は其の小作地又は永小作權を他に賣却することを得期間滿了前と雖も前條の通知を受けたる者買取の意思なきことを表示したるとき亦同じ

第三章　小作地賃貸借の終了

第八條　當事者が小作地賃貸借の期間を定めざりしときは各當事者は民法第六百十七條第二項の規定に拘らず何時にても解約の申入を爲すことを得

小作地賃貸借は前項の解約申入後一年を經過するに因りて終了す

第九條　前項又は第十三條の規定に依る賃貸借終了の場合に於て小作地に終了の時より一年内に收穫すべき作物（作物に付き主從の別あるときに主たる作物）が現に存するときは收穫終了する迄賃貸借は仍存續するものと看做す但し賃借人又は轉借人が信義に反し賃貸借の關係の終了を妨ぐる目的を以て慥りに作付を爲したる場合は此の限りに在らず

第十條　當事者が小作地賃貸借の期間を定めたるも其の一方又は各自が其の期間内に解約を爲す權利を留保したる時は前二項の規定を準用す

第十一條　小作地賃貸借の期間を定むるときは其の期間は五年を下ることを得ず若し之より短かき期間を以て賃貸借を爲したるときは其の期間は之を五年とす

前項の規定は兵役、疾病其の他已むことを得ざる事由に因りて自ら耕作すること能はざる爲一時土地を賃貸する場合又は土地使用の目的を變更其の他特別の事由に因りて五年以上賃貸すること能はざることと明らかなる場合には之を適用せず

第十二條　前條第二項の規定に依り五年未滿の期間を定めたる場合を除くの外小作地賃貸借の期間を定めたる場合に於て當事者が期間滿了前六月乃至一年内に相手に對し更變更するに非ざれば賃貸借を更新せざる旨の通知を爲さざるときは前賃貸借と同一の條件を以て更らに賃貸借を爲したるものと看做す

第十三條　第八條又は第十條の規定に依る解約の申入ありたる場合に於て其の申入後二月内に賃貸借の繼續に關し小作調停法に依る調停の申立の受理ありたるときは其の賃貸借は調停終了する迄仍存續するものと看做す但し調停の申立の却下ありたるときは此の限りに在らず

前條の規定に依る通知ありたる場合に於て其の通知後二月内に更新に關し小作調停法に依る調停の申立の受理ありたるとき亦前項に同じ

第十四條　小作地の賃貸借に付き期間の定あること明かならざるときは其の賃貸借は期間の定なきものと推定す

第十五條　小作地の賃貸人は賃借人に背信の行爲なき限り不當の理由に因り惡意を以て解約の申入をなし又は契約の更新を拒むことを得ず

賃借人解約の申入又は更新の拒絶が前項の規定に反することを主張せんとするときは其の申入又は拒絶の通知を受けたる日より一月内に訴を提起することを要す

第十六條　小作地賃貸借に於ては賃借人が信義に反し故意に賃貸人を害する目的を以て小作料を滯納したるとき又は小作料金額の一年以上の滯納其の他之に準すべきものとして命令に定むる滯納をなしたるときは賃貸人は契約を解除することを得

第十七條　賃借人が小作料の一部の支拂をなさむとする場合に於ては賃貸人が正當の事由あるに非ざれば其の受領を拒むことを得ず

前項の場合に於て賃貸人が一部の支拂を受領するも之が爲小作料の減額其の他の請求を承諾したるものと推定せらるることなし

第十八條　小作地返還の場合に於て小作地に作物あるときは賃借人は賃貸人に對し時價を以て之を買取るべきことを請求することを得但し賃借人轉借人が信義に反し買取らしむる目的を以て濫りに作付を爲したる作物に付いては此の限りに在らず

第十九條　小作地返還の場合に於ては賃借人は命令の定むる所に依り賃貸人に對し其の承諾を得てなしたる客土、灌漑、排水工事小作地の改良の爲に支出したる費用其の他の有益費の償還を賃貸人に對し請求することを得

前項の規定に異りたる慣習あるときは其の慣習に從ふ

第二十條　第十八條の規定に依る作物の買取價額又は前條の規定に依る有益費の償還額に關し當事者間に協議調はざる場合に於ては申立に因り裁判所は鑑定委員會の意見を聽き之を定む

第二十一條　前條の場合に於て賃貸人が作物の代價又は有益費の償還に充つる爲裁判所の命ずる額を供託したるときは賃借人は小作地の返還を拒むことを得ず

第二十二條　鑑定委員會の組織其の他必要なる事項は勅令を以て之を定む

第二十三條　賃貸人が第八條若は第十條の規定に依り解約の申入をなしたる場合又は第十二條の規定に依り契約の更新を拒みたる場合

に於ては賃貸人は賃借人に對し契約を以て定めたる一年分の小作料の金額以下十二分の一以上に相當する額の範圍内に於て作離料を支拂ふことを要す

賃貸人は作離料の支拂と引換に賃借人に對し小作地の返還を請求することを得

第二十四條　前條の規定は左の各號の一に該當する場合に於て賃貸人が第八條若くは第十條の規定により解約の申入を爲したるとき又は第十二條の規定に依り契約の更新を拒みたるときは之を適用せず。

一、賃借人の責に歸すべき事由に因り賃貸人が小作地賃貸借を解除することを得べき事由存するとき

二、小作地賃貸借の更新を爲す慣習なきとき

三、第十一條第二項の規定に依り小作地賃貸借の期間を定めたるとき

第二十五條　賃貸人は作離料の支拂に充つる爲小作料一年分に相當する額を供託することを得

第二十六條　作離料の額に付當事者間に協議調はざるときは申立により裁判所は鑑定委員會の意見を聽き一切の事情殊に左の各號の事項を斟酌して之を定む

一、賃借人の通常受くべき損失

二、賃貸人が小作地賃貸借を終了せしむるに至りたる事情

三、小作地の普通の收穫高

四、小作料の額

五、賃貸人が小作地を續して賃借したる期間

六、第七十五條の規定に依る償金の有無及額

第二十七條　第二十條及前條の規定に依る裁判は小作地の所在地を管轄する區裁判所に於て非訟事件手續法に依り之を爲す

第二十八條　前條の裁判に對しては即時抗告をなすことを得其の期間は之を二週間とす

第二十九條　第二十條及第二十六條の規定に依る申立を受理したるときは裁判所は職權を以て事件を小作調停法に依る調停に付することを得此の場合に於て調停に付する裁判に對しては不服を申立つることを得ず

第三十條　第二十條及び第二十六條の規定に依る裁判の費用に付ては民事訴訟費用第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條の規定に依る

第四章　小作地轉貸借の効力及終了

第三十一條　賃借人は賃貸人の承諾あるときと雖小作地を轉貸することを得ず但し命令の定むる特別の事由ある場合に於ては此の限りにあらず

前項但書の場合に於て賃貸人は正當の事由あるにあらざれば小作地の轉貸借を拒むことを得ず

第一項但書の規定に依る轉貸借の消滅に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第一項の但書の規定に依る小作地の轉借人は更に又轉貸し又は其の權利を讓渡すことを得ず

第三十二條　賃借人前條第一項の規定に反し又は同條第三項の規定に依る命令に反し第三者をして小作地の使用又は收益を爲さしめたるときは小作地賃貸借の解除を爲すことを得

轉借人前條第四項の規定に反し第三者をして小作地の使用又は收益を爲さしめたるときは轉貸人は小作地轉貸借の解除をなすことを得

第三十三條　産業組合其の他營利を目的とせざる法人又は團體が賃借したる小作地を其の團體員に使用及收益せしむる場合に於ては第三十一條の規定は之を適用せず市町村其の他の公共團體が賃借したる小作地を其の住民に使用及收益せしむる場合亦同じ

前項の團體員又は住民が其の小作地を第三者をして使用又收益せしむる場合に於ては前二條の規定を準用す

第三十四條　第十八條乃至第二十一條の規定は第三十一條第一項の但書の規定に依る轉貸借に付き之を準用す

第三十五條　第四條の規定は第三十三條の法人又は團體が賃借したる小作地を其の團體員又は其の住民に使用及收益せしむる場合に於て其の小作地に付物權を取得したるものと其の團體員又は住民との關係に付之を準用す、第八條乃至第三十條の規定は第三十三條の法人又は團體が賃借したる小作地を其の團體員又は住民に使用及收益せしむる場合に其の法人又は團體と團體員又は住民との關係に付之を準用す

第三十六條　小作地の轉貸借ある場合に於ては轉貸人は轉借人に對し命令の定むる所に依り小作地賃貸借終了に關する通知を爲すことを要す。

第五章　永小作權の効力及終了

第三十七條　第六條、第七條、第十八條乃至第二十一條の規定は永小作地の所有者と永小作人との關係に付之を準用す　永小作人が永小作地を賃貸したる場合に於ては前項の規定に依り準用せらるゝ第六條の規定に依る通知は其の土地の賃借人に對し之を爲すことを要す此の場合に於ては第七條の規定を準用す

第三十八條　果樹の栽培を目的として永小作を設定したる場合に於ては其の永小作權の存續期間は二十年以上七十年以下とす若し七十年より長き期間を以て永小作權を設定したるときは其の期間を七十年に短縮す

前項の永小作權の設定は之を更新することを得但し其の期間は更新の時より七十年を越ゆることを得ず

第三十九條　永小作權の期間滿了の後永小作人が耕作を繼續する場合に於て永小作地の所有者が之を知りて異議を述べざるときは前契約と同一の條件を以て更に存續期間二十年の永小作權の設定ありたるものと推定す

第四十條　永小作人が破産の宣告を受けたる場合を除くの外民法第二百七十六條の規定に依る永小作權の消滅の請求は一月を下らざる期間を定めて小作料の支拂を爲すべき旨を催告し其の期間内に支拂なきときに非ざれば之を爲すことを得ず

第四十一條　第十五條の規定は永小作地の所有者が第三十九條の異議を述べたる後一月内に永小作人が其の土地に付賃借の申出をなしたる場合に之を準用す

第六章　條件の變更

第四十二條　不可抗力に基く收穫高の減少を理由とする小作料の減額又は免除の申出は收穫着手の日より遲くとも十五日前に之を爲すことを要す但し宥恕すべき事由あるときは此の限に在らず

第四十三條　前條の規定に依る申出あり　たる場合に於て當事者の一方が相手方に對し檢見の申出を爲さむとするときは遲滯なく之を爲すことを要す

検見の方法に付き當事者の協議調はざるときは小作官の定むる方法に依り之を行ふことを要す検見の申出を爲すも相手方之に應ぜざるときは小作官の定むる方法に依り之を行ふことを得

第四十四條　前條第二項及第三項の規定は契約又は慣習に依り當事者が毎年検見の上小作料の額を定むる場合に於て契約又は慣習に別段の定ある場合を除くの外は其の検見に付き之を準用す

第四十五條　前二條の規定に依り検見を爲す者は土地の立入耕作狀況の調査坪刈其の他検見のため必要なる行爲をなすことを得

前項の場合に於て生じたる損失は検見を爲す當事者の負擔とす

第四十六條　行政官廳必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り減收調査委員をして小作地又は永小作地の減收調査を爲さしむることを得

第四十七條　減收調査に關する費用は勅令の定むる所に依り國庫及市町村之を負擔す

第四十八條　當事者は合意を以て關係地の所在地を區域とするも小作委員會に對し小作料其の他小作條件の改定を請求することを得

第四十九條　小作委員會の設立、組織其の他必要なる事項は勅令を以て之を定む

第五十條　裁判所は當事者又は小作官の申立に因り小作委員會の判定著しく不當なりと認むるときは鑑定委員會の意見を聽き其の判定を取消すことを得此の裁判に對しては不服を申立つることを得ず

第五十一條　小作委員會の判定は取消の申立なくして前條第二項の期間を經過し又は申立の棄却の裁判ありたる時より當事者間に於て契約たるの効力を生ず

第五十二條　第五十條の裁判に付ては第二十七條及第三十條の規定を準用す

第五十三條　當事者は合意を以て小作條件の改定を爲さしむる爲一人又は數人の仲裁者を選定することを得前三條の規定は仲裁者の判定に付之を準用す

第七章　小作料の供託

第五十四條　小作料の支拂又は小作地の返還を命ずる判決に付假執行の宣言を爲す場合に於て裁判所は申立に因り又は職權を以て債務者が相當額の保證を供託することを條件として執行を免るべきことを宣言することを得

第五十五條　小作料の支拂又は小作地の返還を命ずる判決に付假執行の宣言ありたる場合に於て第一審の受訴裁判所は債務者の申立により相當額の保證を供託せしめ其の執行の停止又は既に爲したる執行處分の取消を命ずることを得

第五十六條　小作料に關し爭議を生ずる虞れある場合に於て必要ありと認むるときは裁判所は當事者の申立に因り債務者に對し相當額の供託を命ずることを得

裁判所は爾後の事情により前項の供託額の變更を命ずることを得

債務者が前項の規定に依り供託をなしたるときは爾後其の事件に付假差押を爲すことを得ず

第五十七條　小作料債權に基く假差押を命ずる場合に於て必要と認むるときは裁判所は假差押の執行を停止し又は既に爲したる假差押を取消すことを得る爲債務者に於て供託すべき保證額を假差押命令に記載すべし

第五十八條　裁判所は小作料債權に基く假差押を命じたる場合に於て必要ありと認むるときは債務者の申立に因り相當額の保證を供託せしめ假差押の停止又は取消を命ずることを得

第五十九條　小作關係の爭議に付債務者に對し小作地の占有を解く假處分を命ずる場合に於て必要と認むるときは裁判所は執達吏に小作地の保管を命ずると同時に債務者が小作地の現狀の變更其の他判決の執行を妨ぐべき行爲をなさざることの誓約を爲し又は相當額の保證を供託することを條件として小作地の使用を債務者に許し得べきことを命ずることを得

債務者が前項の保證を供託したる場合に於て不法に小作地の現狀を變更し其の他判決の執行を妨ぐべき行爲をなしたるときは裁判所は申立により決定を以て債務者の爲に之を沒收す

第六十條　債務者に對し小作地の占有を解く假處分を命じたる場合に於て爾後事情の變更に因り必要と認むるときは裁判所は既に爲したる假處分の變更を命ずることを得

第六十一條　第五十四條乃至第五十八條の規定に依り債務者供託を爲したる場合に於て小作料債權確定したるときは債權者は供託物に付他の債權者に優先して債權の辨濟を受くる權利を有す

第六十二條　第二十一條、第二十五條、第五十四條乃至第五十九條及第六十三條の規定に依る供託は金錢又は小作料として支拂ふべき物を以て之を爲す

前項の場合に於て著しく物の品質を損傷する虞あるとき又は其の貯藏に付不相應なる費用を生ずべきときは執行裁判所は申立に依り其の物を競賣し賣得金を供託すべき旨を供託物の保管者又は執達吏に命ずることを得

第六十三條　小作料債權に基く假執行の宣言又は假差押命令の執行として小作地の作物の差押を爲したる場合に於て相當と認むるときは執行裁判所は當事者の申立に因り債務者をして差押物の隱匿毀損其の他執行を妨ぐべき行爲を爲さざることの誓約又は相當額の保證の供託を爲さしめたる上執達吏占有の儘債務者をして收穫を爲さしめ其の他差押物に付管理上必要なる處置を爲さしむることを得

執達吏前項の規定により債務者をして差押物の保管を爲さしむるときは封印其の他の方法を以て差押を明白にすることを要す

第五十九條第二項の規定は第一項の保證に付之を準用す

第六十四條　本章の規定は永小作地の所有者と其の永小作人並小作地の轉貸人と轉借人との關係に付之を準用す

第八章　罰則

第六十五條　鑑定委員又は鑑定委員たりし者故なく評議の顚末、鑑定委員の意見若は多少の數又は小作官の意見を漏泄したるときは千圓以下の罰金に處す

第六十六條　第五十九條及第六十三條の規定に依り誓約を爲したる者其の誓約に違反したるときは三百圓以下の罰金に處す第六十四條の規定に依り準用せらる第五十九條及第六十三條の規定に依る誓約を爲したる者に付亦同じ

附則

第六十七條　本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第六十八條　本法の規定は本法施行の際現に存する土地の賃貸借及永小作に付亦之を適用す

第六十九條　本法施行の際現に存する小作地の賃貸借にして五年未滿の期間を定めたるものは其の期間の契約のときより五年とす但し第十一條第二項に該當する場合に於て五年未滿の期間を定めたるものに付ては此の限にあらず

第七十條　本法施行の際現に存する小作地の轉貸借にして期間の定あるものは其の期間、期間の定なきものは本法施行の日より二十年間仍其の効力を有す

第七十一條　第十一條乃至第十三條の規定を除くの外第二章及び第三章は前條の轉貸借に之を準用す

第七十二條　本法施行の際現に存する小作地の賃貸借又は轉貸借に付本法施行前爲したる解約の申入にして本法に之に相當する規定あるものは之を本法に依り爲したるものと之を看做す

第七十三條　本法施行の際現に存する小作地の賃貸借にして本法施行後一年内に其の期間滿了すべきものに付當事者が其の滿了前六月内に相手方に對し更新拒絶の通知又は條件を變更するに非ざれば賃貸借を更新せざる旨の通知を爲したるときは第十二條の通知ありたるものと看做す

第七十四條　本法の規定は本法施行前に賃借人又は轉借人の支出したる小作地の有益費の償還に付ては之を適用せず

第七十五條　本法施行の際現に作株(小作權、土地代、甘土代、ざる代、鍬先代等の名稱を以て賣買せらるゝ者を含む)又は永小作權の賣買の慣習ある地方に於て其の慣習の存續する小作地又は永小作地を返還せしむる場合に於ては相當の償金を支拂ふことを要す

第七十六條　本法に於て町村とあるは町村制を施行せざる地に在りては之に準ずべきものとす

二　自作農創定

本年七月二十五、六兩日に亘り農林省に於て自作農創定に關する地方主任會議を開催し左の事項を打合せた。これによつて現政府の自作農創定に關する施設及び各府縣配分額を大略知ることができよう

一、資金分配に關する件

(イ)自作農創設維持資金は簡易保險積立金より運用する關係上資金還元の趣旨による止むを得ざる所なるも、右の外土地分配小作爭議、永小作權の整理等本事業を必要とする農村事業を特に考慮して分配貸付をなすこと

(ロ)資金の貸付は成るべく直接貸付に依ること及び土地購入價格を金額貸付の原則とすること

二、借受人及土地の調査選定に關する件

(イ)借受人の調査選定に當りては精細なる調査を爲すべきこと、貸付の順位に付いては專業農家を先にすること

(ロ)土地價格の適否は本事業中最も重要なる事項なるを以て此の點に付特に考慮し、高き土地の購入を助長せしむるが如きことなき樣注意すること

三、資金の回收方法其の他借受人の指導監督に關する件

(イ)償還金の回收を容易且確實ならしむる方法として償還金支拂連帶保證の制度を設くること、又組合を組織せしむる等の意見があつた

(ロ)借受人の指導監督に付いては農會試驗所技師等と連絡を採り特別に之が指導監督を爲すこと又は自作農組合を組織せしむること

四、登記手續及び地方稅免除の件
(イ)登記に當つては登記稅法の改正に依り凡て免除せらるべきも特に登記稅の免除を受くるの目的を以て極めて少部分の資金借入を爲したる場合の如きは或は免除せられざる場合あること
(ロ)本施設に依り抵當權設定の登記は囑託登記とするを便宜なりとすること
(ハ)地方稅の免除をなせる府縣相當多數に上るも未だ免除を實行せざる所にては之が免除に付き考慮せらるること
五、自作審議會に關する件
審議會は府縣の審議會と市町村の審議會と齟齬を來す場合あるを以て可成兩者審議の限界を定め置き且重要事項は必ず之に諮問して決すること
六、執務に關する件
本事業は個人別に嚴格なる調査監督をなすの必要あるを以て相當數の職員を設置する必要あるを以て之に對し考慮すること
又小作問題と本事業とは密接の關係あるを以て小作官の設置ある府縣に在りては兩者の事務の聯絡を取らるること
七、本施設により小作問題解決
永小作權の整理を爲せる事例等に付各府縣の發表
八、本施設の資源は目下簡易保險積立金のみにより極めて少額なるを以て府縣に於ては右と同樣條件なる資金を遺憾とするの現狀なるを求むる樣考慮すること
尙右金額各府縣別左記の通內定せり(單位千圓)

神奈川	一五〇	埼玉	三五〇	群馬	一五〇	千葉	二〇〇
茨城	三〇〇	栃木	二五〇	静岡	三〇〇	山梨	一五〇
愛知	三〇〇	三重	二五〇	岐阜	二五〇	福井	二五〇
石川	二二〇	富山	二五〇	長野	一五〇	大阪	四五〇
京都	二〇〇	兵庫	一五〇	和歌山	一五〇	奈良	二〇〇
滋賀	一五〇	鳥取	一五〇	島根	一五〇	岡山	二五〇
廣島	三五〇	山口	二五〇	香川	二五〇	愛媛	一五〇
高知	一〇〇	福岡	四五〇	佐賀	一〇〇	長崎	一一〇
宮崎	一〇〇	熊本	二〇〇	大分	一五〇	宮城	一五〇
沖縄	八〇	鹿兒島	一五〇	新潟	四五〇	福島	一〇〇
山形	一五〇	秋田	一五〇	岩手	一〇〇	青森	一五〇
北海道	四〇八	合計	四、六一〇、〇〇〇				

三　農地金庫案

農林省に於ては自作農創定の促進を緊要なる事業とし昭和三年度豫算の編成に當て之が實現を期すべく豫て研究を續けて來たが漸く大綱の成案を得るに至つた。而してその內容は根本方針としてドイツに於ける地代銀行制度を採用し仲介銀行を設立し債券を發行して地主に交付し、之に依つて地主をして耕地を小作人に讓渡せしめ、小作人よりその耕地買收代價を年賦償還の方法により銀行に償還せしむる事とし、以つ

て自作農創定の徹底を實現せんとするものである。而して仲介機關たる銀行は國營の獨立機關とし、償還年限は二十五年乃至三十五年を以て限度となし償還に當て買收代價の納付延滯等の場合には政府に於て之が立替を爲すことに依て銀行の損失を補償するものである。更に自作農創定は現に小作爭議の爛熟によつて緊急必要に迫られて居る範圍にのみ限定すべきか、或は全般に之を行ふべきかに就ては、特に研究を要する點ありとなしてゐるが、その抱負はこの機關の設置利用によつて小作地約百二十萬町歩の三割を三十五年計畫で自作農地化せんとするものでこれがため毎年仲介機關から約七千萬圓の地代債券を發行して土地購入を行ふ建前になつてゐる。而してその案の大要は左の如くである。

一、政府は農地金庫を設置し自作農維持創定事業を行ふこと

二、農地金庫は農林大臣の所管とする事

三、農地金庫は土地購入を志望する自作農に對して土地購入の仲介斡旋をなしその購入する土地代金を地主に立替へ拂ひするため農地證券を發行することを得

然して右證券は毎年買受け又は抽籤の方法をもつて償還すること

四、右證券の額面は土地購入價額、利率は年四分となしこれを融通證券となすことを得る事

五、土地購買者は三十五ケ年の年賦で買收金を償還する事

六、土地購買者は病氣その他の事情のため金の支拂不能なるときは金庫に於て代理辨濟をなし自作農に對し償還期間のくりのべを許可する事を得る事

七、農地金庫は特別會計としその損失は一般會計より補塡する事

八、政府は農地金庫と同時に自作農地委員會を設けその委員は官民より選任し農地證券交付の決定その他手續上の事務を取扱はしむること

九、全國各地に地方委員會を設け土地評價その他の事務を行はしむる事

四　農業倉庫

第五十二議會を通過したる農業倉庫法改正後本年十二月末に於ける農業倉庫の農林省の調査の結果は次の如くである。

農業倉庫經營主體總數二、四六四、內經營主體產業組合に係るもの二、三一九、同農會一一一、同公益法人四一、町村一四である。乃ち經營主體は產業組合がその多くを占むるに至つた。

次に總棟數四、五九八棟、總建坪一七三、二一八・一一坪にして總收容力は穀物(俵)一三、四一一、八三二俵、繭一、三三九、二六五貫である。

此他聯合農業倉庫も新潟愛知に各一個を有してゐるが棟數僅かに一六棟、建坪一、三八七・四坪に過ぎない。

五　其他

農具改良協議　十二月五日農林省に於て道府縣農具主任會議を開催し、左記諮問事項に就て協議を爲した

諮問　道府縣において農用器械の研究及利用に關し今後施設を必要とする事業如何

協議事項――一農用器具器械の共同事業を主なる目的とする共同團體の適宜なる規模及びその團體の行ふべき事業の適切なる經營法如何。二、農村に於ける動力利用上特に留意すべき點如何。三、農用器具、器械の試驗査定及び依頼鑑定の合法統一に關し取るべき方法如何。其他肥料管理法の立案、農業保險制度の研究、農業經營の改善計畫等々が主なる對策案として考究されたが、併し何れも調査研究の域内を脱せず實施されるには尙ほ多少の時日を要するもののやうである

六　農業經營上の各種奬勵金

昭和二年度に於ては農事改良、開墾及土地改良、農村振興農業倉庫建設、共同繭倉庫、副業、下級農會技術員施設、農業共同施設、農具改良普及等の奬勵金が各府縣へ交付された。

第二節　府縣の施設

各府縣に於ける農業勞働者對策施設としては本年も亦前年と同樣に何等特筆すべきものなく、始ど凡て中央政府の農村振興策の直接實施の衝に當るの域を出でない、府縣獨自の立場より爲すものを見ることはできない。勿論自作農創設維持資金運用等に付てはその効果の方面、又は貸付細則等に至つては必ずしもその軌を一にするものではないが、未だこれらに就ての報告が發表されてゐないので彼此對照して之を知ることができない。これらの報告を得て記載するを便宜とするが故に、これを次年度に讓ることとする。其他小農の經濟的向上を目的とする農事改善等も亦特に記すべき資料を見出さない。但し近時農村托兒所、農民學校等の運動が僅かに起りつゝあるが、併しこれにしても府縣が直接企畫し經營するものは稀れであつて、或る種の團體を通じて爲されてゐるやうである。これらに就て詳細は第四部「社會事業」の下に於て記載されてる。

要するに府縣の對策は前節に於ける「政府の施設」の敷衍若くは延長と見るの外かなく、從つて重複を避けて之を省略することゝする。

第三節　農　會

農會に就ては帝國農會の總會を記すに止めて置く。

帝國農會第十八回總會――十月二十八日より四日間、農會事務所

【農林大臣諮問】　農會法改正に關する意見如何

【答申】　近時農村事情の推移行政組織の改正等に伴ひ農村に於て經濟的社會的に諸種の重要なる問題を惹起せり。而して是が解決の爲めには系統農會の活動に俟つところ頗る大なるものあり此の使命を果すべき農會の組織に關しては多少の議論無きにあらずと雖も現行制度を以て最も適當なりと信ず、然れども此の制度の機能を發揮せしめ刻下の事情に適應せしめんが爲めには現行農會法中左記の事項に付て改正の必要あるものと認む。

(一)會員に關する件――一、會員中に林業者を加ふること。

二、一段歩未滿の他人の土地に於て耕作を行ふ者と雖も必要あるとき

は會員中に之を加ふることを得るの規定を設くること。
(二)農會の聯合、合併、解散に關する件(略)
(三)特別議員に關する件(略)
(四)會費に關する件(略)
(五)監督に關する件(略)

第三章　中間階級者に對する施設

ひき續く經濟界の不況が、一般勞働者の生活に多大の影響を及ぼすと同樣に、中間階級者の生活を脅かすことも亦大である。從つて政府は一般勞働者に對してと同樣に、中間階級者に對しても亦各種施設の實施に努力してゐる。即ち社會事業施設がそれであり、特に經濟的保護施設は現在では勞働者に對してよりもむしろ中間階級者に對しての方が重きをなしてゐるかに思へる。又中間階級者に對する業主の施設對策として述べた事項がそれである。これ等の施設に關しては重復を避けて再び此所には述べないから前掲第三部第一編第四章及第四部第二編第二章、第三編及第四編の各章に就いて見られたい。

第四章　婦人勞働者及職業婦人に對する施設

本年度に於ける婦人勞働者に對する施設の主たるものは工場附屬寄宿舍取締規則の公布であるが、尙ほ國際勞働協會婦人委員會の女工寄宿舍改善、製絲女工勞働改善、鑛山の女子坑內勞働並に徹夜業の廢止に關する決議は注意に價するものであつた。(下揭第三編第三章參照)。又職業婦人に對する施設に就ては本年度には特に稱揚すべきものはなかつた。

第一節　婦人勞働者に對する施設

工場法改正計畫—昨年七月一日から改正工場法が實施されて、十人以上使用工場にまでその適用範圍が擴張されたが、社會局では幼年工及女工保護を徹底させるため、更に現在の適用範圍を擴張して十人未滿使用工場にも及ぶやう、再び工場法を改正して五十二議會に提出することに決した。

工場附屬寄宿舍取締規則の公布—約六十一萬の寄宿職工を收容する全國附屬寄宿舍の施設改善は、職工特に女工の保護上極めて重要であるとして、社會局は多年寄宿舍制度の研究調査をなしてゐたが、その結果二月工場附屬寄宿舍規則を制定して、內務省令を以て公布、七月一日から實施された(第二編第二章參照)。

女工供給(保護)組合—元來女工供給(保護)組合は歐洲大戰中我國産業界の好況時に於ける女工募集制度の弊害を防止するために雇傭者に對抗して起つた被傭者の組合であつて、新潟、富山、岐阜、山梨、長野縣下に一六一の組合がある。而してその目的は組合女工の就業に關し之を保護し、組合員の品性を向上すると共に其風紀衞生を保全し、雇傭主組合員間の融和疏通を圖り、其の共同の利益を增進するにあつて、組合員たる女工の就職斡旋、女工及工業主間の諸種の交渉、優良工場の選定、歸鄉中の女工の補習教育其他の事業をなすのであるが、其の主たる事業は女工の供給にある。然るに營利職業紹介事業取締規則が本年一月一日から實施され、手數料を徵收する組合は當然同規則の適用を受けることとなり、茲に女工供給(保護)組合は營利職業紹介事業取締規則及職業紹介法の適用を受けるもの、或は從來の方法により無料にて紹介斡旋をなすものゝ三の形式に區別されることになつた。例へば本年二月新潟縣下女工保護組合長協議會に於ては、この三者何れなりとも各町村の事情に鑑み最も適切有効なる方法に依り實施するやう決議をなしてゐる。而も雇傭者側の組合に對する意見では「供給(保護)組合より女工の供給を受くる場合は募集費は輕減されず、供給手數料だけ多額を要し、組合の目的とする優良工場の撰擇は組合幹部の單純なる視察によつては到底不可能であつて、むしろ工場の視察員に對する待遇如何が工場の優劣判斷の標準となるが如き弊害があり、又補習教育の關係上引揚期が他の女工より遲れ勝ちで面白くない」といつてゐるので組合設置地方でも雇傭主側の募集員による女工の直接募集は依然として繼續されてゐる。

事情斯如きであるから女工供給(保護)組合事業の實質は次第に出稼女工の保護に重きを置かれるに到るであらう。富山縣に於て計畫されてゐた女工保護組合聯合會の組織は十月七日の委員會に於て決定したのであるが、同聯合會の事業は優良組合の表彰、優良工場の選定、健康診斷に關する一般的方針の確定其他で、主として女工の健康增進に其の主點があるやうである。

婦人相談所設置　群馬縣社會事業協會は前橋市に婦人相談所「相愛館」を設置し、三月十六日から開始された。同館の事業としては婦人勞働者のために書問は主として相談に當て、夜間は修身、德行、禮儀作法、家事、國語算術、唱歌遊戲に就いてほゞ系統的な補習教育を行ふと云ふのである。

第二節　職業婦人に對する施設

本年度の職業婦人に對する施設の主なるものは次の如くである。

【修養施設】　▲大阪市社會部の修養講座—本年三月市内高等女學校卒業者にして職業婦人たらんことを希望する婦人のために大阪市社會部は婦人の職業に關する豫備知識を與ふるを目的として「修養講座」

なるものを開設した。その第一回を中央職業紹介所に於て四月五日から同二十日まで、日曜を除く毎日午後一時から四時まで開講、講習科目は珠算、ペン習字、一般事務取扱法、簿記、修養、講習人員二百二十八名中講習修了者百五十三名、就職者二十名。

▲大阪市婦人職業紹介所圖書室—大阪市婦人職業紹介所は附帶事業として、職業婦人のために所内に圖書室を設置することになり、十月書籍の寄附募集を開始した。

【紹介施設】▲婦人の職業紹介に關する諮問—内務大臣は十一月三十日中央職業紹介委員會に對し「現下社會の情勢に鑑み女工その他婦人の職業紹介に關し、その實績を擧ぐるに最も適切なる具體的施設に關する其の會の意見を諮ふ」なる諮問案を提出した。▲神戸市職業紹介委員會の婦人求職者の需給調節に關する答申—六月二十四日神戸市職業紹介委員會は市長の諮問に對し、婦人求職者の需給調節に關する答申をなしたが、その重なる條項は、「中央職業紹介所は神戸市の隣接市町村役場、警察署、處女會、公益紹介所等との聯絡に努め、兵庫縣社會課は前項を除きたる兵庫縣下の各町村役場、警察署、小學校、方面委員等の聯絡に努めて地方求職婦人が出神する場合には之等の機關と相談の上豫め中央職業紹介所に對し求人口の調査を行ふやう關係方面に對して趣意の徹底を圖ること」であつた。

【派出婦取締】▲奈良縣保安課は派出婦取締規則を公布することになつたが、派出看護婦及家政婦の開業は所轄警察署の許可を受くるを要し、滿十五歳以上たるを要する。尙藝娼妓酌婦の行爲其他風紀衛生を害する一切の行爲をなす場合は直ちに營業を停止せしむることになつてゐる。

【カフェー取締】▲大阪府警察部はカフェー、喫茶店の取締に關して調査研究を續けてゐたが、大體の成案を得て取締規則を制定することになつたが、女給を免許制度にしてその數を制限すること、客の送迎を禁止し、營業時間を制限して風紀の紊亂並に不良少年の跋扈を抑へ客室と私室の構造を制限すること との四點がその主要なるものであると云ふ。▲兵庫縣に於てもカフェーの取締が計畫されてゐるが、その具體的方法としては女給の數の制限、女給のチップを制限して固定給を與へること、カフェー設置場所を制限することに在ると云ふ。

第五章　少年勞働者に對する施設

本年度に於ける少年勞働者に對する施設としては改正船員最低年齢法の制定公布の外、特に擧ぐべきものはない。尤も政府が工場法を改正して十人未滿使用工場にもその適用範圍を擴張せんとする意圖のあることは前章に述べた通りである。尙ほ小學校卒業兒童の職業指導並に紹介に關しては第四部第三編兒童保護の當該項目に於て見られたい。

船員最低年齢法の改正—政府は第三回國際勞働總會に於て採擇された條約案を參酌し、大正十二年法律第三十五號を以て船員最低年齢法を公布したが、同法に於ては我海運界の影響を考慮して、條約案の石炭夫、火夫の最低年齢十八歳を直ちに採用せず、十四歳未滿の兒童の船員たることを禁止する

と共に、十八歳未滿者の船員たらんとする者に對しては體格檢査の强制を規定したに過ぎなかつた。

然るに最近の調査によれば船員にして十八歳未滿の石炭夫及び火夫數は我國船舶の全石炭夫及び火夫數の約一割を算するに過ぎざる狀況等となり、石炭夫及び火夫の最低年齡を十八歳としても我國海運界に著しい影響を及ぼさないと認め、政府は第三回國際勞働總會採擇案の趣旨により大正十二年法律第三十五號の改正案を第五十二議會に提出するに至つた。改正の要點は十八歳未滿の石炭夫及び火夫の使用を禁止するに在るが、十八歳以上の者を雇入れ能はざる場合及日本各港を航行する船舶は十六歳以上の者を使用し得、又本法施行の際に引續き十八歳未滿の者を使用する場合はこの限りに非ずといふのである。而して本改正法案は二月一日貴族院を通過し、同十九日衆議院に於て可決確定し、同二十三日法律第二號を以て公布された。法文は「附錄の一」を見られたい。

第六章　海外移民に對する施設

一　政府

昨年來我政府の移民施設には漸く組織的計畫が現はれて來たが、本年に於て特記すべきものは移住組合法の公布を見たことである。

海外移住組合法

本法は第五十二議會の協贊を經て三月二十九日法律第二五號を以て公布、五月一日より實施せられた。法律全文は「附錄の一」に收錄してある故參照を乞ふが、本法の骨子とするところは、大略現行產業組合制度と同樣に內地の各區域（大體一府縣を一區域となす）に內務省所管の移住組合を設置させ、東京に右各地方移民組合を統轄する移民組合聯合會を設け、從來の所謂裸移民の外に企業移民の奬勵を企圖するものである。これに對して政府は百七十萬圓を貸付け別に同組合事務費の半額を補助することゝなつた。同法の結果として、

移住組合聯合會―は八月六日に創立總會を開き定款を決定した。事業計畫の內容は、一、政府の貸付金（第一期分百七拾萬圓）でブラジルに移住地約四萬坪を買收し移住組合に分讓する。二、土地賣却代金は三年据置五十年々賦償還の方法によること。三、移住組合聯合會の移住組合に對する貸付利率は年五分とす。四、出資は一口參圓とし、會員の持株は五十株を限度とする。五、移住組合聯合會は土地購入の外左の事業を行ふ、學校、病院、農業、倉庫、共同宿泊所、集會所、所屬設備、生產物の共同販賣又は運搬、移住斡旋。

移民收容所―神戸に一ヶ所設置、官制は六月四日に公布され、事業は十一月に開始された。

尙ほ、移住組合を設立するため從來既に經營されつゝある海事協會所有地を移民組合に肩替りさせたいとは海事協會側の希望であつた

が、之に對し七月二日の海外移住組合設立協議會における守屋社會部長の答辯によれば、移住組合法制定の趣旨に副はないが故に本年度豫算に於ては困難であるとされた。

二　府　縣

海外移住組合法の實施と共に各府縣に於て移住組合の企畫せられたるものは次の如くである。

▲六月、岡山縣移民組合發起人會開催　▲七月、廣島縣海外移住組合發起人會開催　▲七月、山口縣同上創立打合會開催　▲七月、福岡縣同上發起人會開催　▲八月、愛知縣同上設立協議會開催　▲十月、愛媛縣同上發起人會開催　▲十月、鳥取縣では海外協會を解散し移住組合に變更を決定　▲十月、香川縣海外移住組合創立委員會開催

その他從來の海外協會の發會を見たものは

▲三月、新潟移民協會成る　▲四月、群馬縣設立に決定　▲四月、三重縣海外協會發會　▲五月、同上三重縣海外協會で三重縣海外移住組合設立を決定　▲七月、靜岡縣海外協會發會

第七章　移入民に對する施設

我國內地への移入民の殆ど總てが朝鮮人と目すべきであるから、移入民に對する施設といつても對內鮮人施設に他ならない。而して內鮮人の狀態、運動等は第一部既述の如き有樣であるから、之に對する施設は當然に、融和、救濟、教化等の方策として現はれてゐる。しかも、これら移入鮮人問題の解決策としては、民間若しくは鮮人自身の自立的企圖に依るものが多く、政府或は各府縣の對策として見るべきものは少ないやうである。以下、府縣當局の援助あるものをも合めて本年中その活動を見た主なるものを列擧すれば次の如くである。

▲神奈川縣當局は鮮人勞働者のため內鮮協會と協力して不正請負者征伐を行つた—一月▲大阪府內鮮協和會の薪製造による鮮人失業者救濟—一、二月▲兵庫縣內鮮協和會は縣の應援にて鮮人勞働者保護指導機關「鮮勞組」を設立—二月▲前橋市方面委員常議員會より鮮人待遇改善の根本策として戶籍問題解決の件を縣內方面委員常議員總會に提出、縣當局は對策を考究するところがあつた—二月▲神奈川縣特別高等課に內鮮係を新設—三月▲岸和田市相愛會本部では會館新築し無料宿泊、職業紹介、日用品廉賣、夜學等を行ふ—三月▲財團法人鐵道保養院經營の下關內鮮會は山口縣社會課の援助の下に隣保館設立—四月▲高知縣教育會主催朝鮮問題講演會—四月▲神奈川縣內鮮協和會は縣下三千の失業鮮人救濟のため復興土木事業の請負をなす—六月▲靜岡市相愛會無料宿泊所建設—七月▲濱松市鮮人指導訓練所設立計畫中—八月▲神戶市社會課全市に亘る鮮人教導委員制を布く—十月

第三篇　勞働者運動對策

第一章　工・鑛・交通業勞働運動對策

第一節　勞働爭議對策

勞働爭議調停事務打合會議

大正十五年七月より實施された勞働爭議調停法の結果として各重要府縣に勞働爭議調停官の設置を見たが、本年に入り二回の調停事務打合會議が社會局内に開かれた。調停法實施後の狀況が窺はれるが故に、左に概況を摘錄する。

第一回―二月十七、八日の兩日に亘り主要府縣のみの打合會が開かれた。これは、調停法實施後最初の催である。社會局長官の訓示に依れば

「勞働爭議調停法が施行されて約半歲の間、本法に依る調停委員會の開設された事例はない。之は、公益事業については當事者の請求なく且行政官廳において職權調停を必要と認めた場合がなく、又私益事業については當事者双方の請求がなかつたからで、この請求のなかつたことは或は當事者の直接交渉に依り或は第三者の法に依らない事實調停に依て爭議が圓滿に解決したからである。……」尙ほ當日における指示事項は、一、勞働爭議調停法の趣旨周知方。一、調停委員會開設準備。一、調停基礎資料調査。一、公益事業に於ける勞働爭議。一、勞働爭議調停報告。一、情報取扱方。一、勞働爭議調停事務と其他の勞働行政事務との連絡、等に關する件々であつた。

第二回―十月三、四の兩日に亘り全國の勞働爭議調停事務主任官を招集、開催した。全國的のものとしてはこれが最初である。當日社會局長官の訓示に依れば

「勞働爭議調停法が施行せられてより今日迄已に滿一ケ年……この間に於て本法に依る調停委員會を開設した事例は未だありませぬが、本法の精神に則り調停官吏その他の第三者が介入して解決に至らしめた爭議件數は著しく增加の傾向を示して居ります。勞働爭議調停の事務は我國では全く創始のものであるのみならず、其の事柄自體が頗る複雜なのものであります。從つて其の實績を擧ぐるには平素に於ける基礎的準備が必要でありますが、特に其の中に就き調停基礎資料の調査を最も必要とします。……爭議の調停者は調停法實施以來、調停官吏その他の官公吏にしてこれに當るものが多く相成りまし たが尙ほ之等以外に所謂有志者の介入する場合も尠くありませぬ。……」

勞働部長よりの指示事項は大體前回と同樣で、

「勞働爭議調停事務と勞働情報事務との連絡。二、調停基礎資料等の調査。三、勞働爭議調停報告。四、關係廳府縣間の事務連絡。五、調停者。六、調停委員會費、等に關する件々であつた。

尙ほ、社會局調に依れば、直接法律には依らないが同調停法の精神に則り第三者が爭議當事者間に介在し所謂事實調停に依つて解決された事例は、法施行以來順次增加の傾向にあ

るが、この傾向に對する社會局當局の解譯は

「時を經ると共に本法制定の精神が普及され、勞資の信頼が第三者就中調停官吏その他の官吏等の無私公平なる積極的調停を喜んで受け入れ、或は進んでこれが調停を求むるといふ氣運が益々濃厚となると共に、之等官吏が自ら立ちて調停を試み又は自己以外の第三者の調停を援助する等、爭議の圓滿迅速なる解決に向て努力するやうになつたからである」といふにある。

調停法の運用に關して附記すべきことは、本年四、五月郵船爭議の際に遞信省、郵船會社、船員各當事者の間に惹起された問題で、それは明治三十年代の立法にかゝる船員法が特別法としての優先的地位にあるのと調停法との適用上に於ける撞着であつて、このため新調停法を適用せんとした遞信當局最初の試みが失敗に終つた事例である。

爭議調停法による費用辨償の縣令―勞働爭議調停法第十八條に依るもので、兵庫、和歌山、福岡、廣島をはじめとして秋田、宮城その他の諸縣においても之が制定を見た。

第二節　勞働運動對策

勞働運動の急速なる展開は、これに對する政府の對策をして必然に頑強ならしめた。憲政會內閣においては、現行新聞紙法にも增す言論壓迫の惡法たる出版物法案が議院內外の猛烈な反對に遭つて審議未了を以て寂滅したが、憲政會內閣に代つて田中內閣に至つてそのヨリ反動的なる政策は組閣早々から露骨に表出された。これに就ては、まづ第一回の地方長官會議(六月)に於ける鈴木內相の訓示に窺はれる彈壓的言辭のほか、次に掲ぐる地方長官秘密會議における現內閣の社會運動取締に關する指示、並びに七月開催の全國警察部長會議における內務當局內示を見ればよい。

【地方長官會議秘密會に於ける指示】(上略)社會運動取締に關する件。社會運動の趨勢を見るに政治的將た經濟的に日を追うて愈々激甚ならんとしてゐるが、これが取締については各種社會運動の趨向を嚴密に監察し、(一)政治運動又は小作運動、勞働運動、社會運動の形で現はれるものもその背後の實體をきはめ、背後の思想が共產主義より出で奇矯過激に走り國家の基礎に影響を及ぼす怖れあるものは斷乎として防遏し、(二)その行動が多少過激にわたるも合理的なる社會運動ならば殊更ら彈壓する要なきにつき取締上相當手加減を加へること。……

【警察部長會議】

(第二日)圖書課保安課所管事項としては次の諸項に亘り協議した。―一、不穩の宣傳印刷物に關する件。一、新聞紙、雜誌の屆出發行に關する件。一、共產主義運動に關する件。一、勞働運動に關する件。一、農民運動に關する件。

同日の秘密會に於て內務當局の內示は「左傾團體に對してはその行動が表面は微溫的であり平靜であつても、その精神に於て、又は背景に過激なるものがある場合には進んで斷乎とした措置を執る」(國民新聞)といふにあり、勞働運動に參加する極左派各團體には今後極度の壓彈手段を執る意志を示した。

第三節　勞働組合對策

勞資双方の不評の中に大正九年以來歷代內閣の懸案として浮びきれぬ運命を擔つてきた勞働組合法案は、第五十二會議において又しても握りつぶしの不運を見た。既に提出前から一方において資本家側の裏面における猛烈なる阻止運動があり、他方、無產政黨側の修正要求の運動があつて、勞資双方の不評のために一時は不提出の風評すら有力であつたが、結局前年案通りで僅かに一二の單なる字句の修正に止まるものが上程せられた。しかし案の如く野黨の猛烈なる反對に遭ひ審議未了のまゝ閉會に至つた次第であるが、その反對理由の主なる點は、聯合體の不承認、職業別產業別の限定、組合法人の强要等、大體に於て無產黨殊に社會民衆黨の最少限度の必要修正とするところと合致してゐた。

尙ほ該法案が五十一議會のそれと相異してゐた點は、(一)第二十三條の二項の中合併又は分割によつて「成立する勞働組合」を「成立したる勞働組合」と修正。(二)附則「本法は大正十五年七月一日よりこれを實施す」とあるを「本法施行の期日は勅令を以て之を定む」と修正。

第二章　農業勞働者運動對策

（小作爭議對策）

第一　政府

政府の小作爭議對策としては直接には小作爭議調停法であり、間接には所謂農村振興策と自稱する自作農創定以下の諸施設である。小作法は尙ほ草案として發表されたに止つてゐるの現狀である。

本年度に於ける小作爭議調停法の成績は前述（小作爭議の項參照）の如くであるが、本年四月一日より十四日間新に地方小作官を二十名增員し之を本省に集めて講習會を開き更に七月二十一日より二十三日迄三日間第四回地方小作官會議を開き左の事項に就て協議がなされた。

諮問事項

一、小作事情及小作調停に關する最近の情勢及び之に對する意見如何

打合事項

一、小作調停の方針に關する件。二、小作委員會（農業委員制度）の組織、事業、費用負擔、活動の狀況に關する件。三、耕地立入禁止立毛差押等に關する件。四、地主又は小作人の團體運動に關する件。五、小作法草案、小作に關する新判例、小作調停其他小作交涉に及ぼせる影響に關する件。六、執務上に關する件。

次に地方別調停事務協議會は十月二日奈良縣に於て大阪控訴院管下各府縣（愛知、三重の二縣も加はる）、同日廣島縣に於て廣島控訴院管下各府縣、同三日山梨縣に於て東京、宮城控訴院管下各府縣及び農林司法兩省より夫々關係者參集して開催し、調停事務に付き連絡を圖り且つ小作官と調停主任判事との間に亘て種々執務上の打合せを行つた。

二　其他

小作官の小作調停法外の調停に就て從來その報告を得なかつたのであるが昭和二年度（同三年一月十日迄報告到着のもの）中における調停を爲したる事件は二百五十七件（調停法による調停と合して二千六件となる）である。

これらの調停狀況に就て農林省の發表せるものを擧ぐれば左の如くである。

小作官の小作調停法外の調停概況（農林省發表―拔萃）

一、調停の開始

小作官は其の管内に於て小作爭議の發生ありて市町村長警察當局等より之か報告を受け又は爭議當事者の書面或は訪問しての陳情あれは其の情況に應し實情の調査を行ひ市町村長地方有志者等と連絡を執り適當と認むる者を物色して爭議の調停を慫慂し又は自ら之に當り斡旋す、尙小作調停法に依る調停申立前に先つ法外の調停を試みたる上にて之を爲す場合あり或は調停法に依る調停困難なる場合に之を取下け小作官が自ら法外の調停を行ふ場合もあるなり

小作爭議の調停に付ては各地方に於ける小作爭議の性質程度又は地方の民情等に依り調停法を多く利用する府縣と調停法に依ることは成るべく之を避けて小作官の法外の調停を主とせんとする府縣とあり又調停法に依る勸解者として小作官か活動するの形式を採る縣とものと正面には他の者を立てて小作官は側面より助言するの形式を採るものとあり、是等各種の事情に應し調停着手の時期及方法等も自ら其の宜しきに從ひ一樣ならさるものあり

二、調停件數及爭議の範圍

昭和二年に於て小作調停法外に於て地方の小作官か自ら直接に又は他の調停者と協力して調停に當りたる爭議調停數は各道府縣を通して二百五十七件にして其の爭議關係人員地主二千七百七人小作人一萬三千三百二十一人此の關係耕地面積八千百九十七町歩餘の多きを示せり

同一事件平均の關係人員及耕地面積を擧ぐれは左の如し

地主數	十一人
小作人數	五十二人
耕地面積	三十一町九段歩

之に依りて觀れは小作官の關與せる爭議の範圍は廣汎にして團體的爭議の色彩濃厚なるとの多く其の爭議は複雜にして概れ解決困難なる事件と謂ふへきなり

地方別調停件數は調停法利用の事情勸解の形式等と極めて密接の關係を有し又小作官の介入する程度にも依りて區々なるも其の多數なるものを擧ぐれは新潟の二十五件、山口の二十件、福井長野和歌山の各十八件、鳥取の十六件、三重の十四件等にして之に亞くは岐阜、大阪、兵庫、長崎、宮崎等なり、即ち爭議激烈なる府縣に於て此の法外の調停件數多き所もあれとも又比較的爭議の程度進まさる所に於て其の件數多きに上るをも見るなり、

備考　香川、奈良、島根、山梨、京都の如きは爭議多き地方なれと

も調停法を利用せしめ小作官之に關與する爲め法外調停件數無し、

三、事件の處理

小作官か調停に着手するに付ては市町村當局者と協議打合を重ね又は警察官地方有志者等の意見を徵し更に事實の調査を行ひ爭議當事者及利害關係人と折衝し斡旋す、近時地主及小作人の組合運動盛にして其の系統的聯合組合の發達活動顯著なる爲め是等團體の指導者と折衝する場合も亦頗る多し、而して是等の場合に郡村農業技術員、當該町村長區長及部落總代警察官等の協力を求むること多きは言を俟たす、

調停法に依る小作爭議の調停も時に諸種の行懸り上容易に思はしく進行せざることあり或は遂に不成立となり又は調停成立の見込立たざる爲め取下くることあり、斯の如き事件は空しく之を放任すること能はさるに依り小作官は裁判所とも連絡を執り小作官の法外の調停として之を調停し其の善後策を講するを常とす、或は又小作料改定等の或場合の如きは紛爭は激越なるに非さるも其の協定には多大の勞力を要す、斯かる事件は裁判所に調停の申立を爲すに先たち小作官の事實上の斡旋に依り當事者間に於て大體協商せしめ置き然る後調停法の申立を爲して之に法上の効力を附與するか如き事例も存するなり

調停に際して小作官は地主小作人を各別に集會して之を說得し或は兩者の代表者を同時に會合して折衝せしめ其の間に立ちて能く情理を盡くして協調を勸め一事件の調停に付二三十日の勞力を費し徹夜數回に及ふ例多し、斯くて多年感情の阻隔を重ねたる當事者も此の調停者の熱心に感動し遂には固執せる自我の主張を棄て釋然として解決の一致點を見出し或は凡てを調停者の仲裁に一任し以て調停成立するの實例は屢々之を見るなり、斯の如く小作官の關與して法外の調停終了した事件二百四十七件中調停成立の狀況左の如く成績良好なり、

調停成立せるもの	二百四十五件	
調停不成立に終れるもの	四件	

備考　右の外調停繼續中の事件八件あり尙調停成立せるものゝ中には其の後調停法の調停を申立て之に法的効力の附與を求めたるものあり、

四、調停の內容

小作官の關與せる法外の調停の內容は調停法に依りたる事件の調停內容と大體同樣にして著しき相違を認め難し、卽ち小作料の一時的減額に關する事件最も多く、小作料改定(永久的減額)小作契約繼續及土地返還、永小作權の確認、耕地整理施行地の增步地處分、仲小作制の整理、小作權の承認、作離料並賠償金の交付、小作地を自作の爲購入等の事例の如き能く兩者の納得する調停條項を得圓滿に解決せるの狀況なり、尙農務局發表小作法草案の規定事項其の他新傾向を有する條項が此の自由なる小作官の調停法外の調停事件の解決に於て先づ採用せられ、次て此の事例が裁判所に於ける調停及民間有志者等の調停の際に屢々參考せられ一種の新調停事例を作ることの存するか如きは特に注目に値する所なりとす。

第三章　國際勞働協會

國際勞働協會は大正十四年三月二十二日の創立にして、社會經濟方面の學者思想家、貴衆兩院議員、有力なる雇傭主團體の所屬員並に主要勞働團體の首腦者を以て常務委員となし「ヴエルサイユ平和條約勞働篇の前文に明示せられたる理想に贊同し、社會的正義の實現に協力するを以て目的」とするのである。昭和二年度に於ける活動の概要は左の如くである。

一　諸委員會の活動

(一)勞働條約委員會(大阪)　昭和二年二月四日第十一回會合より同年十一月十八日の第十六回會合に至る前後六回會合。

(二)一般委員會(東京)　昭和二年二月一日等九回會合に於て標準勞働立法委員會を本委員會内に設置することを可決し、調査項目を次の如く決定した

一、勞働者の團結及び團體交渉。一、勞働時間。一、最低賃銀。一、安全及び衛生。一、災害保險及び疾病保險。一、職業紹介及び失業保險。一、婦人及び年少者の保護。一、小作人の保護。一、海上勞働者及び漁業勞働者の保護。一、土木建築勞働者の保護。一、其他勞働保護法の改正制定及び適用範圍の擴張。一、勞働法施行機關の改革。

(イ)標準勞働立法委員會　昭和二年三月四日以降同年六月二十五日までに前後六回會合。

(ロ)婦人勞働委員會　昭和二年五月十四日以降同年十二月三日まで前後六回會合。

二　諸委員會採擇の諸決議

(一)第二回總會に附議決定したるもの

(A)工業に於ける勞働時間制限に關する決議

(B)國際勞働會議への勞働代表選定につき農民組合の參加を容認することに關する決議

(C)婦人の抗内勞働禁止に關する決議

(D)紡績業に於ける徹夜作業禁止に關する決議

(以上議事經過の詳細は昭和二年版本年鑑四〇六―四〇七頁參照)

(二)第三回總會に附議せらるべきもの

1 標準的勞働組合法の要綱

2 社會立法制定促進に關する決議

3 健康保險制度改正に關する希望要綱

4 製糸女工勞働狀態改善に關する決議

5 纖維工場に於ける女工寄宿舍改善に關する決議

三　昭和二年度年次總會(第三回總會)

國際勞働總會の昭和二年度年次總會は、十二十月日東京市保險協會内に開かれた。常務委員長高野岩三郎氏開會の挨拶を述べ、常務委員會推薦により議長に安部磯雄氏、副議長に那須皓氏が選擧せられた。當日可決又は承認せられた決議事項は左の如くである。

一、社會立法制定促進に關する決議

勞働組合法、小作法等社會立法制定の必要は我國現下の情勢に鑑みて益々緊切たるものがある。前内閣は先に勞働組合法案を立案して之を議會に提出し又小作法案につき小作調査會の議を經て、農林省案を作成し之を公表して世の批判に問ふた。本協會は此等諸法案を以て、種々の不滿缺陷を有するものと認めたが、尙前内閣が社會立法制定に對して、意を用ひたる跡あることを多とした。而して勞働組合法案に就ては、既に批判的意見を發表し、小作案に就ても若干の修正意見を適當の機會に發表せんとしてゐる。然るに現内閣成立後此等社會立法に關する當局の努力の認むべきもの乏しきは、本協會の大に遺憾とする處である。本協會は現内閣が時代の要求に鑑みて速かに進歩的社會立法を制定するがために具體的措置を講ぜられんことを要望する。

一、鑛山に於ける女子の抗内勞働禁止を國際勞働會議に於て提議する事に關する決議

本協會は保健衞生並に母性保護等の必要に鑑み、且又諸外國に於ける一般的趨向に鑑みて、産業上相當の犧牲を拂ふと雖も、女子の坑内勞働を禁止する事の必要なるを認め、先にこれが禁止實現の爲に、法令上原則を確立すべしとの決議を爲した。惟ふに我國に於て女子坑内勞働禁止の問題が、今日迄閑却せられてゐたのは、此の問題に就て國際的標準を指示すべき條約案の存せざるに依る所甚だ大である。本協會はこの理由に基き、次回の國際勞働會議に出席すべき日本勞働者の代表者が此の點につき、國際勞働會議の注意を喚起するために適當なる措置を執られんことを要求する。

一、標準的勞働組合法の要綱に關する決議

勞働組合法の制定は刻下の急務であるが勞働立法の基調とも云ふべき勞働組合法の當否は社會的進歩に影響すること甚大なるものありと云はねばならぬ。本協會は世界の大勢に鑑み且我國の現狀に照らして左の諸要綱を以て近く制定せらるべき勞働組合法の標準たるべきものであると確認する。

第一次的要件　勞働者が多數協同して勞働條件を維持改善し其他共同の利益を擁護增進する目的の爲に自由に團結し且團體的に行動することの合法性を積極的に確認すること

(一)團結及團體的交渉の合法性を確認する一般的規定を設くること

(二)團結の自由を妨碍する雇傭主の行爲を違法とするの規定を設くること

(三)團體的行動により雇傭主に生ぜしめたる損害につき免責の規定を設くること

(四)團結する勞働者の種別(從事する職業産業別)年齢、性等につき制限規定を設けざること

(五)團結の形態(單一體たると聯合體たると)規模(構成者の人數)等につき制限的規定を設けざること

(六)團結に對し監督上煩瑣なる手續を强要せざること

(七)團結がその目的の達成の爲に勞働者に非ざる者の參加協力を得ることにつき制限規定を設けざること

第二次的要件　上記の團體行動につき公益並に關係勞働者の個人的利益自由を擁護すること

(一)團結の所屬員の名簿及團結の基本條項を定めたる規約を作成備付せしむること

(二)團結所屬者の主要なる權利義務團結の主要なる事務執行方法及重要なる團體的の決定方法を規約中に決定せしむること
(三)團結の規約及決議が法令に違背したるとき又は團結の決議か規約に違背したるときは主務官廳はその變更又は取消を命じ得ること
(四)團結の違法行爲により公安上重大なる危險を生ぜしめたるときは裁判所はその解散を命じ得ること

第三次的要件　上記の團結に對し特殊の便益を賦與すること
(一)團結に對し法人格取得の便宜を與ふるの規定を設くること
(二)團結に對し登錄所得稅等を免ずるの規定を設くること

一、鑛山に於ける女子の徹夜作業禁止に關する決議

女子の徹夜作業の有害なることは多言を要せずして明である。女子夜業禁止については、ワシントン第一回國際勞働會議に於て條約案が採擇せられ、我國に於ても此の條約案の趣旨に基いて行はれたる工場法の改正は、三年の猶豫期間附にて大正十五年七月一日より實施せらるゝに至りたる結果遲くも昭和四年七月一日より工場に於ける徹夜作業は禁止せらるることとなつた。然るに鑛山に於ける徹夜作業については未だ法制上何等の改革が實行せられてゐない現狀である。

かくの如く工場の勞働者と鑛山の勞働者とにつき、何等特殊なる理由なくして法制上の取扱を異にするは、不公平の譏を免れないのみならず、かゝる法制上の跛行のため、折角近き將來に於て工場に於て夜業の禁止が實施せらるゝ曉に於ても、尙前記ワシントン條約を批准するにつき著しき困難を存するに至ることは、國際的協調の上より見て甚だ遺憾とすべき所である。

本協會は、如上の理由に鑑み政府當局者並に鑛山勞働事情調査會が女子の坑內勞働禁止と共に、鑛山に於ける女子の徹夜作業禁止を法制上實施するがため緊急必要の措置を講ぜられんことを要望する。

一、製絲女工の勞働狀態改善に關する決議

製絲業は我國に於て最も重要なる產業にしてその盛衰はこれに從事せる三十萬の年少者の努力に俟つ所甚大なるものあるにも拘らず、此等女工の勞働狀態は極めて不良にして其の勤勞に酬ゆる所以にあらざるのみならず、その隸屬的地位は往々にして貞操の保全をも困難ならしむる實狀なるに鑑み國際勞働協會は製絲工場に於ける勞働狀態の改善に付左の諸項を最も緊急且必要なるものと認め之が實現を政府當局者並に關係雇傭主に對して要望する。

一、婦人工場監督官の採用。一、工場作業監督者を婦人とすること。一、女工保護の私的機關の保護奬勵。一、就業時間を十一時に短縮すること。一、一齊休業の實施。一、最低賃銀制度の設定。一、賃銀算定法の改正。一、工場主の保管による强制貯金の廢止。一、休憩時間及食事時間の嚴守。一、作業場及寄宿舍の衞生施設の改善。一、健康診斷及疾病屆出の勵行。一、季節的職業紹介所設置の促進。一、前借金制度の改廢。一、募集地に於ける女工保護組合設置の奬勵。一、募集取締令の勵行。一、現行工場寄宿舍取締規則の改正。一、寄宿舍の世話人を婦人とすること。

一、健康保險制度改正に關する決議

本協會は政府に於て健康保險法改正の法案を立案提出せんとするを機會とし、健康保險制度の改正に關して左の如き希望要綱を決議する

甲、健康保險は業務外の傷病に就ての保險のみを取扱ふ事

一、被保險者の範圍を擴張し一切の被傭者に及ぼす事

二、政府の負擔は事情の許す限り增額する事
三、事業主及勞働者の分擔は大略各同等とする事（但し少額所得者に付ては例外を設くること現行法に同じ）
四、保險者と事業組合、勞働者團體又は地方團體とする事右何れの團體も成立せざる場合のみに付て政府直轄保險を認むること。共濟組合が事業組合又は勞働者團體に代行し得るの道を拓く事
五、保險給付に付ては只法律は最低限度のみを規定し保險者の附加給付を認むる事
六、醫療給付は一層完全に且被保險者の家族に及ぼす事
七、傷病手當金は標準報酬の二分の一とする事
八、保險料は定額制と賃金比例制とを折衷採用する事
九、保險組合の自治權を尊重し監督及諸手續は力めて簡易とする事
十、失業の場合には當然被保險者たる資格を繼續する事
乙、業務上の傷病に對しては雇傭主（使用者）の賠償の主義に基く別箇の制度に讓ることゝし大體に於て工場法及鑛業法の扶助の方法に復歸し尙左の諸點の改正を加ふる事
一、適用範圍を從來の工場鑛山の外、土木、建築、交通、運輸、石切業等一切の工業的並に航海業漁業に擴張する事
二、職業病の範圍を明確にし鑛山の鑛肺、炭肺等は職業病とする事
三、休業手當金は標準報酬の三分の二以上とし、不具癈疾者及遺族に對しては同樣の終身年金とし權利者の希望により現價を一時金を以て受け得しむる事、治療には義手義足を含ましむる事
四、保險組合を設立し少くとも重要災害疾病につき之に加入せしむる事但し例外として資力豊かなる事業主に對しては自家保險を認むる事
保險料は全部事業主の負擔とし業務の種類及設備の良否により て保險料を異にし災害豫備に力めしむる事
丙、前二項の外癈疾保險、遺族保險等社會保險を擴張完備すること

第四篇　勞働問題關係調査

勞働問題關係調査中本年度に施行又は發表を見たものに於て目次的に列記すれば次の如くである。尙各部各論及卷尾の附錄中調査及統計の目次を參照せられたい。

第一章　一般に關する調査

勞働關係の定期的統計出版物としては內閣統計局より「勞働統計要覽」及「賃銀物價統計月報」商工省より「賃銀統計月報」が刊行せられてゐる。又日本銀行調査局に於て大正十年十一月より「勞働統計」を調査し來つたが、從來非公表であつたものを本年二月より公表することゝなつた。本統計は統計局の賃銀月報の調査樣式の基礎をなしたるものである。

又本年七月設置された人口食糧問題調査會（憲政會內閣時代よりの懸案であつたものであるが、政友會內閣に至り規模を擴張して設置さるるに至つた）並に資源審査會（國家的產業及軍事總動員の機關として設置されたもの）の調査は蓋し勞働問題に有益の資料を供するであらう。

本年中の發表されたる調査の結果の主なるものを擧れば下の如し。

一、「父母の年齢と出生との關係」—内閣統計局が大正十四年の出生に就き調査發表す

二、家計調査

昨年九月より行はれた家計調査は本年八月を以て終了したが大正十五年九月の一ケ月分の速報が内閣統計局より公表された。

三、産業組合に關する調査

産業組合中央會は、産業組合年鑑、を刊行した。

▲『財界動亂と産業組合に關する調査』『生糸販賣組合に關する資料』『本邦消費組合經營事例』『利用組合に關する調査』—産業組合中央會▲『農村市街地信用組合金融事情調査第三日』—産業組合中央金庫▲『消費組合の經營費に關する調査』—名古屋市勸業課

因に「社會經濟研究所」が勞働教育會及社會思想社が主體となつて東京市赤坂區溜池町一に又「東京社會科學研究所」が尾高朝雄氏の後援のもとに大塚金之助氏及岩崎卯一氏等によつて東京市神田區北甲賀町に夫々設立された

第二章　工・鑛・交通業勞働者に關する調査

一　勞働狀態調査

第一回勞働統計實地調査は工場の部はその結果の發表を見た。第二回の調査が前回と略々同樣の形式で十月十日に施行された。この政府の調査に對抗して勞農總聯合及社會經濟研究所共同にて同時に行つた。定期的刊行物としては社會局の「工場監督年報」「勞働時報」「健康保險時報」、産業福利協會の「産業福利」商工省の「工場統計表」及「本邦鑛山の趨勢」がある本年中に調査の發表されたものの左の如し。

▲「管内主要市町村勞働雇傭調査」—福岡地方職業紹介事務局、昭和元年末現在調査發表、▲「勤續狀況に關する調査」—大阪市立中央職業紹介所調査發表、▲「適用工場に於ける職工募集費用調」—徳島縣保安課▲「工場勞働者の異動及募集狀況に就て」—東京地方職業紹介事務局發表、▲「出稼者調査」—中央職業紹介事務局、大正十四年中に就き調査發表、▲「昭和二年末全國主要都市失業狀況」—中央職業紹介事務局八十八都市に就て調査、▲「陶磁器製造從業者の勞働と生活」—愛知縣社會課、大正十五年調査刊行、▲「呉服店員の生活と勞働」—大阪市社會部、昭和二年十月調査、三年刊行。▲「岡山縣に於ける藺工業と麥稈眞田」「護謨工業と勞働事情」—大阪地方職業紹介事務局調査發表。▲「飲食物工業、化學工業勞働事情」—中央職業紹介事務局調査發表。▲「管下勞働事情(勞働移動に就て)」—名古屋地方職業紹介事務局調査

發表。▲「管内仲仕勞働事情」「管内重要市町村勞働雇傭調査」—福岡地方職業紹介事務局調査發表。▲「本邦造船勞働事情」—吉田一枝氏社會政策時報第八〇號、▲「製鐵勞働事情」—橋本能保利氏社會政策時報▲「工場の福利施設調査」—愛知縣社會課大正十五年調査發表。▲「工場附屬寄宿舍調」—埼玉縣、勞働時報二月號。

二　勞働衛生調査

▲「外傷性神經症調査委員會第二、三回報告」—鐵道省保健課、▲「工場災害の原因に關する研究」—岩田穰「勞働科學研究」第四卷第三號▲「生體に於ける筋の硬さの研究」—暉峻、江田、「勞働科學研究」第四卷第二號、▲「工場食の研究」—松島、田中「勞働科學研究」第四卷第一、三號、▲「精神作業時の酸素消費量に就て」—松島周藏、「勞働科學研究」第三卷第四號、▲「産業勞働者睡眠に關する調査報告」—石川知福「勞働科學研究」第三卷第四號、第四卷第二號、▲「溫度及濕度の身體的精神的機能に及ぼす影響」—「勞働科學研究」第三卷第四號、第四卷第一、二號、▲「社會的生活條件と智能の發達」—桐原葆見「勞働科學研究」第三卷第四號、第四卷第四號、▲「作業確度に及ぼす作業時の速さ及重量に就て」—上野義雄、「勞働科學研究」第三卷第四號、▲「作業能率に關する實驗的研究」—豊田順爾、「勞働科學研究」第三卷第四號、▲「婦人勞働者選擇の生理學的標準に關する研究」—小西與一、「勞働科學研究」第四卷第一號、▲「婦人に於ける生理的周期と作業能」—桐原葆見「勞働科學研究」第三卷第四號、第四卷第一、二、三號▲「陶畫工鉛毒調査」—岐阜縣衛生課、▲「日傭勞働者の疾病に關する調査」—東京市社會局、大正十五年十一月調査、發表、▲「健康保險實施後に於ける醫療に關する調査」—健康保險時報第七號、▲「健康保險法實施前後に於ける傷病及休業調査日本工業倶樂部

三　その他

▲「勞働者趣味調査」—大阪市社會部。

第三章　農業勞働者に關する調査

農業政策を以て看板とし來つた政友會内閣も、さしたる名案をもつてゐなかつた事を暴露した。たゞ昭和五年度に行ふべき世界農業センサスの標準様式が確定し發表を見た。從來の農家經濟調査及農業經營改善調査は本年も引き續き行なはれた。

一　農業經營調査

▲「小作地分配狀況に就て」—東浦庄治、「帝國農會報」五月號、▲「農家經營面積の異動に關する一考察」—東浦庄治氏、「帝國農會報」六月號▲「耕地の擴張及潰滅に關する調査第二次」▲「耕地擴張改良事業概要」、「土地利用計畫一覽」「開墾地移住狀況調査」—農林省農務局、▲「農村金融概況及農家負擔調」—日本勸業銀行調査課、大正十五年十月調査發表、▲「農家經濟調査概要大正十三年度」「農家經濟調査大正十三年度」—農林省農務局、▲「稻作農業經營の分析研究」—小林隆平、「帝國農會報」五、六月號、▲「農業經營調査書」第一、二、三卷、「農業經營調査成績要項大正十三年度」—帝國農會、▲「農業共同經營組合に關する調査」—農林省農務局、▲「日米農家の生活費」—北海道大學經濟學農政學研究室、▲「米生産費調査資料大正十四年度」—帝國農會、

▲「主要農産物經濟調査」—臺灣殖産局、「發蘚經濟調査」—靜岡縣蘚糸同業組合聯合會、▲「蘚業勞働者基本調査」—群馬縣社會課、▲「農業特産物の生産費調査」—岐阜縣農會、

二　その他

▲「三重縣に於ける小作爭議と自作農創設維持」—日本勸業銀行調査課、▲「農會に關する調査」—農林省農務局、▲「市町村農會總代に關する調査」—「帝國農會報」十月號、▲「優良町村の衞生調査」—內務省衞生局、▲「農村保健衞生實地調査」—岡山縣衞生課、大正十三年より同十五年までの調査發表、

第四章　中間階級者に關する調査

◎「全國に於ける學校卒業者の會社銀行採用狀況」「全國大學專門學校卒業生就職狀況調査」—中央職業紹介事務局、▲「中流生活者の住宅調査」—大阪市社會部住宅年報第三號、

第五章　婦人勞働者及職業婦人に關する調査

▲「志摩の海女調査」—勞働科學研究所、七月調査、▲「疾病に因る歸鄉女工に關する調査」—「勞働時報」六月、十二月號、「出稼女工に關する調査」—福岡地方職業紹介事務局、大正十四年につき調査發表、▲「女教員の出産に就て」—東京市社會局、▲「宮崎縣下に於ける製糸職工に關する調査」—「勞働時報」三月號、▲「職業婦人に關する調査」—京都市社會課、大正十五年調査發表、▲「東京大阪に於ける職業婦人調査」—中央職業紹介事務局、大正十四年調査發表

第六章　少年勞働に關する調査

▲「本邦都市に於ける少年雇傭事情」—磯村英一「社會政策時報」第八六號、▲「商工徒弟に關する調査」—京都市社會課調査發表、▲「小學、中學、兵士のメンタルテスト」—東京市性能診査少年相談所、大正十三年に施行のものゝ結果發表、▲「住込徒弟」—新潟市社會課、▲「商業徒弟調査」—岡山縣社會課、▲「徒弟問題特輯號」—「社會事業」第十一卷第五號、

第七章　移民に關する調査

▲「ブラジル、アルゼンチンの本邦人の衞生狀態」—外務省衞生局、飯村氏調査報告、▲「在神半島民族の現狀」—神戸市社會課、▲「バラツク居住鮮人の調査」—大阪市社會部、昭和元年末調査發表

第五篇　勞働立法

昭和二年に於ける勞働問題關係の立法並に重なる法案を擧ればの如くである。

一　一般

(一)　市町村義務教育費國庫負擔法中改正（法律第三〇號、三月三十日）

(二) 海外移住組合法（法律第二五號、三月二十九日施行規則内務省令第二八號、司法省令第一四號、四月三十日）五月一日施行

(三) 移民收容所官制（勅令第二二九號、七月十三日）—神戸に設立昭和三年三月七日開所

(四) 出版物法案—從來の出版法及新聞紙法をこの法に一括改正して第五十二議會に政府案として提出せるも審議未了となる。保證金額の增額、掲載禁止に關する項等は論難の焦點であつた。

二　勞働關係

(一) 健康保險法施行令中改正（勅令第三〇號、三月一日、勅令第二〇號、六月三十日）—本年一月一日より給與が開始されたが、運用上不便の點に就き改正、

(二) 健康保險法施行規則中改正（内務省令第四〇號、十月三日）

(三) 工場附屬寄宿舍規則（内務省令第二六號四月六日）—統一的の規則なく、種々の弊害を伴つてゐた工場附屬寄宿舍に關して七月一日より實施さる。

(四) 船員最低年齡法（法律第二號、二月二十三日）—第二回國際勞働總會の條約案を大正十三年八月に批准したる條約に基き第五十二議會に政府案として上程可決されたるもの。

(五) 關東廳警察共濟組合令（勅令第一五九號六月四日）

(六) 官業從業員共濟組合規則中改正—健康保險法施行によつて、從來の共濟組合規則の改正を餘儀なくされたもので、陸軍、海軍、製鐵所及造幣局の各々行なはれた。

(七) 勞働組合法案—第五十一議會に提出されたるものと殆んど同樣のものを政府案として第五十二議會に提出、三月十三日衆議院に上程、委員會に付托されたが審議未了となつた。

(八) 勞働者扶助法案—工場法適用範圍外の勞働者即ち交通、土木及その他從業者に對し何等扶助救濟の法律なきを以て社會局に於て立案中である。之に對し資本家團體中工業倶樂部は反對の意向をもつてゐる。

(九) 船員保險法案—之も前法案同樣健康保險法を船員にも及ぼさんとして社會局は勞働保險調査會及勞資團體に諮問するところがあつた。海事協同會に於ては特別委員會を組織し、又司厨同盟に於ては廣く海員關係法に就ての改正運動を日本勞農黨と共に行ふところがあつた。

三　農業關係

(一) 小作法案—數年來の縣案たる本法案は議會終了後の三月二十九日公表されたが、内閣更迭の爲めに等閑に附せられる觀がある本法案に對しては農事協會は反對し、大日本地主協會は大會の決議によつて修正を希望し、小作農民團體は徹底小作法獲得運動によつて之に反抗した。

(二) 自作農地法案—政友會の金看板たる農業政策の一として立案されたるもので、約八億圓の自作農債券によつて三十五ヶ年間に現在の小作地二百七十餘萬町歩の約三割を自作地となさんとするものである、が本法案は九月の府縣會議員選擧に利用せられた感がないでもない。小作調査會に於ては幾多の修正意見出で三度も改案するの狀態であつたが、草案として發表せらるゝ迄にはいたらなかつた

第三部統計表　第一表　工場扶助給與統計

第一表（其一）

大正十四年工場種別扶助件數調

（大正十四年社會局第十回工場監督年報に據る）

| 負者ルタシ療治タシ殘ヲ害障者シリザサ殘ヲ害障 | 工場法施行令第五條ノ扶助ノミヲ受ケ休業セザリシ者 | 休業扶助料ノ支給ヲ受ケタル者 | | |

| | | |

第一表（其二）昭和元年工場種別扶助件數調（昭和三年社會局勞働保護資料第二十八輯に據る）

病疾ノ者	死亡者	打切扶助料ヲ受ケタル者	治癒セザリシ者	未治ノ爲翌年ニ繰越ノ者	合計	終身自用ヲ辯ズルコトハザルモノ	終身勞務ニ服スルコトハザルモノ	從來ノ勞務ニ服スルコトハザルモノ、健康ト能ハザルモノ	復スルコトハ能ハザルモノ、外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコトハ能ハズト雖引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ	小計	療養ノミヲ受ケ休業セザリシ者	休業二週間迄ノ者	休業二週日ヲ超エ四週日迄ノ者	休業四週日ヲ超エ三箇月迄ノ者	休業三箇月ヲ超エ六箇月迄ノ者	扶助料ノ支拂ヲ殘サヲ殘ル者
染織工場	六	一	六	二	一	一	一	一	一	一	一	一六、一〇六	九、一一九	一、六五三	一、二〇八	一四七	一
機械及器具工場	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一三、一五三	一八、六六〇	二、八七〇	一、九二一	二五二	一
化學工場	三九三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三、四〇七	五、五九四	一、二〇八	八七一	一三七	一
飲食物工場	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三、三一七	一、二六一	一九三	一四九	一九	一
雜工場	九九	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、九六八	一、四三一	三六三	二七〇	二五	一
特別工場	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、六八一	八〇九	一六八	一三	三	一
小計	六、八八六	一	八	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一七、六三一	三六、八七四	六、四五五	四、五三一	五九二	一
官設工場	一、五七五	一	八四	四六	一	一	一	一	一	一	一	三六、二九二	九、一八七	一、三九二	七八〇	一五四	一
合計	八、四六一	一	九二	六六	一	一	一	一	一	一	一	二〇、九二三円	四六、〇六一	七、八四七	五、三一一	七四六	一

| 障 | 負傷者ルタシ療治 | | |

| 病疾 | | |

第一表（其三）　大正十四年工場扶助金額及休業扶助料支給延日數調　（大正十四年社會局第十回工場監督年報に據る）

| | 額金助扶 | | |

第一表（其四）　大正十五年昭和元年工場扶助金額及休業扶助料支給延日數調

（昭和三年社會局勞働保護資料第二十八輯に據る）

業種	療養費	休業扶助料	障害扶助料	遺族扶助料	葬祭料	疾病扶助料			負傷			疾病			休業扶助料支給延日數			障害		
			七條第二號（工場法施行令第二號該當）	七條第三號（工場法施行令第三號該當）	七條第四號（工場法施行令第四號該當）	七條ニ依ル打切（工場法施行令第十四條ニ依ル打切扶助料）	計	男	女	計	男	女	計	終身用ヲ要スル	終身自用ヲ辨ズルコトノ能ハザルモノ	終身勞務ニ服スルコトノ能ハザルモノ
染織工場	円 一五六、五八八	一五八、二五六	一、六六六	三、五五三	一、六〇一	三、七八七	一、五三八	二一、七八八	一、五五一	一、三六六	一三二、七六一	一、三三五	二、三三五	二四、三三三	二三、七一一	一〇九、七七九	五六、二八七	一六六、〇六六	二、三三五	三三、〇〇八
機械及器具工場	円 六〇三、五六九	五一八、二五六	九、四四四	七〇〇	二、六八四	九一八	一、一八六	二、七八七	一、三五七	一三七	一三七	一三七	二、九五〇	二、九五〇	九、三三三	三六〇、五三七	三、〇〇七	三六三、五四四	二、九五〇	—
化學工場	円 二六八、九五二	一六八、〇〇三	三、五五三	一七、一〇一	三、〇〇一	一七、一〇一	三、七八七	一、三六六	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三、七八七	一三七、五五一	五、二三〇	一三二、七六一	一、三三六	三五
飲食物工場	円 五七、九〇九	三一、〇六三	七〇〇	二、七八七	二、六八四	一、五五一	一、五五一	二一、七八八	一、六〇五	八〇四	—	八〇四	八〇四	—	一、五五一	四九、三〇九	四、一五八	二三、三九三	八〇四	—
雜工場	円 六六、六九二	五八、〇八一	二、六八四	一、二八六	一、二八六	一、二八六	一、二八六	一、二八六	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一八、五七二	四四五	一九、〇一七	一三七	—
特別工場	円 四〇、四五九	二九、三〇四	九一八	一、八〇七	一、八〇七	一、八〇七	一、八〇七	一、八〇七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	三九、二〇七	一、一八六	七五八、二四八	七、二一九	二三、三三三
小計	円 一一九四、一六九	九四三、六九五	一八、九六五	六四、一四〇	一、二八六	一、二八六	一、二八六	一、二八六	二九、五四一	六八、九〇三	九八、四四五	二九、五四一	六八、九〇三	九八、四四五	二三、三三三	六八七、五一六	七〇、七三二	一六〇、二〇三	七、二一九	二三、三三三
官設工場	円 三三三、一〇三	三一五、三六二	—	四、七七五	四、七七五	四、七七五	四、七七五	四、七七五	四、六〇〇	一五五、六〇二	四、六〇〇	一六〇、二〇三	六〇、九二六	七、九七七	七、九七七	七九三、一一八	七五、三三二	九一八、四五〇	六〇、九二六	三〇、三〇〇
合計	円 一、五一七、二七二	一、二五九、〇五七	一八、九六五	六八、九一五	一、二八六	一、二八六	一、二八六	一、二八六	四七二	四七二	四七二	四七二	四七二	四七二	四七二	四七二	四七二	四七二	四七二	四七二

| 額金助扶 | | |

| | | |

日本勞働年鑑

| 總表 | | |

屬	合扶助計料			葬祭料			扶助料又は遺族扶助料			手療費			日扶助敷延			人扶助員		
	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷
山	四、四九八	—	四、四九八	三、〇七六	—	三、〇七六	三、八三五	—	三、八三五	四七	—	四七	九、三三〇	三四	九、二九六	七、五九	三二	七、三〇
石	三、〇九九	—	三、〇九九	—	—	—	八、九〇七	—	八、九〇七	三、四三	—	三、四三	三、四三	—	三、四三	五〇	—	五〇
炭	四、四六六	—	四、四六六	—	—	—	九、〇三六	—	九、〇三六	九、三三六	—	九、三三六	九、三三六	—	九、三三六	三六六	—	三六六
計	六、四六六	一四〇	六、三二六	三、〇七六	—	三、〇七六	一六、三四五	—	一六、三四五	一、三四〇	三四	一、〇六六	三、三六六	三四	三、三二六	一、三四〇	三五	一、〇五五
人口	三、三四一	一、三〇三	二、〇三八	一、〇〇六	一、〇〇六	—	四、三四七	一、〇三四	三、三一三	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—
人口	一、四四〇	一、〇〇六	四三四	一、〇〇六	一、〇〇六	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—
人口	一、四四〇	一、〇〇六	四三四	一、〇〇六	一、〇〇六	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—
人口	一、四四〇	一、〇〇六	四三四	一、〇〇六	一、〇〇六	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—
人口	一、四四〇	一、〇〇六	四三四	一、〇〇六	一、〇〇六	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—
人口	一、四四〇	一、〇〇六	四三四	一、〇〇六	一、〇〇六	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—
人口	一、四四〇	一、〇〇六	四三四	一、〇〇六	一、〇〇六	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—
人口	一、四四〇	一、〇〇六	四三四	一、〇〇六	一、〇〇六	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—	一、〇三四	一、〇三四	—

山									石油														
遺族扶助料又ハ障害扶助料			葬祭料			扶助料合計			扶助人員			扶助日數延			療養費			療養手當			遺族扶助料又ハ障害扶助料		
負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計
三四五、三三八	一一、七二五	三五七、〇六三	一八、九七九	六〇六	一九、五八五	三八八、三四〇	一三、七七六	四〇一、一一六	七	―	七	二	―	二	一八四	―	一八四	五	―	五	五、五〇四	―	五、五〇四
二九、七五六	―	二九、七五六	―	―	―	六八、四二八	―	六九、四二八	一	―	一	二五四	―	二五四	二三八	―	二三八	三三七	―	三三七	二〇九	―	二〇九
二二四、二八七	―	二二四、二八七	―	―	―	二六四、八六〇	―	二六四、八六〇	一	―	一	六一七	―	六一七	三一二	―	三一二	九五六	―	九五六	五一〇	―	五一〇
三四三、七五四	三三三	三四四、〇八七	―	―	―	七一〇、四四四	六一六	七一一、〇六〇	三	―	三	六六〇	―	六六〇	一、六五三	―	一、六五三	五二五	―	五二五	六七八	―	六七八
二〇三、四三二	二八九	二〇三、七二一	―	―	―	五四八、七二〇	六六四	五四九、三八四	三	―	三	七二七	―	七二七	一、四〇二	―	一、四〇二	七六九	―	七六九	七七八	―	七七八
七〇一、二一九	六二二	七〇一、八四一	―	―	―	一、五九三、四五二	一、二八〇	一、五九四、七三二	一七	―	一七	二、二五八	―	二、二五八	三、六〇四	―	三、六〇四	二、五七七	―	二、五七七	二、一七五	―	二、一七五
―	―	―	―	―	―	八四八、一五〇	一五、二九五	八六三、四四五	一〇四	―	一〇四	七、九一七	―	七、九一七	一一、六一五	―	一一、六一五	一〇、〇八一	―	一〇、〇八一	―	―	―
―	―	―	―	―	―	一、四四八、五〇一	四、九九四	一、四五三、四九五	一、一一三	―	一、一一三	二、九七八	―	二、九七八	八、八四四	―	八、八四四	七、一九五	―	七、一九五	―	―	―
一、〇四六、五四七	一三、三五七	一、〇五九、九〇四	一八、九七九	六〇六	一九、五八五	四、二七八、四四三	三四、三四五	四、三一二、七八八	一、二五一	―	一、二五一	一三、一六四	―	一三、一六四	二四、二四七	―	二四、二四七	一九、八五八	―	一九、八五八	七、六七九	―	七、六七九

山

山	扶助料又は遺族扶助料			葬祭料			療養費			手當			延期日數助			人員助			合計			葬祭料		
	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷
山	一、三五	一	一、三五	一五	—	一五	一、三五	—	一、三五	一、三五	—	一、三五	—	—	—	三	—	三	六、〇二二	—	六、〇二二	三八	—	三八
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五四	—	五四	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六七	—	一、六七	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	五四〇	—	五四〇	五四〇	—	五四〇	三八五	—	三八五	二	—	二	三、八五	—	三、八五	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	三	三、四九	—	三、四九	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	五四〇	—	五四〇	五四〇	—	五四〇	三八五	—	三八五	五	—	五	八、三五六	—	八、三五六	—	—	—
	四、六六	一	四、六五	四、六六	—	四、六六	三〇〇	—	三〇〇	三〇〇	—	三〇〇	三、四四七	—	三、四四七	三	—	三	三、六六九	—	三、六六九	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	一	一、〇四五	—	一、〇四五	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	三	一、〇八〇	—	一、〇八〇	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三八	—	三八	八、三五六	—	八、三五六	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三四七	—	三四七	三、四四七	—	三、四四七	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三四七	—	三四七	三、四四七	—	三、四四七	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三八	—	三八	三、八五六	—	三、八五六	—	—	—
	一、三五	—	一、三五	一五	—	一五	一、三五	—	一、三五	一、三五	—	一、三五	三八五	—	三八五	三	—	三	三、四四七	—	三、四四七	三八	—	三八
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	一	一、〇四五	—	一、〇四五	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	三	一、〇八〇	—	一、〇八〇	—	—	—
	一、三五	—	一、三五	一五	—	一五	一、三五	—	一、三五	一、三五	—	一、三五	三八五	—	三八五	三	—	三	三、四四七	—	三、四四七	三八	—	三八

	印刷局現業員共濟組合	專賣局現業員共濟組合	陸軍共濟組合	海軍共濟組合	遞信省部內職員共濟組合	國有鐵道共濟組合	林野現業員共濟組合	警察共濟組合	土木事業從事員共濟組合	造幣局共濟組合	製鐵所共濟組合
扶助料合計 負傷	一、五四二	—	—	—	一、〇四八	四八五	一、五一三	五、三三一	一、一四六	一九、五三二	
扶助料合計 疾病	—	—	—	—	—	—	—	—	一、五九八	一、五九八	
扶助料合計 計	一、五四二	—	—	—	一、〇四八	四六五	一、五一三	五、三三一	三、一四四	二一、一三〇	

第三表　官廳現業員共濟組合統計

第三表（其一）　官廳現業員共濟組合員數累年表

	印刷局現業員共濟組合	專賣局現業員共濟組合	陸軍共濟組合	海軍共濟組合	遞信省部內職員共濟組合	國有鐵道共濟組合	林野現業員共濟組合	警察共濟組合	土木事業從事員共濟組合	造幣局共濟組合	製鐵所共濟組合
大正十年度末	四、七三八	三九、三〇四	三八、〇九二	七六、二七六	一二六、七九二	一五五、六六三	五、二九三	五一、五三二	—	—	—
大正十一年度末	四、七三二	三八、五八二	二九、七七四	六七、六六五	一三五、三七〇	一六六、三八一	四、八四二	五三、一七六	—	一、四四一	一八、三〇〇
大正十二年度末	三、九六二	三七、六二六	二八、〇七二	六〇、六〇六	一二八、四五五	一七三、一八三	四、七七一	五七、〇九七	七、二一四	一、三三七	一九、二三八
大正十三年度末	三、四〇五	三五、六四五	二三、四六一	五三、四〇六	一二九、四五九	一八一、四八三	四、三二一	五八、〇八七	六、九三八	四七九	一九、五〇〇
大正十四年度末	三、六一七	三三、二一九	二〇、八一九	五一、五九〇	一三七、二一二	一八三、六八二	四、五四一	五九、六八二	五、八一三	四七二	二〇、一七八
昭和三年度末	三、六一三	未詳	三〇、四九三	五〇、八〇六	一四四、四四三	一八七、七三二	未詳	未詳	五、九八三	未詳	二〇、二〇九

備考　＊八年度初メヲ示ス

第三表（其二）　官廳現業員共濟組合成績表

（第四十六回統計年鑑ニ據ル）

	組合員數 男	組合員數 女	組合員數 計	收入金（圓） 總額	收入金（圓） 組合員掛金	支出金	給與人員
印刷局現業員共濟組合（昭和元年）	一、九五一	一、六六二	三、六一三	二八〇、六六五	一〇〇、九一六	二四三、一〇二	二、六一〇
警察共濟組合（大正十四年）	五九、六八二	五九、六八二	一、五三九、七九七	六八七、二〇七	二二五、九三九	七六五、三一〇	二六、二八一
土木事業從事員共濟組合（昭和元年）	五、九八三	五、九八三	四七七、七八一	二二五、九三九	三六二、九七九	一三一、九三九	三、二九八
專賣局現業員共濟組合（大正十四年）	八、五七五	三三、二五九	八二一、〇二三	三六二、九七九	一五、三三五	四〇〇、〇二二	一一、五六一
造幣局共濟組合（大正十四年）	四〇四	六八	四七二	三二、二八九	一五、三三五	三、一六四	三七

陸軍共濟組合（昭和元年）	三〇、四九三		三〇、四九三	九七、三七八	四七〇、〇五七	三四、三一六	二一、五七
海軍共濟組合（昭和元年）	四九、九五五	八三一	五〇、八〇六	五、〇一五、九六三	一、八七七、〇四三	九八〇、五三一	二六、六四八
林野現業員共濟組合（大正十四年）	四、五四一		四、五四一	一一四、〇一三	六〇、〇六五	七五、六五六	二、一一五四
製鐵所共濟組合（昭和元年）	一九、四七二	七三七	二〇、二〇九	六、四一一、七一八	六六、九二三	四九五、八九一	一〇、三九四
遞信部內職員共濟組合（昭和元年）	一〇五、八三一	二六、六二二	一四四、四三	六、六〇二、三六一	二、九二二、〇三〇	二、九二〇、二二一	五五、一一一
國有鐵道共濟組合（昭和元年）	一八七、七三三		一六七、七三三	一五、〇八五、九七七	六、八三六、四三一	五、〇五六、九六〇	一〇四、五六一

第四表　簡易保險統計

第四表（其一）　簡易保險事業成績累年表　（簡易保險局統計年報に據る）

年度末現在	昭和元年度	大正十四年度	大正十三年度	大正十二年度	大正十一年度
新契約 件數	二、五〇七、一一六	二、五〇〇、〇九三	一、九六六、一四九	一、四〇七、五三二	一、五二二、九四〇
新契約 保險金（圓）	三九、六三七、〇〇九	三三、三〇八、三七三	二六一、六四四、三六	一九、〇五六、三〇一	一六、四七七、四三
復活 件數	六四、一六五	五一、八六一	四七、八三二	三七、三六六	三九、六四八
復活 保險金（圓）	八、三〇五、三九一	六、六六七、四三三	六、六六七、四三一	四、二九八、五四八	三、三六八、〇九一
死亡 件數	一〇七、〇八二	八四、一八一	七二、二八一	六一、四七六	四四、五六〇
死亡 保險金（圓）	一四、一八七、七八四	一一、〇六二、一八七	九、〇八五、五七五	八、一〇七、三七七	六、九七五、七三六
解約 件數	一二六、九五六	九七、七八七	六、三五五	五、三四四	四六、九九七
解約 保險金（圓）	一八、七〇九、九七三	一四、一八五、二九五	八、六八九、五二九	六、二二、四四五	五、〇〇六、七七〇
失效 件數	五八六、八三六	五七六、三四一	四七、〇三九	三三九、一七四	三四八、四八六
失效 保險金（圓）	六七、九四四、六六一	六八、四五三、三五二	六五、三七八、九六四	四四〇、〇五八、二四一	三六、九五三、四三七
其他ノ事由ニ因ル減 件數	二、三八五	三、〇七三	二、〇一六	一、三五一	一、一一八
其他ノ事由ニ因ル減 保險金（圓）	四、九三一、二二六	四、一一六、一八八	二、四三五、五六二	一、五三五、三八七	一、一六二、六四五
現在 件數	一〇、五一四、五五五	八、三二三、六六八	六、五三三、一一六	五、一五四、〇〇六	四、二〇九、七五一
現在 保險金（圓）	一、二六六、五〇七、九九九	一、〇五三、七七九、八九二	八二一、六四九、二一一	六一八、三七七、三一四	四七七、五九七、七二七

第四表（其二）簡易保險契約狀況（昭和元年度末現在）

件數	終身保險 個人契約	終身保險 團體契約	終身保險 合計	養老保險 個人契約	養老保險 團體契約	養老保險 合計	統計 個人契約	統計 團體契約	統計 合計
保險料（圓）	一、八一四、〇六七	四二、六四四	一、八五六、七一一	五、三七、五〇六	六〇、八五三	五、三七八、三六〇	七、一三一、五七三	二六五、五〇六	一〇三、四九七
保險金（圓）	四三、八五、〇二四	一三、七四九、〇三六	四六七、六〇〇、〇四〇	八〇八、二八九、〇三九	一〇、六一八、八一九	八一八、九〇七、八五九	一、二六二、一四〇、〇五四	二四、三六七、八四五	一、二八六、五〇七、八九九

〔備考〕圓以下切捨

第四表（其三）簡易保險事業各月狀況（簡易生命事業概況ニヨル）

昭和二年

	新契約件數	死亡件數	解約件數	失効件數	月末現在 件數	月末現在 保險料金（圓）	月末現在 保險金（圓）	人口千人ニ對スル新契約件數割合	人口千人ニ對スル月末現在件數割合
一月	九一、八五一	一、一六六	三、〇五五	三九、三五〇	九、五三三、八一五	六、八九四、七〇七	一、三九、五九四、四六六	一・五一	一五六・三〇
二月	二一五、一九五	九、三四九	一〇、九五〇	五五、一五九	九、六六六、六九〇	六、九九六、三七六	一、二四六、六四一、五七二	三・五三	一五八・六六
三月	四四四、八四二	八、八八四	九、八二〇	四六、〇〇七	一〇、〇五一、一二六	七、二四一、三四九	一、二八八、七六二、八一三	七・三〇	一六四・九七
四月	一七四、七五一	一〇、〇七八	一三、五九二	五一、四二六	一〇、一五四、八六〇	七、三一〇、六六〇	一、二九八、七一八、九六一	二・八七	一六六・六七
五月	一五三、九二五	一一、二六九	一三、一七七	三六、七三九	一〇、二五三、六三一	七、三九二、五七六	一、三一三、六〇一、四〇四	二・五三	一六八・二九
六月	二〇一、七七九	一〇、四六四	一三、二六二	四四、九五四	一〇、三九三、一四〇	七、五〇六、〇六〇	一、三三〇、七九四、六四五	三・三一	一七〇・五八
七月	一九一、九四九	九、八九七	一四、八六五	三七、八〇六	一〇、三二六、九六〇	七、六一一、二七三	一、三四七、七八一、六三六	三・一五	一七二・七八
八月	一四八、七九七	一〇、二八〇	一〇、九五一	八一、七二七	一〇、五七七、二七九	七、六六七、四〇五	一、三五五、九八六、八一五	二・四四	一七三・六〇
九月	一六九、八四七	一〇、二二三	一一、九五六	六一、〇七〇	一〇、六六九、九四九	七、七五〇、一六八	一、三六八、六〇三、八四六	二・七九	一七五・一三
十月	二八七、四〇二	一〇、九七九	一四、四三五	四八、〇八三	一〇、八九〇、八二九	七、九一六、〇一六	一、三九六、七二三、六四一	四・四三	一七七・七五
十一月	二四五、七二八	一〇、七七〇	一三、〇三〇	五〇、一五一	一一、〇六九、三九一	七、〇五〇、一〇四	一、四一七、九一〇、六三九	三・七四	一六八・四四
十二月	一六七、二一六	一一、三六一	一三、五五四	四九、四八二	一一、一六九、〇三六	八、一三一、二三五	一、四三〇、八五四、四五七	一・二五	一六九・九六

計　二、四九三、二八二　一二四、七一〇　一四七、六四七　六〇一、九五五

〔備考〕人口千人ニ對スル割合ハ十月迄ハ大正十五年十月一日現在推計人口、十一月ヨリハ昭和一年十月一日現在推計人口ニヨル但シ南洋關東洲及樺太ハ大正十四年十月一日國勢調査人口ニヨル。圓以下ヲ切捨ツ

第四表（其四）簡易保險積立金事業別貸付狀況（簡易保險局調）

	昭和二年度末現在		昭和元年度末現在		大正十四年度末現在		大正十三年度末現在		大正十二年度末現在	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
		圓		圓		圓		圓		圓
共同宿泊所	三	五二五、四五一	三	五五七、七二四		四一〇、〇〇〇		五〇、〇〇〇		五〇、〇〇〇
簡易食堂	三	一二、一七一	三	一八六、八〇九		一四六、〇四五		八二、四八五		一〇六、七〇九
公益市場	三九	五、四二四、〇〇五	三	三、三六六、五八五		二、六〇八、八三一		二、三〇一、六一七		二、三〇一、六一七
食糧品供給事業	四	一八、二五九		一六、〇〇〇		一八、二〇〇		二七、五三七		二七、五三七
廉價日用品販賣	一七	二、三〇四、一六一		八五四、四八五		六三八、七四七		五一一、〇五三		五一一、〇五三
産業診療所	一	五一、九一〇		六二、四〇一		六七、四〇〇		六七、四〇〇		六七、四〇〇
公立結核療養所	三	二七七、九三六		三三、八七五						
公設職業紹介所	一三	四〇五、七七一		四〇五、一六七		二七一、八三八		二三一、〇二四		二七九、九八三
公設質屋	三七	一、三一〇、一六九		五一〇、九五〇		二六九、五二九		二七一、五九三		三八、九六四
同上舊債償還				一五、〇〇〇						
公設託兒所	六	三一六、二〇七		二七五、三九二		二四、七三八		三九、三五〇		二七五、四一九
公益浴場	八	一一七、七〇八		一三九、五四九		一〇一、九八六		一三七、一五七		一一六、〇〇〇
自作農創設維持	三六六	三一、三五八、九一八		一九、六五九、九九六		八、九三二、四一五		六、〇〇三、〇七六		一、八四二、七〇〇
地方改善地區整理	一五	五三二、〇七〇		二八四、〇〇〇		一五四、〇〇〇		五七、〇〇〇		
同上舊債償還				三〇、〇三〇						
就職旅費貸付及日雇勞働者資金貸銀立替金										
小額生業資金貸付資金	一	五〇〇、〇〇〇								
	五	七九、九〇〇								

住宅	三〇二	二、六四〇、九九	二、九八九、三二	一〇、四〇一、一四二	九、八四三、六九	九、二六二、一二六
同上舊債償還	—	—	一六、四〇〇	—	—	—
傳染病院	一〇二	三、一六四 四二	九六、八三一	四六一、〇一二	二四四、三二	四一、〇〇〇
同上舊債償還	—	—	三〇六、九〇〇	—	—	—
衛生試驗所	—	—	—	—	—	—
細菌檢査所	—	—	—	—	—	—
農業倉庫	八一	二、二六三、三四四	一、三二八、九四四	六一八、四九六	三四四、〇四二	二二、〇〇〇
下水道	六三	一四〇、〇六四、六六	四一四、二〇六	三六四、〇〇〇	—	—
同上舊債償還	—	—	二、二九四、八三四	一、二六〇、〇〇〇	—	—
汚物掃除施設	六	四四八、九〇〇	—	—	—	—
共同農具牛馬購入	一〇	二二四、七〇〇	—	—	—	—
小學校	一、九二一	四四、九二〇、三九五	二四、九一四、八二一	一四、六八、五六四	九、四四、九四四	四、二二〇、〇九一
同上舊債償還	—	—	三、九〇八、二二四	一、二二二、四〇〇	—	—
實業補習學校	一〇	二二、三〇四	二二、八三二	八、二三二	九〇〇	—
公立病院	三四	六八、二〇四	二〇二、八三四	四〇、〇〇〇	—	—
同上舊債償還	—	—	六〇、〇〇〇	—	—	—
上水道	二四三	二、二四八、五二四	一〇、二四二、〇八四	六、一九七、二三三	二、〇八九、四一八	八〇、〇〇〇
同上舊債償還	—	—	一、四一〇、二九一	四〇〇、〇〇〇	—	—
公立圖書館	—	—	—	—	—	—
漁業共同施設	二四	一、四七、四二二	二二、〇〇〇	—	—	—
耕地整理事業	二一	四七一、二〇〇	—	—	—	—
普通水利組合事業	二	六四、〇〇〇	—	—	—	—
北海道土工組合事業	二	二一、二〇〇	—	—	—	—
市町村聯合	七	九八、四〇〇	—	—	—	—

三等郵便局　一　七三、三〇〇　一　八七、一八二、一九二　一　四九、六九七、〇四八

合計　三、三五七　一四九、九二〇、三〇二　一　三、二六六、〇三九　一　三、六六、一一〇

備考　圓以下切捨

第五表　郵便年金事業各月狀況（郵便年金事業概況に據る）

	新契約 件數	新契約 年金額 圓	死亡	解約	法定解除	消滅件數 其他ノ増減	月末現在 件數	月末現在 年金額 圓	月末現在 一件平均 圓
大正十五年十月	三、五〇五	二、七〇七、四九六	—	—	—	—	三、五〇五	二、七〇七、四九六	一二〇・三
十一月	一、三五九	一、三五九、六二五	—	四	—	(一)	三、四〇六	四、〇六三、九六五	一二六・二
十二月	一、四九一	一、四九一、二四八	五	三	—	—	五、五四八	五、五四八、九七八	一一〇・一
昭和二年一月	七、〇四一	六、五四、七一二	一六	六三	—	—	六、一九二、六二八	五七、三五三	一〇八・〇
二月	六、一四二	五、五五、九八三	九	二一	—	—	六、七一七、一八二	六三、二七五	一〇六・二
三月	七、九三三	六、七八、八五四	一三	一八九	—	—	七、三六七、〇一〇	七一、〇〇七	一〇三・八
四月	二、七二四	二、六一、六八六	二一	二、三三四	—	—	七、二八九、九〇二	七一、一五六	一〇二・四
五月	二、二三五	二、二三、五六三	二〇	七六七	(八)	—	七、三五九、三二八	七二、三六六	一〇一・七
六月	六、二五九	五、三六、一一七	一五	二、三四二	(二)	—	七、五五一、八一〇	七五、九二三	九九・五
七月	二、一八五、二八三	二、一八五、二八三	三二	一、三一六	(二)	—	九、四六九、九六六	九七、四八一	九七・一
八月	二、一四〇、五一〇	二、一四〇、五一〇	二八	六四九	(二)	—	一一、二七〇、七七三	一一九、八二一	九四・一
九月	一、三一五、六〇四	一、三一五、六〇四	三六	四六一	(一)	—	二、〇八三	一三、三〇五、八七〇	九〇・四
十月	二、一一一、二六七	二、一一一、二六七	三九	四五七	(二)	—	一、六六三	一四、一七四、〇五一	八八・七
十一月	一七、四五二、八四九	一七、四五二、八四九	三一	八九三	(五)	—	九六一	一五、三六六、二二二	八七・五
十二月	六五一、八六〇	六五一、八六〇	四〇	九四六	(五)	—	一、三二一	一五、六一九、二四六	八六・一

第六表（其一）　第六表　健康保險統計（社會局保險部調査）

健康保險被保險者各月狀況

政府管掌ノ分

	強制被保險者 月末現在	強制被保險者 增加員數	強制被保險者 減少員數	任意包括被保險者（月末現在）	任意繼續被保險者（月末現在）	合計（月末現在）
昭和二年一月	九七三、八四九	六〇、七九七	八一、六七六	六六一	四三	九七四、五五三
二月	一、〇九六、二三七	一二四、三七九	五一、八四五	七一六	六九	一、〇九七、〇三三
三月	一、一四〇、二三八	九六、四八八	五二、四三一	一、〇二〇	一四九	一、一四一、四〇七
四月	一、一五九、六一七	七四、〇五三	五四、五七八	一、一四六	一九九	一、一六〇、九六二
五月	一、一三一、三三五	四八、一六六	七六、四五九	一、一二三	二六九	一、一三二、六〇六
六月	一、一三八、七〇六	六八、六〇四	六一、一五六	一、一五二	二九七	一、一四〇、一五五
七月	一、一六五、〇八三	七五、七八七	四九、四〇三	一、一五七	三一五	一、一六六、五五五
八月	一、一四一、六七三	五〇、六六二	六四、八一三	一、三四一	三〇一	一、一四九、三一六
九月	一、一四七、八七五	五〇、〇五七	四九、八五九	一、四三二	二六一	一、一四九、五六八
十月	一、一四六、七三七	四五、八五一	四六、九八九	一、四八二	二二五	一、一四八、四四四
十一月	一、一四四、〇七二	四一、五四六	四四、六七六	一、五二八	二三四	一、一四五、八三四
十二月	九六六、八九六	三二、〇八九	二〇九、二二六	一、四六八	二七八	九六八、七四二

第六表（其二）

健康保險被保險者標準報酬等級別累月表

（政府管掌ノ分）

	強制被保險者 月末現在	強制被保險者 增加員數	強制被保險者 減少員數	任意包括被保險者（月末現在）	任意繼續被保險者（月末現在）	合計（月末現在）
第一級	二五、二七六	二八、一二四	三〇、五二六	三四、三三二	三六、〇四二	三七、五九七
第二級	三七、八九三	四三、六二一	四七、五二一	五二、一七〇	五五、三三二	五三、七六七
第三級	六四、六九三	七八、三七三	八六、九六一	九七、七八九	九六、七五八	九九、五四六
第四級	二二、〇二三	二四、四四〇	二七、一二六	二六、〇四二	二七、三一〇	二九
第五級	七八〇、六六〇	二四、四四〇	二七、一二六	二六、〇四二	二七、三一〇	二九
第六級	七八一、二三四	二七、四八四	二七、〇七一	二六、五三六	四四	八〇七、八一四
第七級	七七四、九八二	三三、五五一	三九、〇〇三	二六、三九九	五〇	八〇一、四三一
第八級	七七七、五八三	三九、七一七	三四、九八三	二六、一六八	五一	八〇三、八〇二
第九級	七六九、九五〇	二六、八一三	三五、四八一	二六、一三三	六五	七九六、一三七
第十級	七六一、一二四	二〇、四八〇	二九、三一四	二六、一二九	六〇	七八七、三二三
第十一級	七五八、四〇八	二三、八〇三	三四、五五八	二六、〇七〇	四八	七八四、五二六
第十二級	七四八、八八三	一九、七八六	三三、二七一	二六、〇三七	六七	七七四、九八七
第十三級	七四七、七六五	三一、〇二八	三二、一三八	二六、〇六三	四八	七七三、八七六
第十四級	七五四、八六三	二六、三〇四	二七、三一六	二五、八二五	四五	七八〇、七三三
第十五級	七五六、七五八	二五、五一八	二五、二一九	二五、八〇八	四六	七八二、六一二
第十六級	七五三、三八七	二〇、七一六	二五、四四八	二八、四九六	六七	七八一、九五〇
第一級	三一、一七九	三〇、九一八	三二、四三四	三三、三三四	三三、二五二	二八、九二九
第二級	五三、七六七	五四、五九〇	五四、五五五	五四、七〇〇	五四、九四八	五四、六六五
第三級	九九、五三三	一〇一、〇一七	九九、八八〇	九九、八一四	一〇〇、〇一四	九九、八三五

第四級	八〇、五五三	九九、五一八	一〇八、五八六	一二三、一三五	一〇九、四二六	一一一、二八三	一一九、四七一	一三〇、二九五	一一九、〇二一	一一九、〇五五	一一八、六八三	九二、〇六一
第五級	八六、九二一	一〇五、〇七九	一一〇、九二五	一一三、八九四	一〇九、七一九	一一〇、八八二	一三一、二一九	一三三、七二一	一三一、六二五	一三一、一三七	一三〇、六〇〇	九〇、三二八
第六級	八五、一六〇	一〇四、〇〇九	一一三、五一四	一一一、六四五	一〇七、四六二	一〇七、三九七	一一七、二二五	一一八、四五六	一一七、四〇三	一一七、一九五	一一六、五七五	八六、四六八
第七級	一八〇、〇一五	二〇九、五三三	二二〇、六八四	二二八、二八二	二〇八、五四七	二〇七、九九二	二〇七、九九二	二一一、三七五	二〇九、六五三	二〇九、二四五	二〇七、九九七	一六三、六〇六
第八級	一三五、六三六	一三一、四一四	一三三、八二四	一三〇、四四三	一三五、九八三	一三三、三六四	一三三、八〇〇	一三三、八〇〇	一三三、四一〇	一三三、四一七	一三三、二三九	一一五、一四四
第九級	九五、二二八	九六、八五八	九四、六一〇	九五、五四三	九三、九九二	九三、五九九	九〇、三〇〇	九二、二四七	八九、六四六	八九、四八二	八九、七九〇	八八、二三五
第十級	六八、四六八	六九、四八七	七〇、四九八	六九、二三二	六八、〇五八	六七、九六三	六五、二九五	六六、二八五	六四、五六八	六四、五四五	六四、六〇三	六三、九二五
第十一級	四三、三二五	四八、二六八	四三、六七三	四三、四四二	四三、一五一	四三、一一一	四一、四四二	四一、〇九一	四〇、九四五	四〇、六八九	四〇、七〇〇	四〇、二四三
第十二級	二九、五六七	三一、三二四	三一、〇三一	三一、四一二	三〇、五九五	三〇、五三一	二九、六二一	二九、四七九	二九、三一二	二九、四二三	二九、一三〇	二九、〇五二
第十三級	二一、三三五	二〇、六四八	二〇、二五四	二〇、二九五	二〇、〇七六	一九、九一四	一九、五七二	一九、九一六	一九、五四〇	一九、四三五	一九、二八三	一九、〇四〇
第十四級	一三、五四三	一四、二二二	一三、九七五	一三、八八二	一三、七〇二	一三、二二二	一三、二八〇	一三、三九二	一三、六七二	一三、六〇六	一三、四八八	一三、二六六
第十五級	九、九七六	九、八五七	一〇、〇五六	九、五八八	九、四八一	九、四二八	九、四一三	九、五六〇	九、一七七	九、一九〇	九、二〇七	九、一七二
第十六級	六、八六四	六、七二八	六、七七九	六、八七八	六、七六三	六、七五五	七、〇二五	七、三二三	六、八二七	六、七二九	六、六七六	六、六八三
計	九七四、五五三	一、〇九七、〇二三	一、一四一、四〇七	一、一六〇、九六二	一、一三二、六〇六	一、一四〇、一五五	一、一四九、二八七	一、一六六、五五五	一、一四九、五六八	一、一四八、四四四	一、一四五、八三七	九六八、七四二

第六表（其三）健康保險收支概況調

1. 收入ノ部（實數）

昭和二年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	計	一ヶ月平均額	一ヶ月平均豫定額
収入	五三〇、二四四圓	一、五〇九、八〇一圓	一、四五三、〇八二圓	一、四一三、九七八圓	一、四六九、六六三圓	一、三九七、四三圓	七、七七四、一九〇圓	一、二九五、六九八圓	一、八四八、一六六圓
済額									

保険料

第三部　統計表

2. 支出ノ部（實數）

	昭和二年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	計	一ケ月平均額	一ケ月平均豫定額
療養給付費	一四五圓	六六四、三九〇圓	七五一、四六一圓	七七三、六八〇圓	七九五、四七二圓	七六七、〇八二圓	七八五、五二九圓	四、五三六、七五九圓	七五六、一〇三圓	一ケ月平均豫定額
療養費 日本醫師會	—	六〇六、七五〇	六七九、八五〇	六九五、一七九	七一八、四七九	六八三、七三〇	七〇二、一二五	四、〇八六、一二三	六八一、〇一九	八〇四、四八〇
療養費 日本齒科醫師會	—	五五、九六九	六二、七三〇	六四、一七二	五九、一七五	六四、七九二	六七、七六二	三七四、六〇〇	六二、四三三	四八八
療養費 日本藥劑師會	—	七二	三〇三	七〇一	八九六	—	九五六	二、九二八	四八八	九、七六三
看護費	三	一、一一九	五、二一三	六、七〇六	一〇、九八一	九、五一八	七、〇四一	四〇、六一〇	三四	三四
移送費	—	二四	三八	五八〇	三八八	五三七	三二〇	一、八八七	五、〇八五	五、〇八五
療養費	一一三	四五六	三、三一七	五五五六	五、三三九	八、五〇五	七、三二五	三〇、六二一	三九七、八二八	三九七、八二八
傷病手當金	九、八五八	一三三、一二六	三〇四、八八五	四七五、七七二	四八四、二三〇	五二八、〇八〇	四七〇、八八八	二、三九六、八三九	三四、〇〇五	三四、〇〇五
出產手當金	四三三	八、三三五	二四、五〇二	四七、九九八	四〇、三一八	四二、九一三	三九、九六六	二〇四、四五三	四五、三六六	四五、三六六
分娩費	八、〇四〇	二六、八七〇	四三、八二七	四六、五一六	六六、二八七	四八、九七三	三九、七一〇	二八〇、二三三	一四、〇〇一	一四、〇〇一
埋葬費	二、九七一	七、〇七七	一〇、六八九	一四、九三八	一八、〇五六	一六、八〇八	一六、四三七	八六、九七六	二八、六三五	二八、六三五
計（平均）	三、四三六	八二九、七九八	一、一三五、三六四	一、三七七、九〇四	一、四〇四、三六三	一、四〇三、八五五	一、三五二、五三〇	七、五〇五、二五〇	一、二四七、三〇三	一、七三三、三〇三

備考　一、被保險者數ハ一、一一六、〇四二人トシテ計算セリ
　　二、一ケ月平均額ハ一月分ヲ除キタルモノノ平均額トス

3. 收入ノ部（被保險者一人當月額）

	昭和二年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	計	一ケ月平均額
保險料	一圓	一・四七五圓	一・三五三圓	一・三〇三圓	一・二六七圓	一・三一七圓	一・二五二圓	六・九六六圓	一・一六一圓

4. 支出ノ部（被保険者一人當月額）

	支出済額							一ヶ月平均額	一ヶ月平均豫定額
	昭和二年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月		
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
療養給付費	—	・五九五	・六七三	・六九六	・七一三	・六九一	・七〇四	・六七九	・七二一
醫療費（日本醫師會 日本歯科醫師會）	—	・五四四	・六〇九	・六二三	・六四四	・六一三	・六二八	・六一〇	・六一九
看護費	—	・〇五〇	・〇五六	・〇五八	・〇五三	・〇五八	・〇六一	・〇五六	・〇五七
移送費	—	・〇〇一	・〇〇五	・〇〇六	・〇〇九	・〇〇九	・〇〇六	・〇〇六	・〇〇六
療養費	—	—	—	・〇〇四	・〇〇二	・〇〇四	・〇〇二	・〇〇三	・〇〇三
傷病手當金	・〇〇九	・一一〇	・〇〇五	・〇〇五	・〇〇五	・〇〇七	・〇〇七	・〇〇五	・〇〇五
出産手當金	—	・〇〇七	・〇二六	・〇二六	・四三四	・四七三	・四二三	・三五七	・三五六
分娩費	・〇〇七	・〇二四	・〇二九	・〇二六	・〇二六	・〇二六	・〇二六	・〇二六	・〇二六
埋葬費	・〇〇三	・〇〇六	・〇一〇	・〇一三	・〇一六	・〇一五	・〇一六	・〇一三	・〇一三
計（平均）	・〇一九	・七四一	一・〇一七	一・二三〇	一・二五八	一・二六二	一・二一六	六・七三四	一・五五四

第六表（其四）

1. 政府管掌ノ分

健康保険給付件數

		昭和二年一月	終了件數	翌月繰越
療養ノ給付	業務上	三、一三八	三、〇七九	一〇、八八〇
	業務外	一三六、七九八	七五、〇七三	一五、一九七
	計	一五八、九三六	九六、一五二	二六、〇七七
療養費	業務上	六	二	四
	業務外	三	二	一
	計	九	四	五
傷病手當金	業務上	一、一三五	六五八	三九三
	業務外	一、八三一	一、一三六	六一〇
	計	二、九六六	一、七八四	一、〇〇三
産院助産手當金		—	—	—
出産手當金		一	—	—
埋葬料		三六	五〇	一七〇
埋葬費		三七	—	—
分娩費		四一、五四三	—	—
		—	—	—

		療養給付	療養費	傷病手當金	產院收容	助產手當	出產手當金	埋葬料	埋葬費	分娩費
一月	新件數	三六、三二一	二、八四	三九、八四五	二二	二二三	一、四九五	三四四	三三	一、〇六〇
	終了件數	二六二、〇八五	二、三三三	二二、四二六	一〇	九三	一四五	一	一	一
	翌月ヘ繰越	四八、〇四一	四六二	一八、一四四	二	五	一、二六四	一	一	一
二月	新件數	三三、九二一	二、五六	四四、六四九	一一	三四	一、九二二	三四四	四四	一、六三四
	終了件數	三三、一八四	一、六二〇	四〇、九六五	二二	三三	九九	一	一	一
	翌月ヘ繰越	九一、六〇九	一、四六六	三四、九三〇	一	一	二、一九	一	一	一

2. 保險組合管掌ノ分

一月	新件數	一五六、二一一	二、八四	三九、八四五	二二	二二三	一、四九五	三四四	三三	一、〇六〇
	終了件數	一六二、〇八五	二、三三三	二二、四二六	一〇	九三	一四五	一	一	一
	翌月ヘ繰越	四四、〇四一	四六二	一八、一四四	二	五	一、二六四	一	一	一
二月	新件數	一三三、九二一	二、五六	四四、六四九	一一	一三四	一、九二二	三四四	四四	一、六三四
	終了件數	一三三、一八四	一、六二〇	四〇、九六五	二二	一三三	九九	一	一	一
	翌月ヘ繰越	九一、六〇九	一、四六六	三四、九三〇	一	一	二、一九	一	一	一
三月	新件數	一六、九六五	一四、一三三	一四、一六六	四四	一四	四一	四、〇〇九	八、六六	二、三六六
	終了件數	一五、三三一	一六、四九〇	一〇三、〇六一	四六	四〇	九六	四、四九四	一〇、八九六	三三、四四一
	翌月ヘ繰越	五、六六	九、一三三	九、九〇二	二	二	三	九一	一、三五四	一、四三四
四月	新件數	一八、三三一	二三六、八八八	一四四、四二九	九六	三〇三	三六一	八、九九六	四三、六四一	四四	一、二三一
	終了件數	一四〇、四四	二二一、六六一	二三八、六六三	五一	九一	一三三	五、四〇六	二三、四四九	一一、九六四	一	一
	翌月ヘ繰越	六、八四〇	一二、二三三	一〇、二二三	二	二	五	一、二六四	五、四一六	三〇、三〇三	一	一	一
五月	新件數	一九、二四四	一六〇、一二一	一九九、四八三	二二	一三九	二二三	九、二四六	二二、二四一	二六、二三一	二	一	一、一二一	三三九	六六	一、二四二
	終了件數	一八、二三四	一四六、六二一	一六四、九三八	四〇	九九	二二	四、八〇一	二、二二三	一八、〇一六	一	一	一、三三三	一	一	一
	翌月ヘ繰越	九、一三二	二二、四四四	二二、六二三	一	九	一〇	一、六〇三	三、四一九	九、〇二三	二	一	九九六	一	一	一
六月	新件數	二、八四四	二六、二三九	二三、一二二	六〇	二九	三三	六、八八四	二、一八二	二六、〇六六	一	一	二、一三二	三九六	六二	一、八六二
	終了件數	二一、二二四	二〇、一二三	四四、一四九	四六	二三六	三〇四	四、四四九	一〇、八九六	三三、二三三	二	一	一、四〇九	一	一	一
	翌月ヘ繰越	八、三九二	一〇二、一〇九	一一一、三六一	五	六	一一	一、八二五	六、九一一	八、九九六	一	一	九九	一	一	一

| | | |

六月	二八、八四二	二三四、六七三	八・一三七	〇・二〇九	二八三、五〇六	二、八二三、〇八三	九・九一九	二・四八五
七月	二八、四一七	二五四、一九一	八・九四五	〇・二三二	三〇四、七三七	三、〇三二、六六六	九・九五二	二・六五一
計(平均)	一六七、二八八	一、四二八、八三一	八・五四一	〇・一八三	一、七九四、七五三	一七、一一〇、〇一九	九、五三三	二・一九七

備考　七月分ニハ長崎ノ分ヲ含マズ

第六表(其六)　醫師保險醫及被保險者ノ割合　(昭和二年五月調)

健康保險署	被保險者數	保險醫數	診療擔當醫數	醫師百人ニ付保險醫數	保險醫百人ニ對スル被保月擔當醫數	被保險者千人ニ對スル保險醫數	保險醫一人ニ對スル被保險者數	醫師一人當口數
	人	人	人	人	人	人	人	人
札幌	三、四三九	四〇三	一七四	六一	四三	三〇・六	三五	一、六一七
函館	三、八三三	一四五	七七					
旭川	三、八三一	二三二	八〇					
釧路	二、六七九	一二五	四九					
東京	一二七、四五五	四、二一八	二、三三二	六七	三二	三六	二九	七二一
京都	二八、五四〇	八六九	四八五	五三	五九	三〇	三三	八五〇
大阪	一三七、五二〇	二、〇三六	一、三五〇	七七	六六	一五	六八	一、一五一
神奈川	一八、八四六	六九九	三二八	七一	四八	三七	二七	一、四一八
兵庫	五二、〇一〇	一、四二八	八四五	八〇	五九	二七	三六	一、四〇六
長崎	一三、四九八	六一九	二一一	六五	三三	三三	一九	一、一五七
新潟	二三、六四二	八七三	二七三	七三	四四	三九	二六	一、六七三
埼玉	二八、五六二	七二三	四一三	九九	五七	一九	三三	一、九三二
群馬	二三、六六七	六一一	三八一	一〇〇	六三	一八	五五	一、九五六
千葉	五、一五一	七五五	一六三	七六	三	一四七	七	一、四四四
茨城	九、二七二	七一二	一八三	八五	二六	七七	一三	一、六六六

| | | |

徳島	九、二七九	三八六	二〇〇	八二	五三	四二	二四
香川	六、〇三〇	一五四	一五四	六六	一〇〇	六三	三九
愛媛	二六、三三八	五七一	三四二	八二	六〇	三	四六
高知	九、一六二	四四九	一七〇	八二	六	四四	二〇
福岡	五二、〇五九	一、三九二	六四一	六六	四六	二七	三七
大分	一〇、四七〇	六四四	二二七	八一	五三	六二	一六
佐賀	八、八六六	一八九	一八九	三〇	八六	二	四七
熊本	一三、二五九	八三六	二九八	七二	三六	六三	一六
宮崎	六、五六六	三四五	一三七	八九	四三	五二	一九
鹿兒島	八、八三三	八八六	二七五	八二	三一	一〇〇	一〇
沖縄	九〇〇	一四〇	三七	八六	二五	一六〇	六
合計（平均）	一、一六二、五〇二	三一、八〇一	一六、八三六	七〇	五三	二七	三六

備考　一、醫師一人當ノ人數ノ割合ハ衛生局調査ニ係ハル昭和元年度末現在トス

二、醫師百人ニ對スル保險醫數ノ算定ニ用ヒタル醫師數ハ大正十四年末現在數ニ依ル

徳島	二四	一、五〇五
香川	三九	一、六六三
愛媛	四六	一、五四一
高知	二〇	一、三一六
福岡	三七	一、一二三
大分	一六	一、一五七
佐賀	四七	一、〇九一
熊本	一六	一、一二四
宮崎	一九	一、七八九
鹿兒島	一〇	一、三五六
沖縄	六	三、四六七
合計（平均）	三六	一、三一九